

第4期米沢市環境基本計画

令和8年3月

米沢市市民環境部環境課

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 対象とする環境の範囲	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 各主体の役割	4
第2章 現状及び今後の課題	5
1 第3期米沢市環境基本計画の進捗状況の概要	5
2 環境に関する市民意識調査（アンケート）	6
3 課題等を踏まえた施策の方向性	8
第3章 めざす環境像と施策の体系	12
めざす環境像と施策の体系	12
第4章 施策の内容	13
基本施策1-1 エネルギーの地産地消の推進	13
基本施策1-2 省エネルギーと省資源の推進	14
基本施策1-3 気候変動への適応	15
基本施策2-1 ごみの減量化の推進	17
基本施策2-2 資源循環の推進	17
基本施策2-3 ごみの適正処理の推進	18
基本施策3-1 自然環境、生物多様性の保全	19
基本施策3-2 生活環境、快適環境の保全	20
基本施策4-1 環境教育・環境学習の推進、情報発信	22
基本施策4-2 環境保全活動の推進	22
第5章 計画の推進と進捗管理	24
推進体制	24

【資料編】	26
環境の現状	27
第3期米沢市環境基本計画 活動指標・成果指標	69
環境に関する市民意識調査	70
I. 調査の概要	72
II. あなた自身について	73
III. 環境に対する関心について	78
IV. あなたの環境行動について	80
V. 地域環境の満足度・重要度について	83
VI. 今後の市の取組みについて	87
VII. 生物多様性について	88
VIII. 再生可能エネルギーについて	90
IX. 用語の認知度について	91
用語解説	93
米沢市環境基本条例	96
米沢市環境審議会条例	98
第4期米沢市環境基本計画策定の経緯	100
米沢市環境審議会 委員名簿	101

第Ⅰ章 基本的事項

Ⅰ 計画策定の背景と目的

■計画策定の背景

本市では、平成 9 年 3 月に「米沢市環境基本条例」を制定し、平成 13 年 9 月には、環境基本条例に基づき「米沢市環境基本計画」を策定しました。平成 28 年 2 月には、第 3 期米沢市環境基本計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、令和 4 年 3 月に中間見直しを行い、市民・事業者・行政・民間団体の協力のもと、環境施策に取り組んできました。第 3 次計画の計画期間が今年度で終了することから、2026（令和 8）年度を開始年度とする新たな第 4 次計画を策定します。

第 3 次計画から 10 年の間に世界では持続可能社会の実現に向けた動きが加速しており、米沢市においても、令和 2 年 10 月に米沢市ゼロカーボンシティ宣言を行い、令和 4 年 7 月には米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行いました。第 3 次計画の上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」では計画を推進することにより、SDGs の達成を目指しており、本計画においても同様に施策の実施を通して関連する SDGs の達成を目指してきました。

なお、本市は、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、令和 3 年度、「SDGs 未来都市」に選定されました。

また、令和 7 年 5 月に環境省が実施する第 6 回脱炭素先行地域づくり事業に本市と飯豊町を主たる提案者とし、山形県など計 25 者を共同提案者とする共同提案計画が採択されました。

わが国では、令和 5（2023）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が閣議決定され、生物多様性の損失と気候危機の 2 つの危機に対する一体的な取組が必要であるとし、2030 年に向けた目標として「2030 年ネイチャーポジティブ」、2050 年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げています。令和 6 年 5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」においては「循環共生型社会」を掲げ、「ウェルビーイング/高い生活の質」を重視する方針を掲示し、令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を進め、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化や質の高い暮らしの実現等にも貢献することで、将来世代の未来につなげる国家戦略としており、概ね令和 12 年までに国が講ずべき施策を示しています。

SDGs ウェディングケーキモデル

ストックホルム・レジリエンス・センター所長の
ヨハン・ロックストローム氏作成。



地球環境の基盤があることで、私たち人類社会、そして経済が成り立っているということを説明

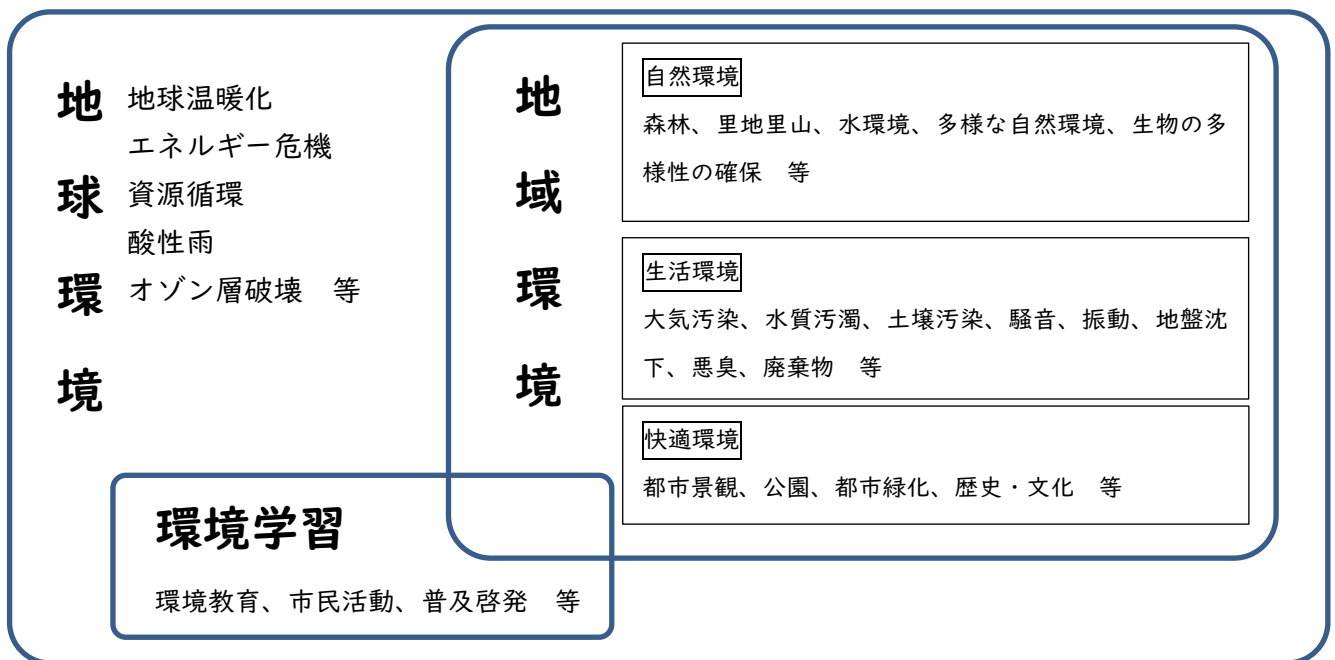
出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

■計画の目的

この計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次世代を含めた市民が快適に暮らすことができるような、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。市民や行政のみならず、本市で活動するすべての人々の参加によって、将来の望ましい環境像を実現することを目指していきます。

2 対象とする環境の範囲

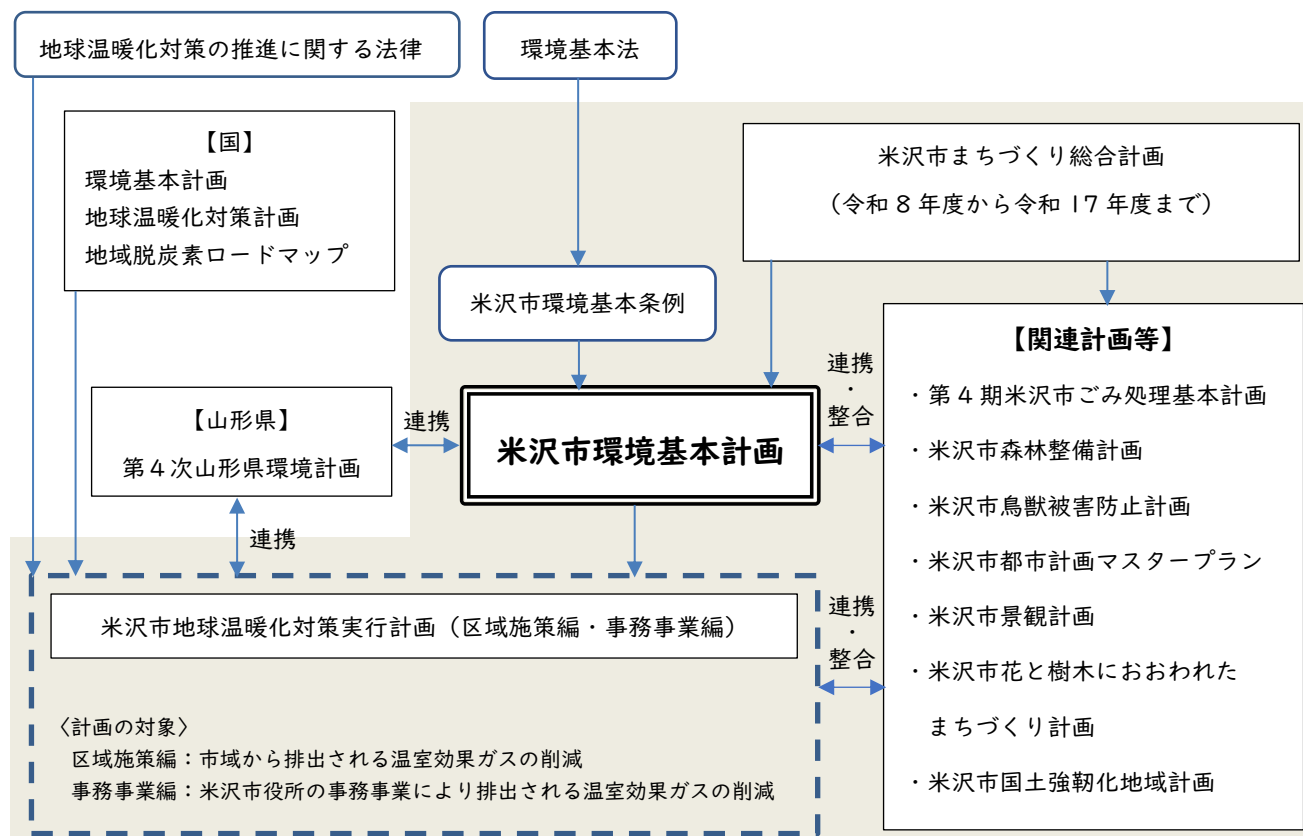
本計画が対象とする環境の範囲は、地球温暖化問題に代表される「地球環境」及び自然環境、生活環境、快適環境で構成される「地域環境」、そして環境学習とします。本計画が対象とする地域の範囲は、本市の区域内としますが、地域循環共生圏など本市環境に関係する場合は周辺の市町等も対象とします。



3 計画の位置づけ

本計画は、「米沢市環境基本条例」第 7 条に基づき策定されるものであり、市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」のもとで、環境行政の基本となる計画です。

また、国や県の動向を踏まえるとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の個別計画と整合を図ります。



※網掛け部分が本市条例及び計画を表す

4 計画期間

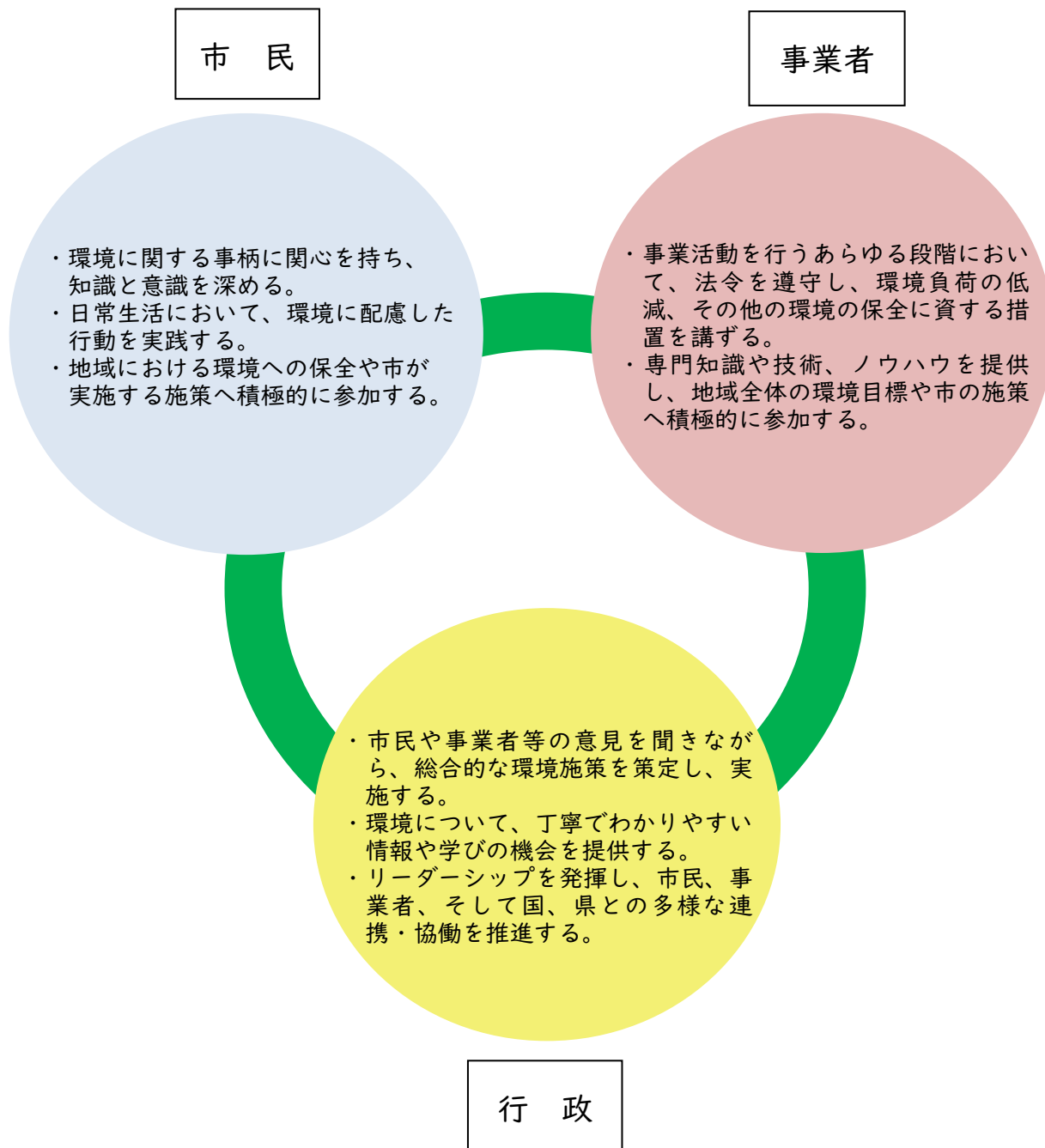
米沢市環境基本計画の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間としますが、5 年を目途として、計画全体の見直しを行います。

ただし、計画の策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の変化等が生じた場合は、随時の見直しも行います。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画 策定	初年度				中間 見直し					目標 年度

5 各主体の役割

本計画の取組にあたっては、市民、事業者、市について、それぞれの役割に応じた行動が必要です。



第2章 現状及び今後の課題

Ⅰ 第3期米沢市環境基本計画の進捗状況の概要

第3期米沢市環境基本計画の進捗状況について、指標を用いた実施成果や市民への環境意識調査（アンケート）結果から得られた満足度・重要度に基づく定量的な評価に加え、最近の社会的な動向などを考慮した定性的な評価も取り入れ、事業などの見直しの必要性を検討することを目的として総合評価を行いました。

（「活動指標・成果指標」の詳細は資料編に掲載）

評価結果まとめの概要は以下のとおりです。

表 第3期米沢市環境基本計画 各施策の評価結果まとめ

基本施策	評価結果まとめ
施策1-1 再生可能エネルギー導入の推進	・再生可能エネルギーの導入において、地域の再生可能エネルギーを利用できるという満足度・重要度が低いことから、住民への再生可能エネルギーの理解を深める活動を継続する必要がある。 ・公共施設への再生可能エネルギー導入について、現在13か所となっており、増やしていく必要がある。
施策1-2 省エネルギーと省資源の推進	・意識調査結果から、多くの市民の方に省エネや省エネ機器を導入していただいている比較的成本がかからないLEDやエアコンが多くなっている。この導入状況を維持し、増加していく必要がある。 ・改修を行った公共施設では省エネ設備を導入し、環境負荷の少ない設備導入を継続して取り組む必要がある。
施策1-3 ごみの減量化と再資源化の推進	・意識調査結果から、ごみの減量とリサイクルショップの利用が進んでいないため、家庭での取組を拡充に向けた普及・啓発が必要である。 ・庁舎や病院、浄水管理センターでの再資源化、リサイクル回収の量は増加傾向にあるため、継続する必要がある。
施策1-4 気候変動への対応	・市域からの二酸化炭素排出量は減少傾向ではあるが、目標達成には更なる取組が必要である。 ・近年の自然災害に備えたまちや、熱中症に備えたクーリングシェルの設置を継続する必要がある。
施策2-1 自然環境と生物多様性の保全	・鳥や昆虫との出会いがあるという項目の重要度は非常に高く、満足度も高いため、継続していく必要がある。 ・里山の保全・森林の整備は目標達成傾向にあるが、有害鳥獣の管理が進んでいないという現状である。
施策2-2 生活環境と快適環境の保全	・不法投棄対策は重要度が高いものの、満足度が低いことから、引続き今後の課題となっている。 ・ポイ捨てについては市民のほぼ全員がポイ捨てを行っていないということだが、ごみが未だに見られることから継続して取り組む必要がある。

施策 3-1 環境情報の収集 と発信の取組	・市立図書館で環境問題やエコに関する図書の充実を図り貸出を行い、大学との連携により小学校において環境講座を開催している。また、小中学校においても地域の環境教育を実施できている。 ・環境意識調査において、環境に関する情報の取得方法は「テレビ・ラジオ・新聞」の回答が最も多く 74.5%となり、SNS が 33.2%、市ホームページが 18.6% に留まっている。また、環境関連イベント・講演会等が 4.7%であり、取得方法として活用されていない状況が伺えた。
施策 3-2 環境学習と環境 教育の取組	・環境学習の機会の満足度は市の平均値なものの、重要度は一番低いことから、環境学習してもらえるように普及・啓発を行っていく必要がある。 ・小中学生には、環境保全につながる取組や理科や社会の学習の中で環境について学習を行い、学校生活や家庭生活に生かせるように指導ができている。

2 環境に関する市民意識調査（アンケート）

本計画の策定にあたり、市民の環境に対する意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の環境施策に反映させていくために、市民意識調査を実施しました。調査結果の概要は以下に示すとおりです。（調査結果の詳細は資料編に掲載）

■調査概要

調査対象 住民基本台帳登録市民から無作為抽出した市民 1,100 名

調査機関 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日

調査方法 郵送による発送・回収

回収結果 322 件（29.3%）

■環境問題に対する関心（現状評価・関心度）

- ・環境問題に対する関心度は平均で 3.97（5 段階評価）だった。
- ・廃棄物対策・資源循環型社会推進などのいわゆる「ごみ」に対する関心度が高い。
- ・地球環境の保全、生活環境の保全などへの関心度も高い。
- ・「歴史・文化・景観の保全」、「脱炭素社会推進」、「環境教育・活動」への関心度が低い。
- ・環境に関する情報の取得方法は「テレビ・ラジオ・新聞」が最も多く、次いで「広報よねざわ」、「SNS」が多かった。

■地域の環境に対する満足度・重要度

【地域の環境に関する設問項目】

①周辺の静けさが保たれている	②におい（悪臭）のない生活が守られている
③住まいの周辺の清潔さが保たれている	④河川・水路の水がきれいに保たれていて、多くの生物がいる
⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている	⑥鳥や昆虫との出会いがある
⑦希少な野生生物の生息・生育空間が守られている	⑧生け垣や屋敷林、街路樹等の緑が豊かである
⑨街並みが美しく形成されている	⑩ゆとりある空間（公園・広場）が整備されている
⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている	⑫環境学習の機会がある
⑬地域の再生可能エネルギーを利用できる	

◆満足度が高い項目

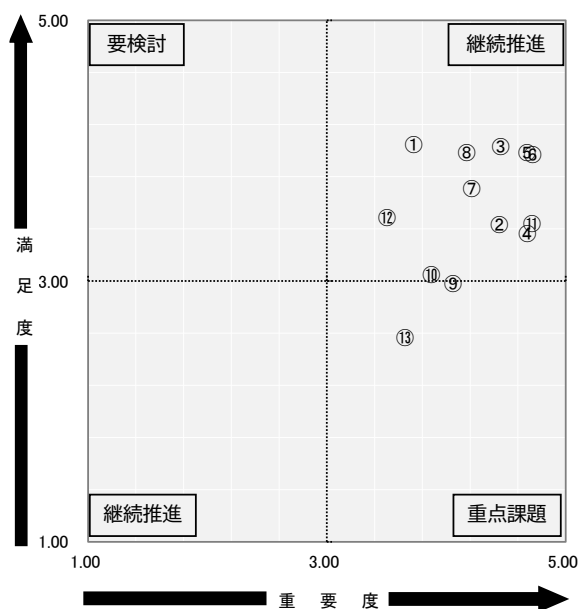
- 「①周辺の静けさが保たれている」、「③住まいの周辺の清潔さが保たれている」、
- 「⑧生け垣や屋敷林、街路樹等の緑が豊かである」、
- 「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」、
- 「⑥鳥や昆虫との出会いがある」

◆満足度が低い項目

- 「⑬地域の再生可能エネルギーを利用できる」、「⑨街並みが美しく形成されている」、
- 「⑩ゆとりある空間（公園・広場）が整備されている」

◆今後の取組の重要度が高い項目

- 「⑥鳥や昆虫との出会いがある」、「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」、
- 「④河川・水路の水がきれいに保たれていて、多くの生物がいる」、
- 「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」



満足度と重要度の散布図

■過年度との比較（平成 26 年度に実施した調査）

◆満足度、重要度がともに増加した項目

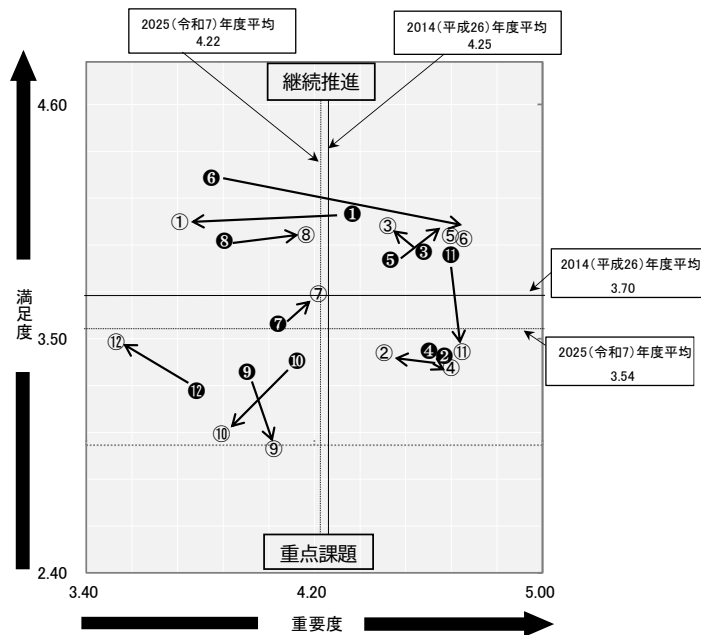
- 「⑤自動車や工場などによる空気のよごれや騒音のない生活が守られている」、
- 「⑦希少な野生生物の生息・生育空間が守られている」

→今後も継続推進

◆満足度が低下した一方、重要度が高くなった項目

- 「⑥鳥や昆虫との出会いがある」、「⑨街並みが美しく形成されている」、
- 「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」

→満足度向上のための取組を推進する必要あり



過年度との比較分散図

※ 1 ①～⑫ 2014（平成 26）年度調査、①～⑫ 2025（令和 7）年度調査

※ 2 「⑬地域の再生可能エネルギーを利用できる」は 2014（平成 26）年度調査時にはないため除外

3 課題等を踏まえた施策の方向性

（1） 地球温暖化・気候変動の影響について

① 自然災害のリスク

地球温暖化による影響は、年間を通した気温上昇、短期間豪雨や台風による洪水、動植物の生息域の変化（在来種の絶滅や外来種の生息域の拡大）、農産物の収量低下や品質低下による商品価格への影響、地域への電気供給設備や医療などのインフラへの影響、熱中症や感染症の増加など広範に及びます。

本市においても、令和 4 年 8 月の大雨により、国道 121 号の道路が崩落する災害が生じ、令和 5 年には熱中症による死亡事故が発生するなど、気候変動は市民生活にさまざま大きな影響を及ぼします。

自然災害が生じるリスクが高まっていることを認識し、気候変動対策として温室効果ガスの排出抑制による緩和策に加え、防災・減災等の適応策についても推進していくことが求められています。

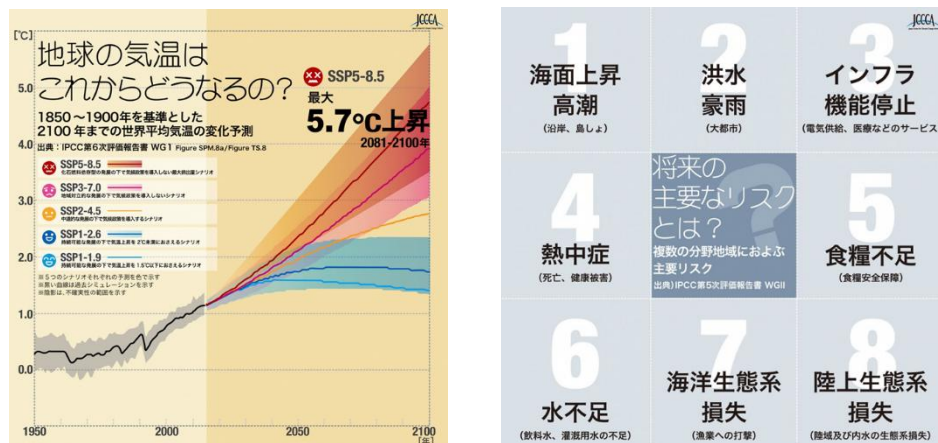
② ゼロカーボンシティの表明（令和 2 年 10 月）

本市は、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、挑戦と創造の精神で 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることを宣言しました。

森林整備の促進、再生可能エネルギーと省エネルギーを推進し、カーボンニュートラル・脱炭素社会を目指す取組がより一層重要です。

また、本市は、令和 7 年 5 月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、市内の上郷、窪田、万世、山

上の４地区の民生部門（家庭、その他の産業部門、公共部門）の電力の脱炭素化を 2030 年度まで実現するため、取組を着実に推進するとともに、その取組を全市域へ展開することも重要となります。



(2) 循環型社会について

① プラスチックごみゼロの表明（令和４年７月）

海のプラスチック汚染は地球規模の問題として深刻化しており、今、世界では、使い捨てプラスチックの削減に向けた動きが加速しています。こうした問題は、最上川の源流に位置する米沢市においても無関係でいられない重要な問題です。

そこで、SDGs の目標達成とゼロカーボンシティの実現を目指す米沢市は、こうした問題に取り組む決意と持続可能な循環型社会の形成のため、これまで実施してきた環境保全活動を一層推進するとともに、プラスチックごみゼロを目指した取組を市民・事業者・行政が一丸となって進めるためプラスチックごみゼロ宣言を行いました。

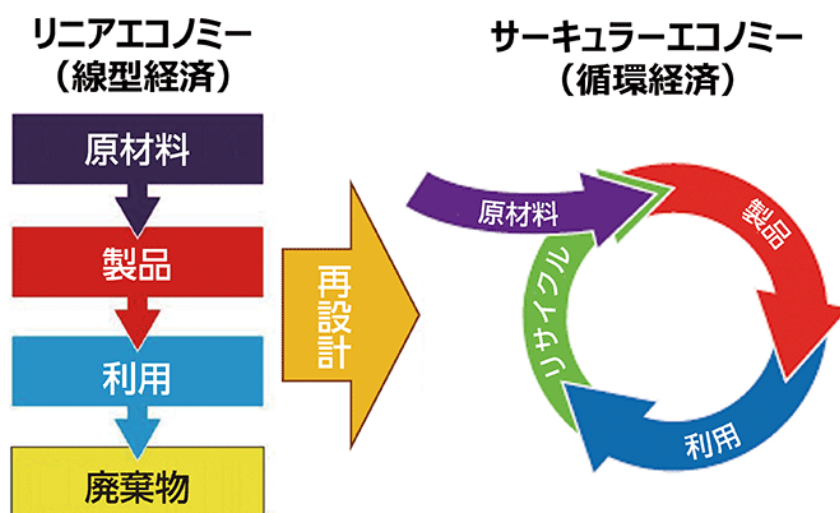
② ごみの発生抑制・サーキュラーエコノミーの推進

本市のごみ排出量は、人口減少とともに減少傾向にはありますが、限りある資源を有効に活用し将来にわたって持続的に発展していくためには、あらゆる分野での資源循環を進める必要があります。さらに、ごみの不法投棄も続いていることから、パトロールを強化し適正な処理を推進することも重要です。

また、これまでの一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものであり、こうした取組を推進していくことが重要です。

サーキュラーエコノミー



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があると言われている成長市場 (出典: Accenture Strategy 2015)

資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

(3) 自然環境の保全について

本市は、豊かな自然環境に恵まれた美しいまちです。こうした環境を未来に引き継ぐため、森林や里地里山の保全及び再生とともに、生物多様性の保全を推進していくことが重要です。

一方、近年は野生動物の市街地出没や農作物被害など市民生活への不安が非常に高まっていることから、野生動物との適正なすみわけ、適正な生息数の管理が必要です。



市街地に出没し柿の木に登るクマ（米沢市内）

(4) 生活環境の保全について

本市の大気・水・土壌については、特に大きな問題もなく推移している状況ですが、公害発生防止のため、監視指導を継続し続ける必要があります。また、近年問題となっている PFAS（有機フッ素化合物）への現状把握をはじめ、生活環境に影響のある必要な調査に継続して取り組む必要があります。また、現在は落ち着いていますが、地盤沈下の抑制、地下水の適正利用の推進継続します。河川環境の保全に努めるため、油漏れ防止、下水道整備及び合併浄化槽設置を促進していきます。

さらに、まちの美化、緑化をはじめ公園の保全、不法投棄防止など市民・事業者・行政が協力して生活環境の保全に取り組んでいきます。



水辺の楽校（窪田町窪田）



松が岬公園（丸の内一丁目）

(5) 環境意識の向上、人づくり・環境基盤の整備について

地球温暖化をはじめとする環境問題は、環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、ライフスタイルや事業活動を見直し、行動変容を促すなど、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自主的・積極的に果たしていくことが重要です。

しかし、市民意識調査の結果から、環境教育・学習に参加する機会が少なく、その必要性が伝わっていないため、行動や活動につながっていないことが多いと思われます。環境問題を自分ごとに捉え、環境意識が向上するような情報発信や学習会開催など工夫が必要です。

また、環境問題は、広範で複雑なことから、情報を市民一人ひとりが、知り、学び、考え、行動できるよう、丁寧でわかりやすい情報と学びの機会を提供し、あらゆる立場や世代の人々が、協働したまちづくりを推進することが不可欠です。

第3章 めざす環境像と施策の体系

めざす環境像と施策の体系

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向け、取組を長期的な視点を持って推進していく必要があります。

各主体（市民・事業者・行政）の連携のもとに、市民一人ひとりが豊かな自然環境と共生し、限りある資源を大切にすることですべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが持続可能で住みよいと感じることができるよう努めていきます。

【めざす環境像】

豊かな自然と共生し、
一人ひとりが限りある資源を大切にする
持続可能な住みよいまち

【基本目標】

1
実現
持続可能な脱炭素社会の

2
資源循環型社会の実現

3
快適な生活環境と安全で

4
人づくり・環境基盤の

【基本施策】

1-1 エネルギーの地産地消の推進
1-2 省エネルギーと省資源の推進
1-3 気候変動への対応

2-1 ごみの減量化の推進
2-2 資源循環の推進
2-3 ごみの適正処理の推進

3-1 自然環境、生物多様性の保全
3-2 生活環境、快適環境の保全

4-1 環境教育・環境学習の推進、
情報発信
4-2 環境保全活動の推進

【施策の柱】

1-1-1 再生可能エネルギーの地産の推進
1-1-2 再生可能エネルギーの地消の推進

1-2-1 省エネルギー・省資源の推進

1-3-1 自然災害への対策
1-3-2 熱中症対策の推進
1-3-3 適応策に関する情報の把握

2-1-1 ごみの減量化の推進

2-2-1 資源循環の推進

2-3-1 ごみ収集所の適正管理と適正排出・分別の推進
2-3-2 ボイ捨て・不法投棄防止の推進

3-1-1 生物多様性の保全
3-1-2 農地の保全
3-1-3 森林の保全
3-1-4 野生動物との共生

3-2-1 公害・環境汚染防止の推進
3-2-2 公園の保全
3-2-3 水辺環境の保全と整備

4-1-1 環境情報の収集・発信
4-1-2 環境学習・環境教育の推進

4-2-1 環境保全活動の推進

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の実現

【方針】

省エネルギーの徹底・再生可能エネルギー導入を進め、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、脱炭素都市の形成を目指します。また、近年影響が顕在化している気候変動への対策、適応策を推進し、激甚化する災害に備え、防災力強化を推進します。

基本施策Ⅰ-Ⅰ エネルギーの地産地消の推進

本市は、令和7年度に採択を受けた脱炭素先行地域づくり事業で積極的に再生可能エネルギーを地産し、その電気を地域内で消費することでエネルギーの好循環を創り出し、さらに市内全域にその取組を拡大していきます。

施策での取組

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 再生可能エネルギーの地産の推進

- ① 国や県のエネルギー政策の動向を注視しながら、木質バイオマス発電や小水力発電のような地域の特性に応じた地域共生型の再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者と地域に対し調整や助言を行います。
- ② 地域の自然環境等と調和する再生可能エネルギーの導入の促進に向け、発電事業者への働きかけと市民理解の醸成を図るとともに、再生可能エネルギー導入に関する本市条例制定の必要性について検討します。
- ③ 米沢市が実施する脱炭素先行地域づくり事業において、市内の事業者と協力し、再生可能エネルギー導入を推進します。

Ⅰ-Ⅰ-2 再生可能エネルギーの地消の推進

- ④ 公共施設において、再生可能エネルギー由来の電力調達を進め持続可能で環境負荷の少ない施設整備を推進します。
- ⑤ 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

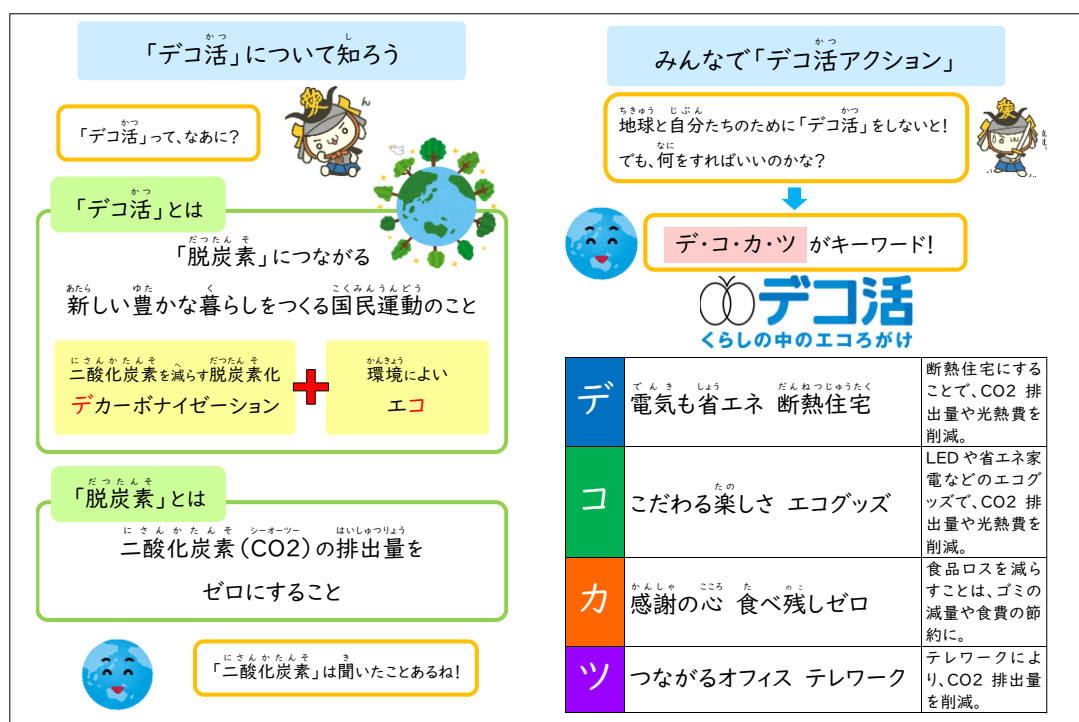
基本施策 1-2 省エネルギーと省資源の推進

公共施設をはじめ建物等の省エネルギー性能の向上、次世代自動車の普及促進や移動の利便性・効率性向上、脱炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する「デコ活」の推進をはじめとした効果的な省エネ行動を促進し、本市における省エネルギー・省資源を推進します。

施策での取組

1-2-1 省エネルギー・省資源の推進

- ① 空調の適正な温度管理や照明の調整など公共施設の施設管理における省エネルギーに資する運用改善に関する取組を推進します。
- ② 公共施設の照明について、2030年度までにLED照明を導入し、公共施設の新築及び改修時にはZEB化等を検討します。また、設備更新時における省エネルギーに資する取組を実施します。
- ③ 住宅や建築物の省エネルギー性能の向上や省エネルギー性能の高い機器や設備、機械などの導入を推進します。
- ④ 公用車の新規導入・更新時等は、電動車をはじめ次世代自動車を導入します。（代替可能な電動車がいない場合等を除く）また、市民や事業者に向け次世代自動車の普及促進に努めます。
- ⑤ 地域公共交通を維持していくとともに、自転車等の利用促進を図ります。
- ⑥ 脱炭素先行地域づくり事業において、断熱改修や省エネ機器導入補助金を実施し、先行地域内での普及に努めます。
- ⑦ 市が率先して省エネルギー活動をはじめとする環境配慮型活動に取り組むとともに、暮らしや事業活動の中で、脱炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する「デコ活」を推進します。



基本施策 Ⅰ－３ 気候変動への適応

基本施策Ⅰ－１、Ⅰ－２で、根本的な温室効果ガスの削減に向けた取組を進めていく一方で、暮らしや事業活動に対して、気候変動に関してすでに現れている影響や今後中長期的に避けられない影響について、市民・事業者への情報提供と被害の軽減・回避のための対策を進めます。

施策での取組

Ⅰ-3-1 自然災害への対策

- ① 集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象の頻発等に伴う水害や土砂災害への対策を推進します。
- ② 雨水浸透などグリーンインフラとして機能する農地や緑地を保全します。
- ③ 避難所となる公共施設等への太陽光発電設備と併せた非常用の蓄電池の導入を推進します。また、住宅や事業所への太陽光発電設備と合わせた蓄電池や電気自動車の導入、V2H（Vehicle to Home）設置などの促進に向け、普及啓発に取り組めます。

Ⅰ-3-2 熱中症対策の推進

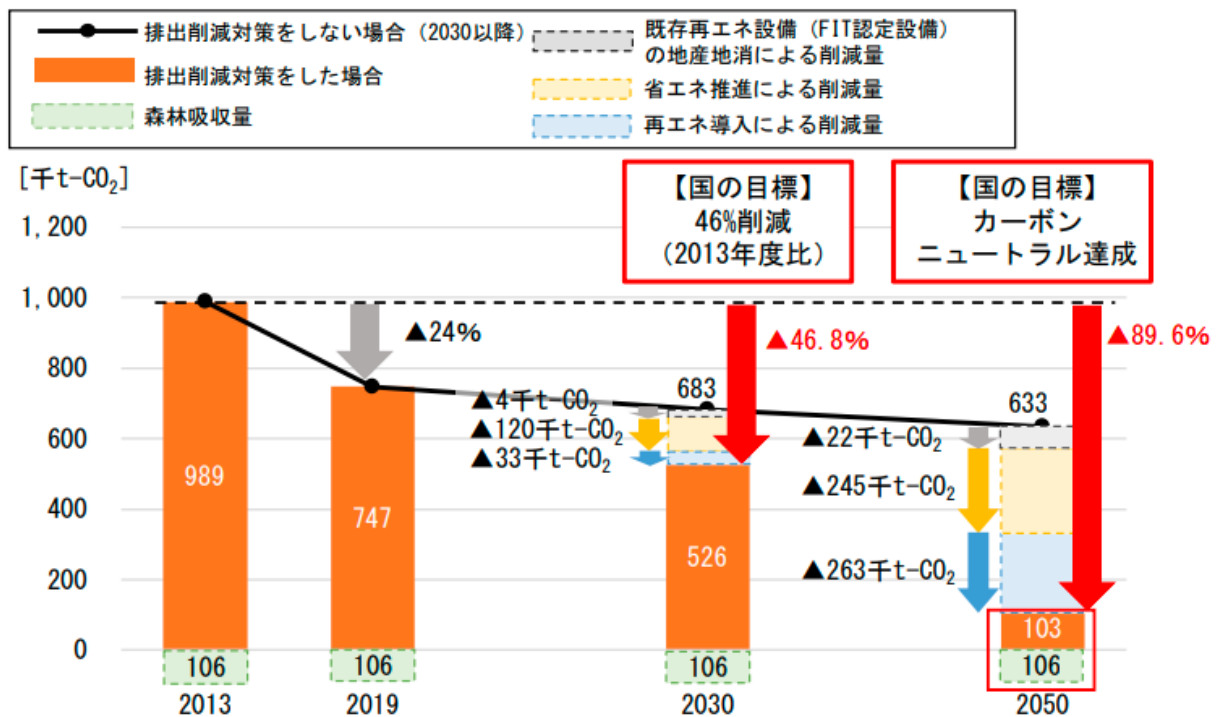
- ④ 猛暑日、熱帯夜等の増加により懸念される熱中症の対策として、猛暑日が予測される日における注意喚起や、保育施設、スポーツ施設などの公共施設利用者に向けた熱中症予防に関する呼びかけを行います。
- ⑤ 市内の公共施設、民間施設におけるクーリングシェルの設置を推進します。また、熱中症予防のための声掛け、見守り活動を推進します。
- ⑥ 緑地、街路樹の保全等を行います。

Ⅰ-3-3 適応策に関する情報の把握

- ⑦ 農業をはじめ各分野において気候変動適応策が推進できるよう情報収集に努め、支援を行います。

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (10 年後)
1	市域の温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）	30.7%減 (令和 4 年度)	46.8%減 (令和 12 年度)
2	市事務事業から排出される温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）※	14.8%減 (令和 5 年度)	51.0%減 (令和 12 年度)
3	市内公共施設、民間施設におけるクーリングシェル設置数	40 施設	60 施設



脱炭素シナリオ時の CO2 排出量の推移



クーリングシェルターの実施（市役所市民ホール）



米沢市公式 LINE での熱中症対策に関する呼びかけ

基本目標 2 資源循環型社会の実現

【方針】

ごみの減量と資源化をさらに促進する取組を進めます。資源が循環する、持続可能なまちづくりを推進します。

基本施策 2-1 ごみの減量化の推進

廃棄物の適切な分別に関する情報提供や啓発活動を行うとともに、食品ロスをなくす、プラスチックごみを減らす、必要なものを必要な分だけ買うなどの市民意識を高める取組により、ごみの減量化を推進します。

施策での取組

2-1-1 ごみの減量化の推進

- ① 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、ごみの発生自体を回避するリフューズを含めた4R活動を普及啓発し、出来るだけごみを減らす意識の定着とごみゼロライフスタイルを推進します。
- ② 事業系ごみの現状把握に努め、必要に応じた指導を行います。
- ③ 「30・10運動」の推進など食品ロスの削減の普及啓発に取り組みます。

基本施策 2-2 資源循環の推進

限りある資源を無駄なく活用するため、リユース、リサイクルの取組の拡充、資源循環型産業の推進など、多角的な資源活用を推進します。

施策での取組

2-2-1 資源循環の推進

- ① ごみが効率的に資源化されるよう、市民や事業者に対し、ルールに沿った分別の徹底されるよう普及啓発、指導を行います。
- ② リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）が推進できるよう必要な情報を発信します。
- ③ 紙おむつ、廃食用油、食品残渣などの一般廃棄物の再資源化に向けた協議・研究を行っていきます。
- ④ プラスチック製品の再資源化について、置賜3市5町（置賜広域行政事務組合）で検討します。

基本施策 2-3 ごみの適正処理の推進

廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨て等をなくすことでまちの衛生や美化が保たれます。市民・事業者の意識を高めるような取組を行います。また、適正なごみ分別やごみ収集所の維持を推進します。

施策での取組

2-3-1 ごみ収集所の適正管理と適正排出・分別の推進

- ① ごみ収集運搬作業の安全と効率性確保及びごみ収集所の環境衛生確保のため、町内会、米沢市衛生組合連合会、事業者と連携し、市民が適正な排出と分別の徹底を行えるよう取り組みます。
- ② 在住外国人にもわかりやすい分別ルールのお知らせや情報発信を行います。
- ③ 今後のごみ収集所のあり方や高齢者などごみ出し困難者への支援など必要な施策を検討します。

2-3-2 ポイ捨て・不法投棄防止の推進

- ④ ごみ拾いサポーターや地域、団体と連携し、クリーン作戦やまちの美化活動を推進し、ポイ捨てをしない、させない意識づくり・環境づくりに取り組みます。
- ⑤ 不法投棄防止の看板や監視カメラの設置による不法投棄の未然防止に努め、警察及び関係機関との継続的なパトロールを行い事案の早期発見・解決に努めます。

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (10 年後)
1	一人一日当たりの生活ごみの排出量	536 グラム	450 グラム
2	ごみのリサイクル率	14.6%	22.0%



各団体によるごみ拾い活動の様子（米沢市内）



基本目標 3 自然共生社会と安全で快適な生活環境の実現

【方針】

生物多様性につながる豊かな生態系を維持するために、農地や森林等の適切な管理・保全を目指します。また、公害を防止し、良好な大気、水環境を維持することで誰もが安心して暮らせる環境を目指します。

基本施策 3-1 自然環境、生物多様性の保全

本市の豊かな自然環境を形作る森林や農地を適切に維持管理するとともに、自然環境に生息する野生生物との共生を図るため、ツキノワグマやニホンザル等の野生動物が人里に出没しないような環境づくりや、生物多様性の保全に資する取組の拡大に努めます。

施策での取組

3-1-1 生物多様性の保全

- ① 生物多様性への理解促進のため、情報発信に努め意識啓発を図ります。
- ② 自然と触れ合うことのできる場や自然観察会、学習会などの自然と触れ合う機会の充実を図ります。
- ③ 在来の生態系に悪影響を及ぼす外来生物の現状を把握し、特定外来生物の防除や必要に応じ関係機関と連携し対策を講じます。
- ④ 外来生物による被害を予防する「入れない、捨てない、広げない」の三原則の普及啓発を進めます。

3-1-2 農地の保全

- ⑤ 多様な農業の担い手の育成と確保のため支援を実施します。
- ⑥ 農業振興地域内の農地を確保し、合わせて耕作放棄地対策を実施することで優良農地の保全に努めます。
- ⑦ 農地の基盤整備事業や基幹水利施設の整備を実施します。また、野菜や果樹等との複合経営に取り組むことができるよう、水田における転作作物の本作化を推進します。
- ⑧ 中山間地域の生産活動を推進します。

3-1-3 森林の保全

- ⑨ 人工林の保育作業（雪起し、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等）や、二次林の積極的な活用をしながら

ら更新を行い、里山の保全をすることで、公益的機能である生物多様性の保全と森林病虫害の拡大防止を図ります。

- ⑩ 米沢市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針に基づき地元産材の積極的な利用を進めるとともに、木材の利用促進の意義の普及啓発を図ります。
- ⑪ 希少野生生物の生息・生育情報の把握に努め、各種保護指針等に基づき適切な森林施業等に努めます。

3-1-4 野生動物との共生

- ⑫ 鳥獣保護管理法に基づき、市内に生息する指定野生鳥獣の計画的な保護、管理に努めます。
- ⑬ 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会など地域と連携し、野生動物の農作物の被害低減を図ります。
- ⑭ 藪の刈払いや不要果樹の伐採、生ごみ放置防止などの環境整備を推進し、野生動物の市街地侵入抑制と棲み分けに努めます。

基本施策 3-2 生活環境、快適環境の保全

事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などの公害やごみの不法投棄・不適正処理に関する問題については、関係法令に基づいた指導や調査を行います。また、公園や水辺環境の保全を推進します。

また、安全で健康かつ快適な生活環境の保全を推進していきます。

施策での取組

3-2-1 公害・環境汚染防止の推進

- ① 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などの公害を未然に防止するため、法令に基づいた指導や調査を行います。
- ② 家庭ごみを適正に処分し、野焼き禁止が徹底されるよう周知します。油漏れ事故を防ぐため、ホームタンクや配管の点検を行うよう啓発及び注意喚起します。
- ③ 地下水揚水による地盤沈下等の現状を把握するとともに、地下水採取の実態把握に努めます。また、米沢市地区地下水利用対策協議会と連携し、適正な利用に向けた啓発活動に取り組みます。
- ④ 下水道や農業集落排水の適正管理・運用を推進します。また、合併処理浄化槽の普及を促進します。

3-2-2 公園の保全

- ⑤ 公園の緑の保全及び緑化を図るとともに、花と樹木におおわれたまちづくり計画に基づき市民と協働による取組を推進します。

- ⑥ 樹木育成のため発生状況に対応した適切な病虫害の防除を行います。また、病虫害の防除の際は人の健康や環境リスク低減に配慮します。

3-2-3 水辺環境の保全と整備

- ⑦ 市民が憩う水辺空間の整備を図るため、都市公園として供用している、最上川上流河川緑地や最上川窪田・上郷地区河川緑地（窪田水辺の楽校）の維持管理及び整備を実施して利用を推進します。まちなかでもビオトープのような空間で自然と触れ合える公園利用を推進します。

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (10 年後)
1	再利用が可能な耕作放棄地の面積	1667.97a	1667.97a
2	森林整備面積	268ha	280ha
3	地元産材を利用した公共施設数（累計） ※	17 件	27 件
4	合併処理浄化槽普及率	26.4%	27.7%
5	公害苦情件数	78 件	70 件以下

※ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」の施行後に地元産材を利用した公共施設の累計数をいう。

基本目標 4 人づくり・環境基盤の整備

【方針】市民一人ひとりが環境に関する情報を知り、学び、考え、行動できるよう丁寧に分かりやすい情報と学びの機会を提供します。また、市民や団体の環境保全活動等を支援し、協働したまちづくりを推進します。

基本施策 4-1 環境教育・環境学習の推進、情報発信

環境に関する情報をわかりやすく丁寧に発信し、講座やイベント、学習会等の学びの機会を増やします。

施策での取組

4-1-1 環境情報の収集・発信

- ① 市のホームページ、SNS、各種イベントなどさまざまな広報媒体や、出前講座、学習会などさまざまな発信の機会を活用し、あらゆる世代に情報が届くよう情報発信します。
- ② 環境情報を的確に収集し、科学的根拠も示しながら、わかりやすい情報発信に努めます。

4-1-2 環境学習・環境教育の推進

- ③ 小学校の副読本等を活用し、地域の自然環境や生活環境、その保全活動などについて理解を深め、学校生活や家庭生活に活かせるよう指導の工夫・充実に努めます。
- ④ 地球温暖化問題や森林に対する子ども達の理解と関心を深めることを目的として、環境学習や現地視察等の体験活動の実施を推進します。
- ⑤ 山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学等の高等教育機関と連携した環境学習を推進します。
- ⑥ 幼少期から環境に関することに興味を持てるよう、体験型学習など工夫した環境学習を実施します。

基本施策 4-2 環境保全活動の推進

子どもから大人まで誰でも気軽に参加できる環境保全活動を推進し、環境に関する市民の意識の高揚を図ります。

施策での取組

4-2-1 環境保全活動の推進

- ① 環境保全に取り組む市民や団体の活動を把握し、その活動の輪が広がるよう情報発信や支援に努めます。
- ② 環境保全活動や環境イベントなどを実施し、市民・事業者・行政の連携推進とネットワークづくりを推進します。

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (10 年後)
1	出前講座や講演、説明会などの実施数※	13 件	26 件

※出前講座、地球温暖化防止講演会、環境フェス、ゼロカーボンシティ推進シンポジウム



令和7年度米沢市ゼロカーボンシティ推進シンポジウム



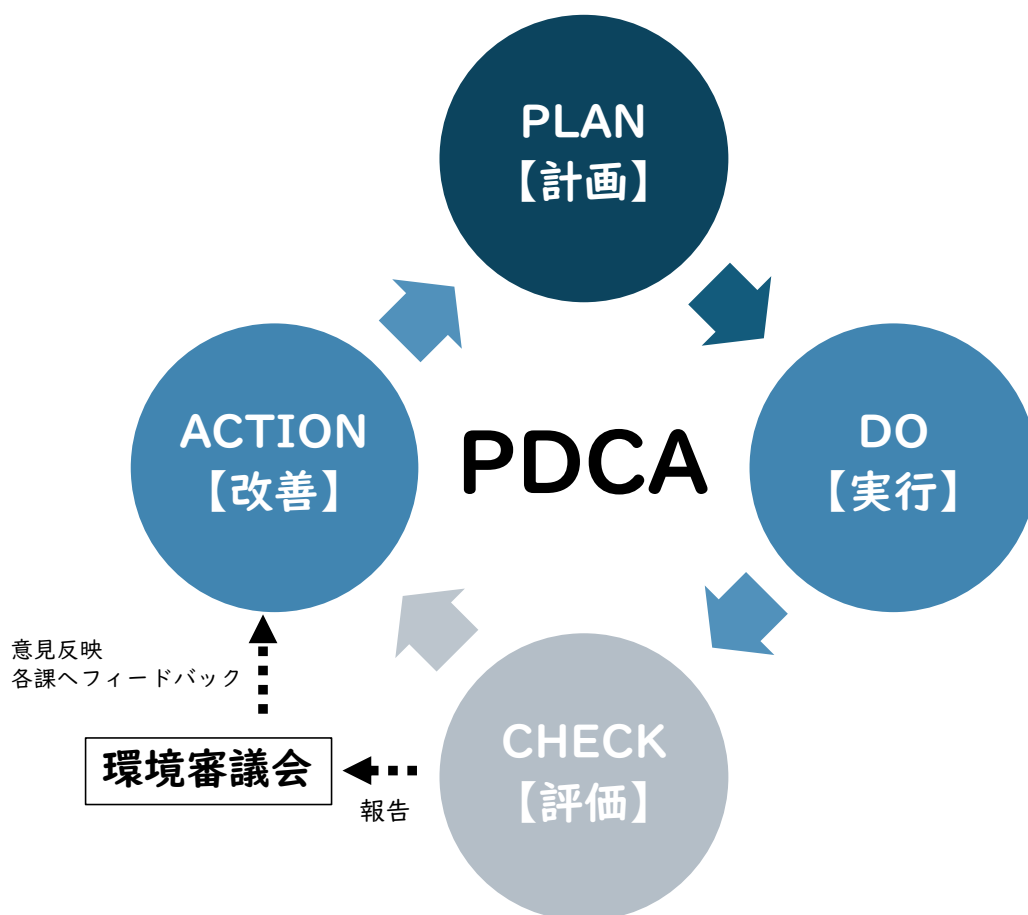
令和7年度よねざわ環境フェス

第5章 計画の推進と進行管理

推進体制

本計画については、毎年度、本計画における各基本施策の前年度実績と当該年度の実施を取りまとめて環境審議会に報告し、その意見を関係課にフィードバックし、改善を加えながらPDCA（計画・実行・点検・見直し）サイクルにより進捗管理を行います。

進捗状況を市のホームページ等を通じて市民に公表するとともに、5年を目途とした計画全体の見直しを行うほか、国や県の政策や市域の環境に大きな変化がある場合は計画を見直すこととします。寄せられた意見は、施策の立案や推進に反映させていきます。



**第4期米沢市環境基本計画
資料編**

環境の現状

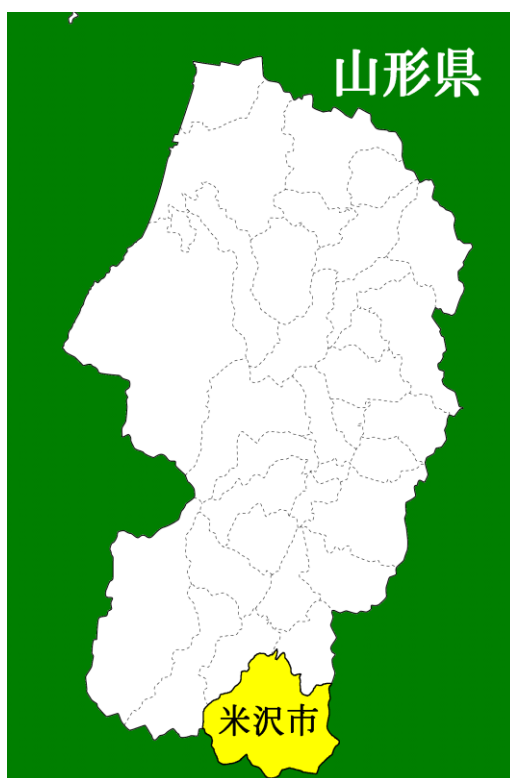
I 市域の概要

(1) 位置

本市は山形県の最南端、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、福島県と県境を接しています。

市域は東西 32.1 km、南北 28.2 km、周長 124.5 km で横長の楕円形に近い形をしており、面積は 548.51 km²です。

市域の最高地点は、西吾妻山の標高 2,035 m で、市街地が概ね標高 260 m から 240 m に位置しており、南から北に向けて低くなっています。



【米沢市の位置】

(2) 交通

本市は、山形県内を南北に縦断する国道 13 号と福島県会津地方を縦貫し米沢市と栃木県益子町を結ぶ国道 121 号の結節点に当たります。このほか、西置賜地方を通り米沢市と村山地方を結ぶ幹線道路である国道 287 号の起点です。

高速道路については、東北中央自動車道の米沢北 IC から福島大笹生 IC までが平成 29 年に開通し、広域的な観光や物流の効率化によるさらなる活性化が期待されます。

鉄道では、本市は福島～秋田間を結ぶ JR 奥羽本線と、米沢から羽越本線坂町間を結ぶ JR 米坂線の結節点に当たります。

「山形新幹線」が約 1 時間に 1 本運行されているほか、東京駅から米沢駅間の所要時間は乗り換えなしで約 2 時間と大変便利であり、ビジネスや観光などの利用者が増加しています。

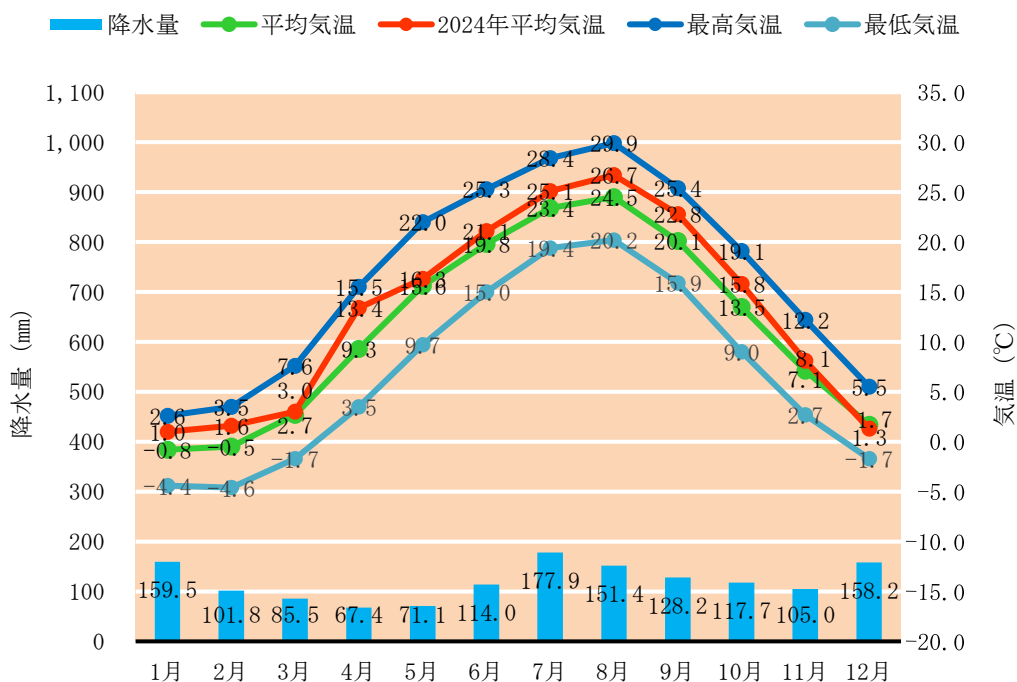
また、米坂線は置賜地域の東西を結ぶ路線として、地域住民の生活に欠かせないものであり、東日本大震災の際には日本海側を経由して首都圏を結ぶ代替ルートとして活用されるなど、貴重な路線です。なお、平成 28 年度には全線開通 80 周年を迎えました。

(3) 気候

本市は、冬の降水量が多い日本海側気候に属しているとされており、夏は高温多湿で冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯¹に指定されています。年間累積降雪量は 10 m に達することがあるほか、市街地でも平年の最大積雪深が約 100 cm に達するほどの降雪量があります。

年平均気温は 11.4℃、年間降水量は 1,444.6 mm です。

また、過去 30 年(1991 年～2020 年)の平均気温と 2024 年の平均気温を比較すると、多くの月で 2024 年が高い気温となっている状況です。



¹ 豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

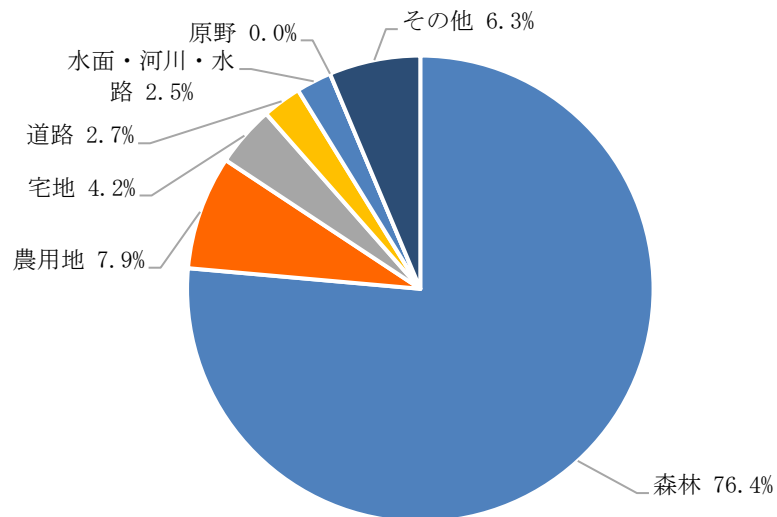
【平年値（年・月ごとの値）（米沢地域気象観測所：1991年～2020年）】

出典：気象庁電子閲覧室（気象庁 web サイト）

（４）土地利用

1) 土地利用の状況

本市の土地利用面積の状況は、森林が76.4%と最も多くを占めており、次いで農用地が7.9%、宅地が4.2%と続いています。



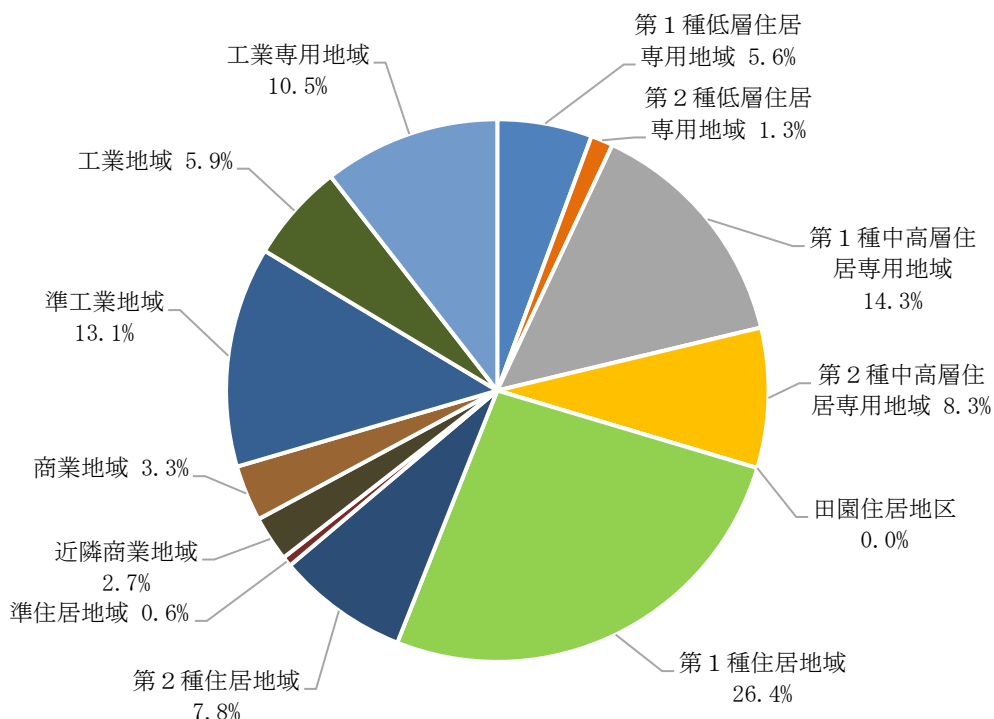
【土地利用の状況】

出典：「山形県統計年鑑（令和5年）」（山形県）

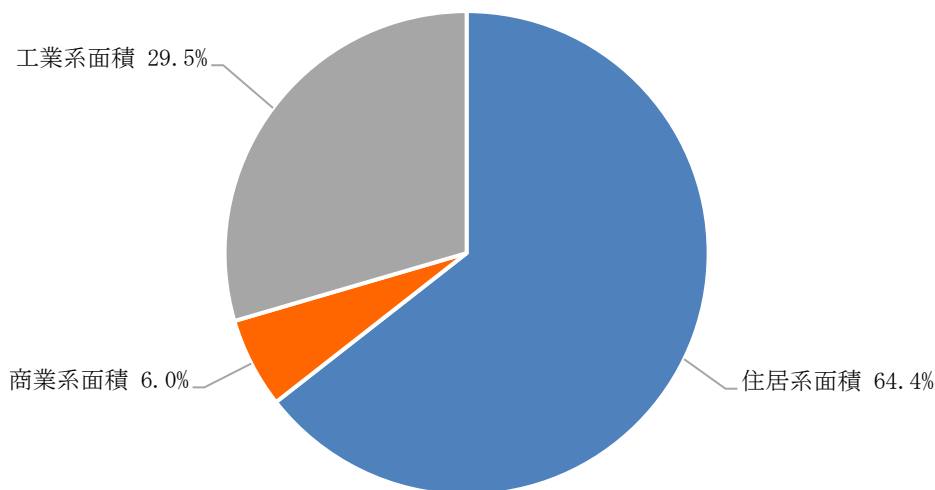
注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

2)都市計画区域

本市の都市計画区域のうち用途地域²についてその内訳をみると、住居系面積が 64.4%、工業系面積が 29.5%、商業系面積が 6.0%と住居系に次いで工業系の土地利用が多くなっています。



【用途地域指定状況】



【住居・商業・工業別面積割合】

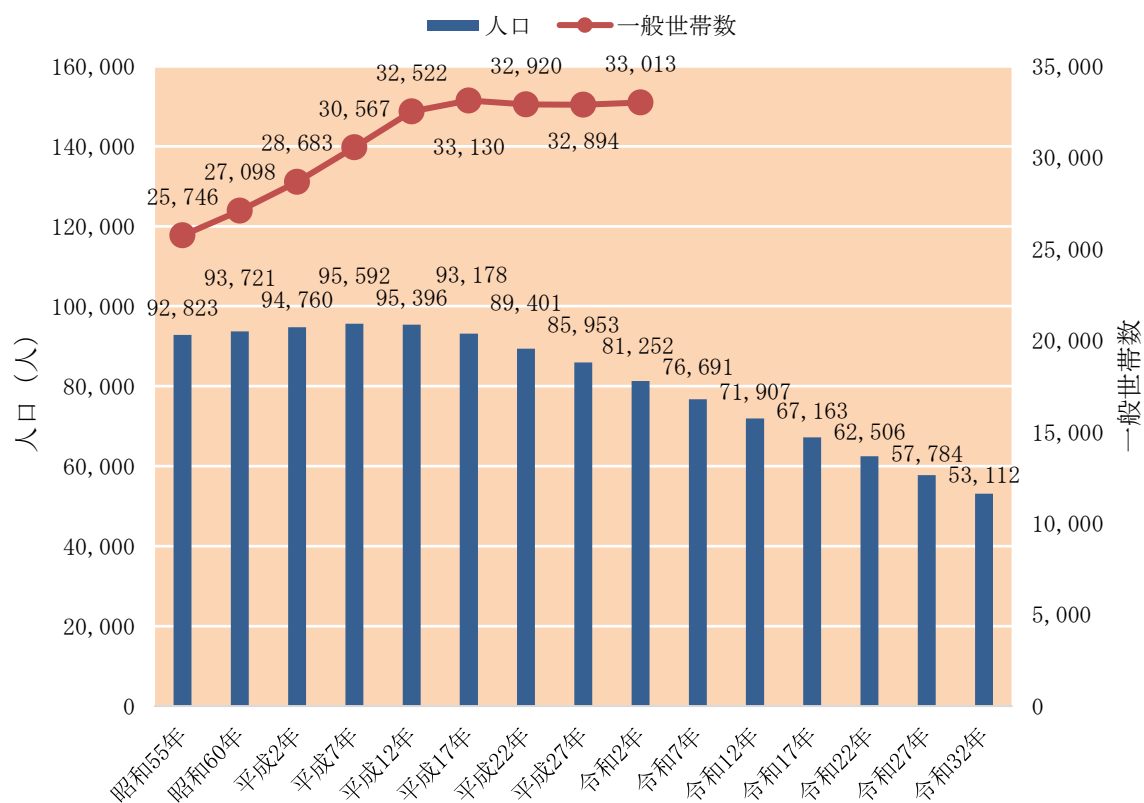
出典：「山形県統計年鑑（令和5年）」（山形県）

注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

² 計画的な市街地を形成するために、用途に応じて13地域に分けられたエリアをいう。

(5) 人口・世帯数

本市の人口は令和2年10月1日現在、81,252人（令和2年国勢調査人口等基本集計報告書）であり、平成7年からは減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所では、令和12年の本市の人口を71,907人と予測しており、人口減少は今後更に進んでいくものと推定されます。一方、一般世帯数は平成2年から平成17年までは増加傾向でしたが、その後は横ばいの状態です。



【人口及び世帯数の推移】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

「令和2年国勢調査人口等基本集計報告書」（山形県）

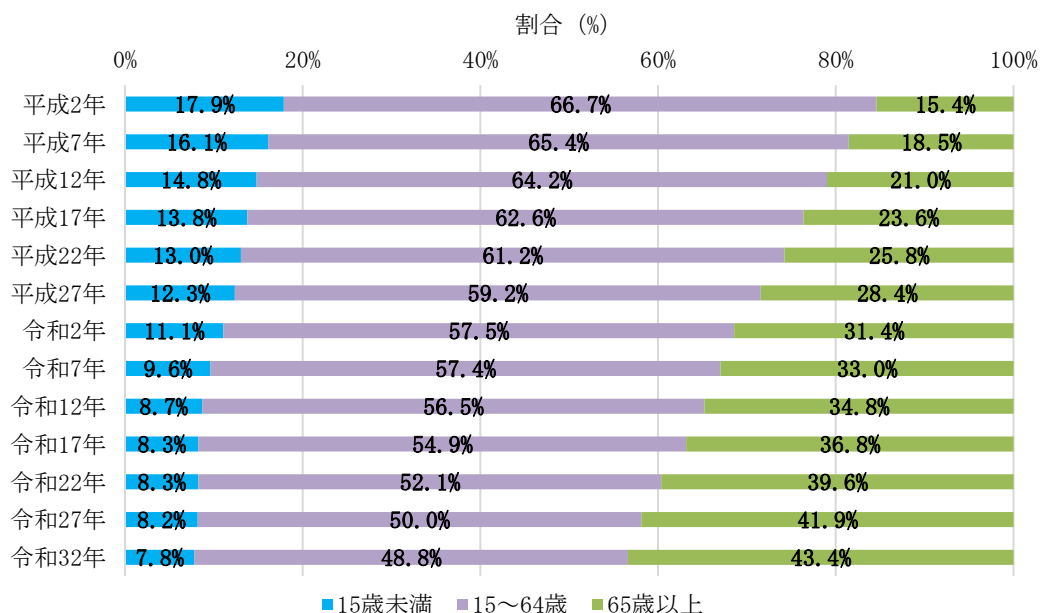
「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

注1）各年10月1日現在の人口及び世帯数を示します。

注2）令和2年の値は確定値です。

注3）令和7年以降の値は推計の人口です（令和5年推計）。

本市の年齢別人口割合の推移は、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は平成2年以降、減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口割合は増加傾向にあり、令和2年は31.4%と、老年人口が市民の4人に1人以上の割合を占めるなど、少子高齢化の傾向が伺えます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年の本市の老年人口割合は34.8%であり、少子高齢化は更に進んでいくものと推定されます。



【年齢別人口の割合】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

「令和2年国勢調査人口等基本集計報告書」（山形県）

「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

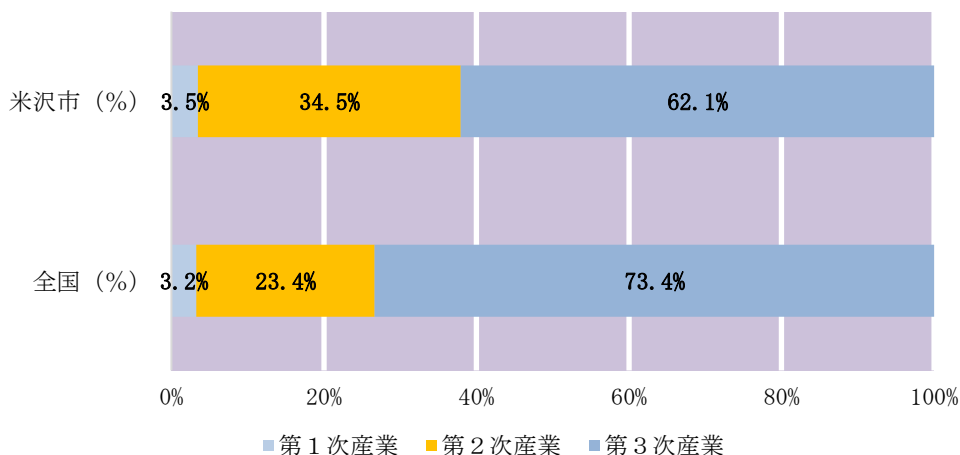
注2）各年10月1日現在の人口比率を示します。

注3）令和7年以降の値は推計の人口比率です（令和5年推計）。

（６）産業構造

令和２年の本市の就業者数は 43,073 人で、産業別就業人口比率は第１次産業が 3.5%、第２次産業が 34.5%、第３次産業が 62.1%です。

本市は、我が国初の中核工業団地である米沢八幡原中核工業団地が位置していることから、第２次産業の占める割合が全国の 23.4%と比較して高くなっています。また、「2023 年経済構造実態調査」（令和６年７月経済産業省、総務省）によると、令和５年の本市製造品出荷額等は 5,185 億円であり、東北地方で第 10 位となるなど、東北地方有数の工業のまちです。



【産業別就業人口比率（令和２年 米沢市、全国）】

出典：「国勢調査結果報告書」（総務省）

注１）令和２年 10 月 1 日現在の人口比率を示します。

注２）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が 100%とはならない場合があります。

注３）各産業の細目は以下に示すとおりです。

「第１次産業」…「農業、林業」及び「漁業」

「第２次産業」…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

「第３次産業」…「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、学術研究、専門・技術サービス業、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」及び「公務（他に分類されるものを除く）」

なお、「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、割合の算出において、分母から「分類不能の産業」を除いています。

2 地球環境

(1) 地球温暖化

1) 米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減を図ることを目的として平成 18 年に米沢市地球温暖化対策実行計画を策定しました。更なる温室効果ガスの排出量削減に向け、平成 24 年 10 月に「第二期米沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後平成 28 年 2 月には同計画を改訂し、基準年度を平成 26 年度として令和 2 年度までに 4.9%削減することを目標としていました。その後、第二期計画の目標が確実に達成できる見込みであること、国と市との目標等で差異が生じているため、第二期計画の内容の見直しを行い、国の削減目標等に遜色のない削減目標や削減方策を定めた計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を令和元年 7 月に策定しました。

【事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標】

項 目	基準年度実績値 (平成 25 年度) (2013 年)	目標値 (令和 12 年度) (2030 年)	基準年度比 削減率 (%)
温室効果ガスの総 排出量 (t-CO ₂)	18,710.8	(9,533.8)* 11,341.2	(51.0)* 39.4

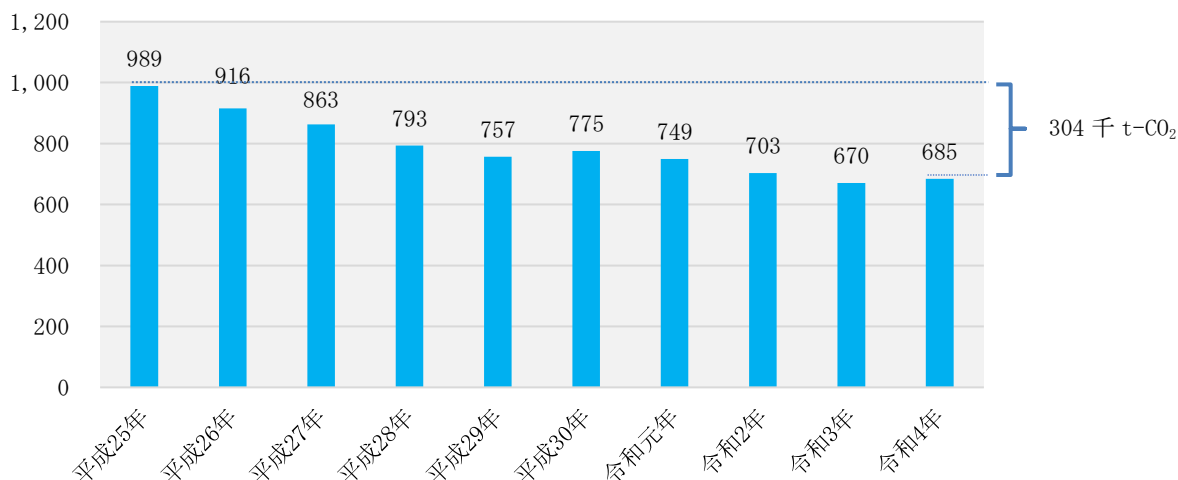
資料：「米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(中間見直し)」(米沢市)

※米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の目標値は 11,341.2 千 t-CO₂ (削減率 39.4%) としていましたが、中間見直し (令和 6 年 12 月) において 9,533.8 千 t-CO₂ (削減率 51.0%) に遡及修正が行われています。

2) 米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

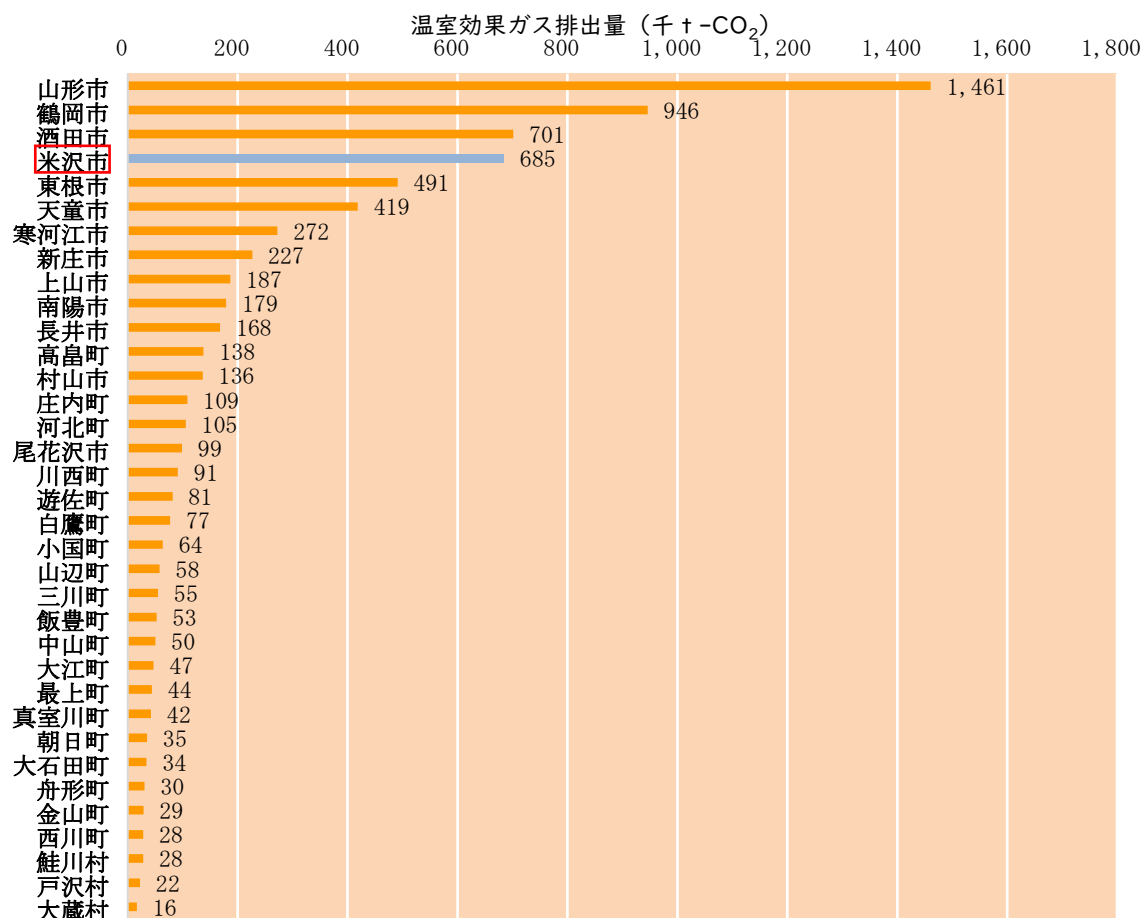
環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定支援サイトで公表されている、簡易版の算定方法に基づく温室効果ガス排出量の現況推計結果によると、本市の温室効果ガス排出量は平成 25 年度から令和 4 年度で約 304 千 t-CO₂ 減少しています。

温室効果ガス排出量 (千 t-CO₂)



出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定支援サイト 部門別 CO₂ 排出量の現況推計」(環境省)

令和4年度の本市の温室効果ガス排出量は県内では山形市、鶴岡市、酒田市に次いで4番目に排出量の大きい自治体です。



【山形県の自治体別温室効果ガス排出量（令和4年度）】

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト 部門別CO₂排出量の現況推計」（環境省）

本市では令和元年9月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の区域内の自然的社会的条件に応じて、国の地球温暖化対策計画に準拠した温室効果ガス排出量の抑制や吸収作用の保全のための総合的な計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定しました。

計画期間は令和元年度から令和12（2030）年度までの12年間とし、令和32（2050）年度までを長期目標期間としています。

【米沢市域の温室効果ガスの削減目標】

項 目	基準年度実績値 平成25年度 (2013年)	中期目標 令和12年度 (2030年)	長期目標 令和32年度 (2050年)
温室効果ガスの総排出量（千t-CO ₂ ）	(989)* 1,008	(526.0)* 701	(103.0)* 202
基準年度比削減割合（%）	—	(46.8)* 30.5	(89.6)* 80.0

資料：「米沢市地球温暖化対策実行計画（中間見直し）【区域施策編】」（米沢市）

※米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の基準値は1,008千t-CO₂としていましたが、令和3年3月に989千t

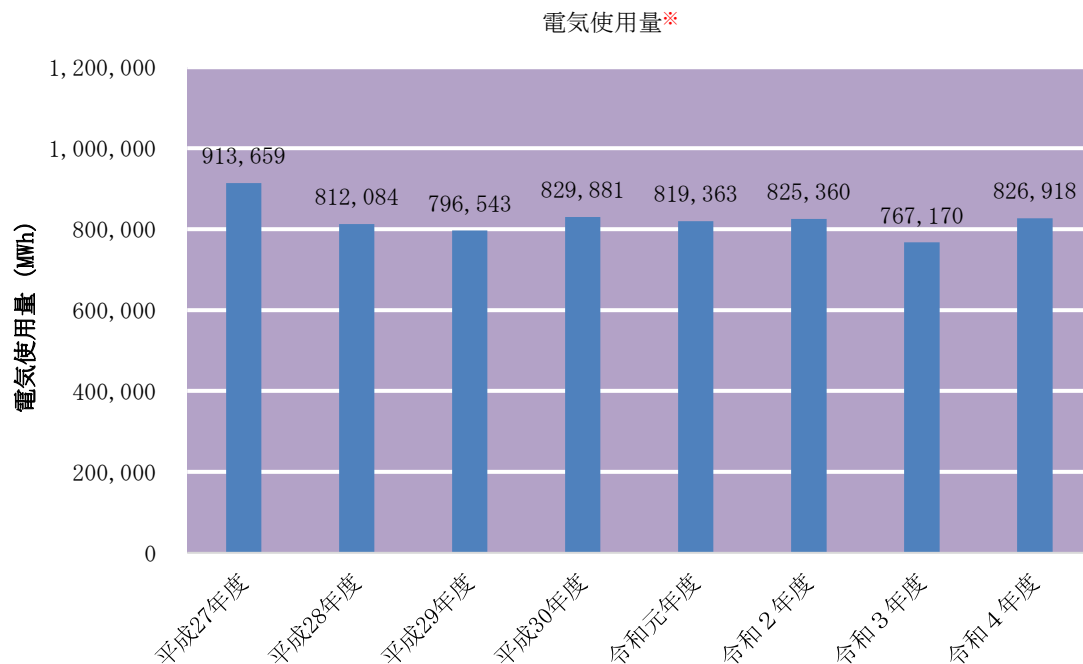
-CO₂に遡及修正が行われています。また、中間見直し（令和6年4月）において中間目標を526.0千t-CO₂（削減率46.8%）、長期目標を103.0千t-CO₂（削減率89.6%）に遡及修正が行われています。

3)米沢市ゼロカーボンシティ宣言

本市では令和2年10月8日、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」の実現と、かけがえのない私たちの故郷を将来の世代につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることを宣言しました。2050年までにゼロカーボンを達成するため、米沢市地球温暖化対策実行計画の見直しや目標達成のための市民・事業者・行政の行動をまとめたロードマップの策定等に取り組みます。

4)エネルギー

本市の区域内の電気使用量は、次のとおりです。平成28年度以降はほぼ横ばいで推移しています。



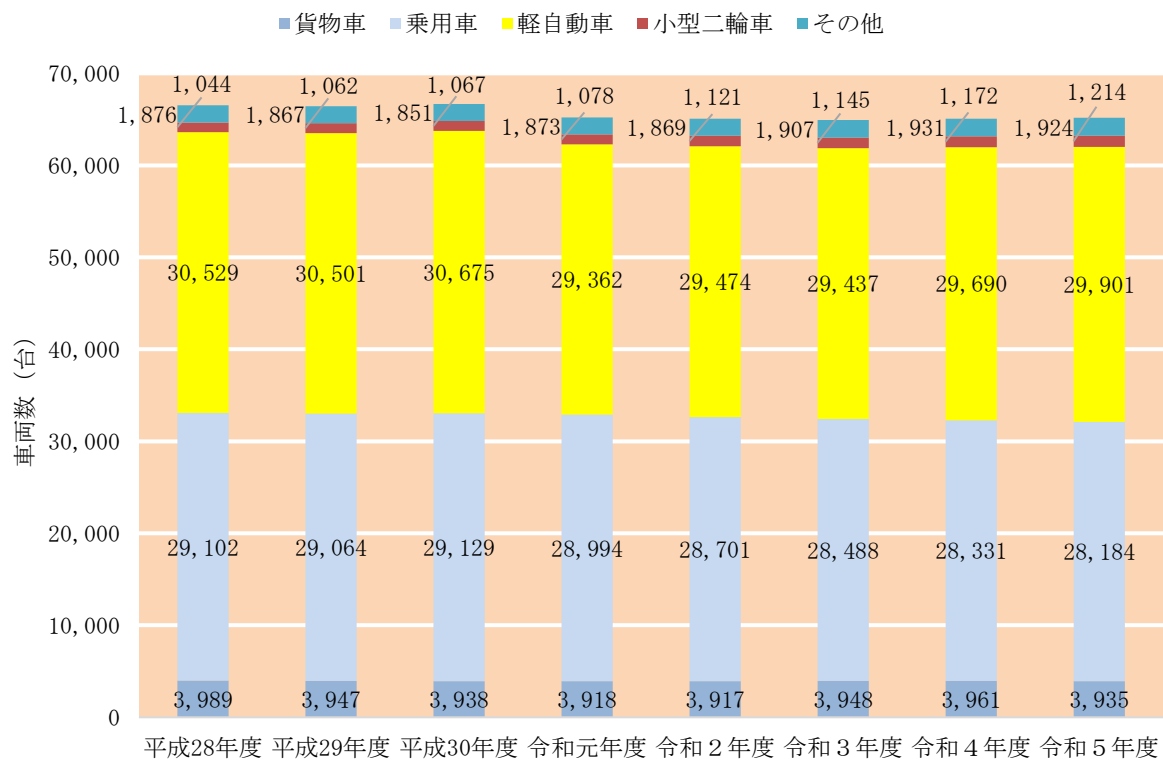
【本市の電気使用量の推移】

出典：自治体排出量カルテ（環境省 web サイト）

※電気使用量は、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計しています。令和6年度に「都道府県エネルギー消費統計の推計方法とその変更について」（資源エネルギー庁）で、家庭の部門において見直しがありました。遡及推計しているため、過年度に対しても電気使用量の見直しが行われています。

5)自動車保有状況

本市における自動車保有台数は、令和5年度末で 65,158 台です（軽二輪を除く）。ここ数年は、自動車保有台数の総数は、ほぼ横ばいで推移しています。



【自動車保有台数の推移】

出典：「年度別・市町村別自動車保有車両数」（国土交通省東北運輸局山形運輸支局 web サイト）

注）その他には、乗合車、特殊用途車、大型特殊車を分類しました。

6)再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーは石油の代替となるエネルギーです。具体的には太陽光発電、風力発電、地熱発電といった自然エネルギーや、バイオマス³、廃棄物による発電、熱利用などが該当します。石油などの化石エネルギーと比較して、再生可能エネルギーには温室効果ガスの排出が少ないなど環境負荷が小さいという特徴があり、地球温暖化対策として省エネルギーと併せて普及に取り組むことが重要です。

【固定価格買取制度】

再生可能エネルギー発電設備の種類及び認定件数	発電出力 (kW)
太陽光 (165 件)	32,543.5
水力 (7 件)	3,183.8
陸上風力 (4 件)	7,448.5
バイオマス (6 件)	24,800
合計 (182 件)	67,975.8

出典：事業計画認定情報公表用ウェブサイト（経済産業省 資源エネルギー庁 web サイト）

注）本市の区域内に所在する、令和 5 年 4 月 30 日時点で新規認定を受けている又は新制度への移行手続きが完了した再生可能エネルギー発電設備（太陽光 20kW 未満を除く。）

【本市の公共施設における再生可能エネルギー発電設備】

稼働年度	エネルギーの種類	設備容 (kW)	稼働場所
平成 17 年度	太陽光	3.20	塩井小学校
平成 23 年度	太陽光	2.28	上郷小学校
平成 23 年度	太陽光	2.50	中部コミュニティセンター
平成 24 年度	太陽光	11.19	愛宕小学校
平成 24 年度	太陽光	11.19	第一中学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	南原小学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	第六中学校
平成 26 年度	太陽光	11.43	第四中学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	松川小学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	第七中学校
平成 27 年度	太陽光	10.08	ナセ BA
令和 3 年度	太陽光	10.00	市役所庁舎
令和 3 年度	消化ガス	50.00	浄水管理センター
合計		157.77	

³ 「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

7)クーリングシェルターの開設

暑さを一時的にしのぐために誰でも休息できる冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」といいます。「改正気候変動適応法」に伴い熱中症特別警戒情報発表期間中、本市では市役所など公共施設 29 箇所が開設されています。

【米沢市クーリングシェルター 公共施設一覧】

出典：令和 7 年度クーリングシェルター施設一覧（4 月 1 日時点）（米沢市）

施設の名称	利用可能 人数	施設の名称	利用可能 人数
米沢市役所	70 人	松川コミュニティセンター	13 人
すこやかセンター	40 人	愛宕コミュニティセンター	27 人
伝国の杜 (置賜文化ホール、米沢上杉博物館)	10 人	万世コミュニティセンター	10 人
米沢市市民文化会館	10 人	広幡コミュニティセンター	17 人
ナセ BA (市立米沢図書館、よねざわ市民ギャラリー)	10 人	塩井コミュニティセンター	8 人
置賜総合文化センター	10 人	六郷コミュニティセンター	30 人
米沢市児童会館	10 人	窪田コミュニティセンター	18 人
笹野民芸館	10 人	三沢コミュニティセンター	10 人
道の駅米沢	36 人	田沢コミュニティセンター	12 人
置賜広域観光案内センター（アスク）	37 人	山上コミュニティセンター	8 人
中部コミュニティセンター	6 人	上郷コミュニティセンター	20 人
東部コミュニティセンター	20 人	南原コミュニティセンター	10 人
西部コミュニティセンター	20 人	アクティー米沢 (子育て世代活動支援センター)	10 人
南部コミュニティセンター	6 人	山形県置賜総合支庁本庁舎	16 人
北部コミュニティセンター	13 人		

(2) 酸性雨（雪）※

酸性雨とは、化石燃料の燃焼や火山活動などによって生じる窒素酸化物や硫黄酸化物などの大気汚染物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶解させ、金属に錆を発生させるなど建築物や文化財に被害を与えます。また、原因となる物質が放出されてから酸性雨として降水するまでに、国境を越えて数百から数千 km も運ばれることもあり、対策が難しい問題の一つです。

東アジア地域においては、近年の経済成長等に伴い大気汚染物質の排出量が増加しており、近い将来、酸性雨の影響の深刻化が懸念されています。

東北地方の酸性雨の動向を把握するため、東北都市環境問題対策協議会と共同で地域の特性を活かした酸性雪の実態調査を実施しています。平成 28 年度から令和 2 年度までの本市における水素イオン濃度 (pH) は横ばいの傾向が見られます。

【酸性雪の調査結果（平成28年～令和2年度 平均値）】

期間	水素イオン濃度 (pH)	電気伝導率 (μ S/cm)
平成 28 年度	5.18	30.0
平成 29 年度	4.85	36.3
平成 30 年度	5.02	36.2
令和元年度	5.18	44.4
令和 2 年度	5.18	31.5

採取場所：北村公園テニスコート内

出典：「米沢市の水環境」

※大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、**pH5.6 が酸性雨の一つの目安となりますが**、火山やアルカリ土壌など周辺状況によって本来の降水の pH が変わる場合があります。

3 廃棄物

(1) 廃棄物

1) ごみの出し方

本市では、家庭から排出されるごみを、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみの合計7分類しています。このうち、資源物については、古紙類、古繊維類、缶、びん、廃エアゾール製品等に分類し、ごみの回収には、置賜広域行政事務組合が指定する有料のごみ袋や粗大ごみ用証紙を使用しています。

なお、本市のごみは長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町のごみとともに置賜広域行政事務組合の千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター、浅川最終処分場において処理されています。

【家庭ごみの出し方】

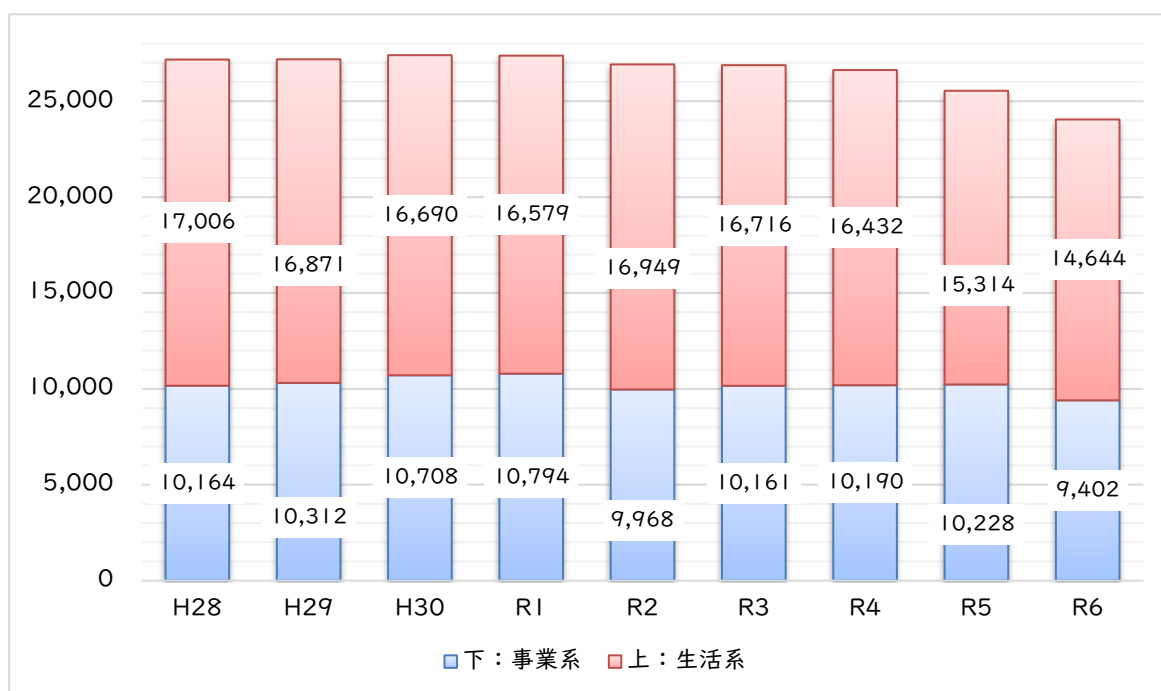
区 分		内 容
可燃性ごみ		生ごみ類、紙くず類、おむつ、布きれ、下着類、靴下、ぬいぐるみ、クッション、雨具（カッパ）、アノラック、スキーウェア、梱包材（エアパッキン、PP バンドなど）、食用油やソースの容器（プラスチック製）、マヨネーズ・ケチャップ・歯みがき粉などのチューブ状の容器、革製品（バッグ、ランドセルなど）、靴類（革靴、長靴、サンダルなど）、ゴム製品、グローブ、ボール、マット、カセットテープ、ビデオテープ（ケース含む）、カイロ（使い捨てタイプ）、ペット用の砂、在宅医療の人工透析パック及びチューブ類、花火、マッチ、落ち葉、草花、木くず・剪定くず
不燃性ごみ		かたいプラスチック製品で、容器包装でないもの（ハンガー（木製は除く）、バケツ、植木鉢・園芸用プランター、ペン類、おもちゃなど）、FD、MD、CD、DVD、BD、金属類、キャップ類（金属製）、調理器具（鍋、フライパンなど）、食器、刃物類、針金類、小型の電気製品（アイロン、ドライヤー、ポット、炊飯器など）、ガラス製品、陶磁器、電球（白熱電球、LED 電球）、傘、化粧品のびん、食用油の缶・びん
プラスチック製容器包装		発泡スチロール（緩衝材など）、キャップ・ラベル、ボトル類、ポリ袋類、トレイ・パック類
ペットボトル		飲料用、酒類用（みりんを含む）、しょう油用などのペットボトル
有害ごみ		ヘアカラーの容器（プラスチック製スプレー）、乾電池、ボタン電池、コイン電池、水銀体温計、ライター、蛍光灯、充電式電池、加熱式タバコ、スマートフォンモバイルバッテリー、充電式電動歯ブラシ、充電式電気シェーバー
資源物	古紙類	新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック、紙パック（ジュース類）、雑紙（雑誌、本、紙製の箱など）
	古繊維類（衣服・布類）	古着（セーター、トレーナー、T シャツ、ジーンズ、ズボン、スカート）、バスタオル、タオルケット、毛布、シーツ
	缶	食料品・飲料品が入っていたスチール缶、アルミ缶
	びん	食料品・飲料品が入っていたびん
	スプレー缶、カセットボンベ	穴をあけガスを抜きキャップを外したスプレー缶、カセットボンベ
粗大ごみ		自転車、大型の家電製品（家電リサイクル対象品以外）、FF ストーブ、石油ストーブ、石油ファンヒーター、除湿器、家具類（椅子、テーブル、タンスなど）、布団など

出典：「米沢市 ごみと資源物の分け方・出し方ガイドブック（令和7年2月発行）」（米沢市）

2) ごみ排出量

本市の令和6年度におけるごみ排出量の総量は24,046tです。これまで、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度頃からは、物価高騰や仕入価格の上昇、人材不足などの影響が顕著となり、事業規模を縮小する小売業・飲食業等が増加したことから、事業系ごみが減少に転じ、結果としてごみ排出量全体が大きく減少したものと考えられます。

単位：トン



出典 千代田クリーンセンター受入月報

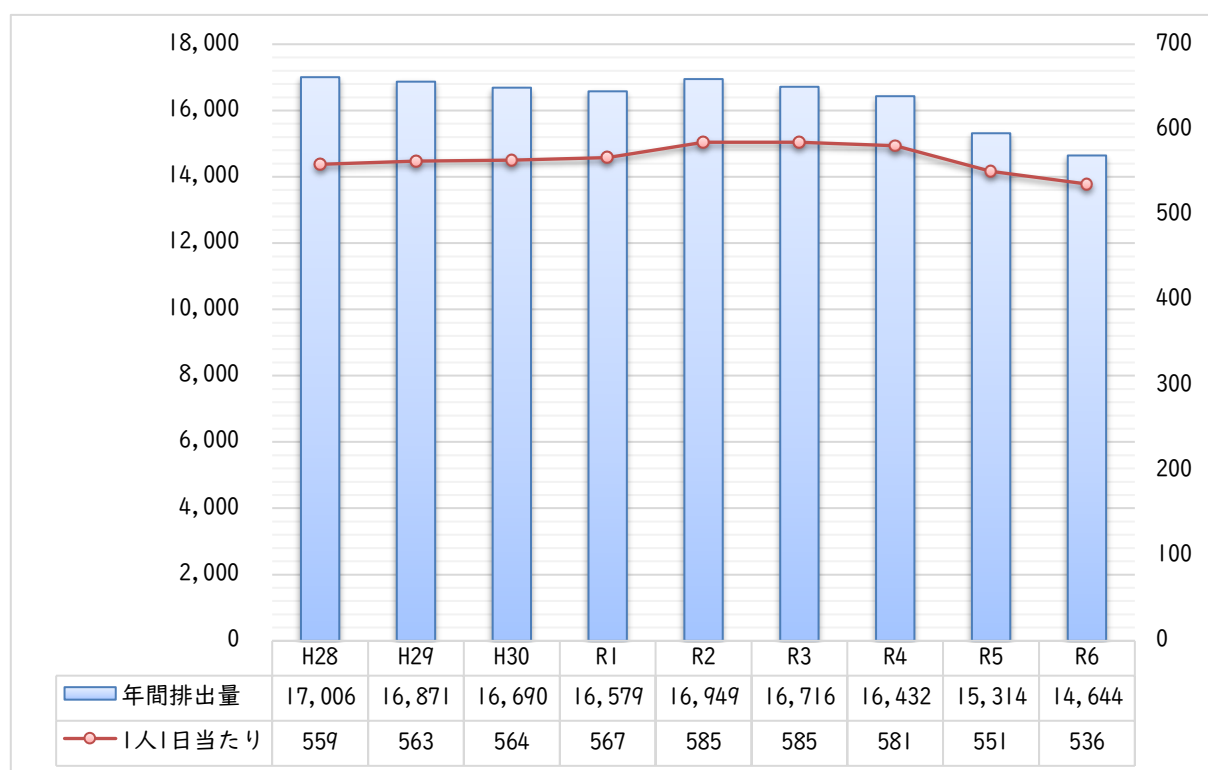
3) 生活系ごみの推移

令和6年度の生活系ごみの排出量は14,644トンであり、前計画の初年度にあたる平成28年度の17,006トンと比較すると、2,362トン（約13.9%）減少しています。また、市民一人1日当たりに換算すると536gとなります。

令和2年度以降、一時的に生活系ごみの排出量が増加しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の流行により外出自粛やテレワークが広がり、家庭内での消費活動が活発化したことに加えて、ネット通販や宅配サービスの利用拡大によって、段ボールや使い捨て食品容器などの包装資材の排出が増加したことが主な要因と考えられます。

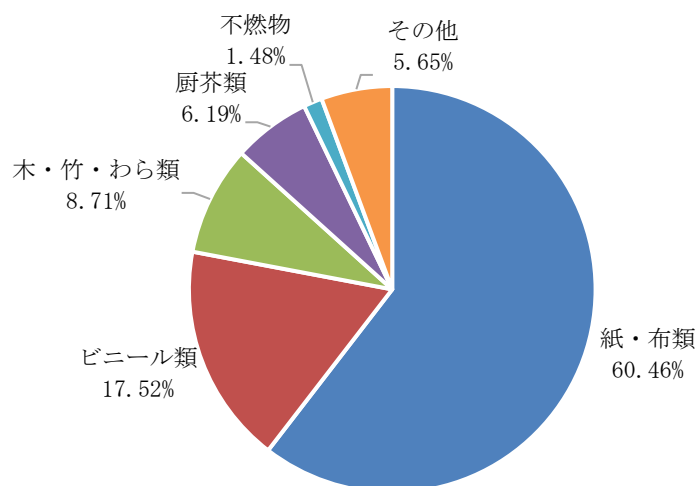
その後、令和5年度以降は物価高騰の影響による買い控えなどもあり、家庭内の消費自体が縮小したことが、ごみの排出量にも影響を及ぼしたものと考えられます。

単位：トン



出典 千代田クリーンセンター受入月報

可燃性ごみは全体の約7割を占めており、千代田クリーンセンターに搬入される可燃性ごみの組成分析によると、その約6割が紙・布類となっています。



【可燃性ごみの組成】

出典：「千代田クリーンセンター業務概要（令和5年度版）」（置賜広域行政事務組合）

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

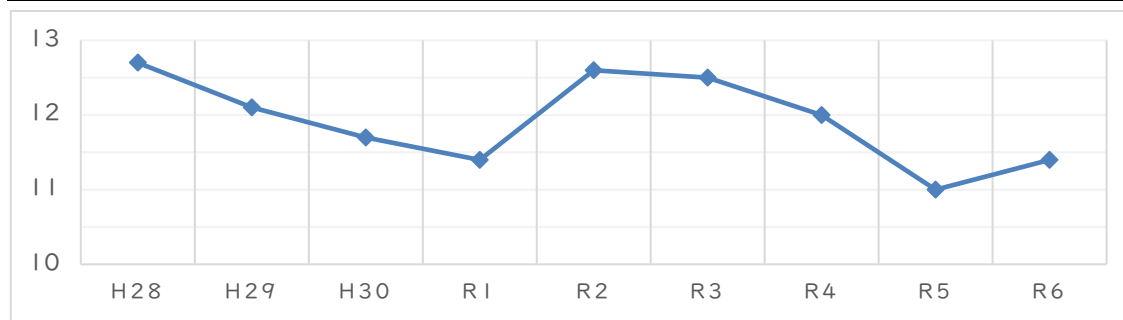
3) リサイクル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行に伴い、本市では平成9年10月から資源物の分別回収を実施しています。また、千代田クリーンセ

ンターのリサイクルプラザ整備により、平成 14 年 4 月からペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施するなど、資源の分別収集に注力しています。本市のリサイクル率は令和 6 年度で 11.4%であり、平成 26 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

＊リサイクル率＝（焼却以外の中間処理後の資源化量＋直接資源化量）／（ごみ処理量）×100

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績	12.7 %	12.1 %	11.7 %	11.4 %	12.6 %	12.5 %	12.0 %	11.0 %	11.4 %



【リサイクル率の推移】

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

4)不法投棄対策

本市では、不法投棄防止に向けた啓発活動の推進や、カメラの設置・市内のパトロールなど監視体制の強化に取り組んでいます。また、毎年、春と秋の 2 回、市内の一般廃棄物運搬許可業者や県との協働によるパトロールを行い、不法投棄された廃棄物の収集を実施しています。

4 自然環境

(1) 森林保全

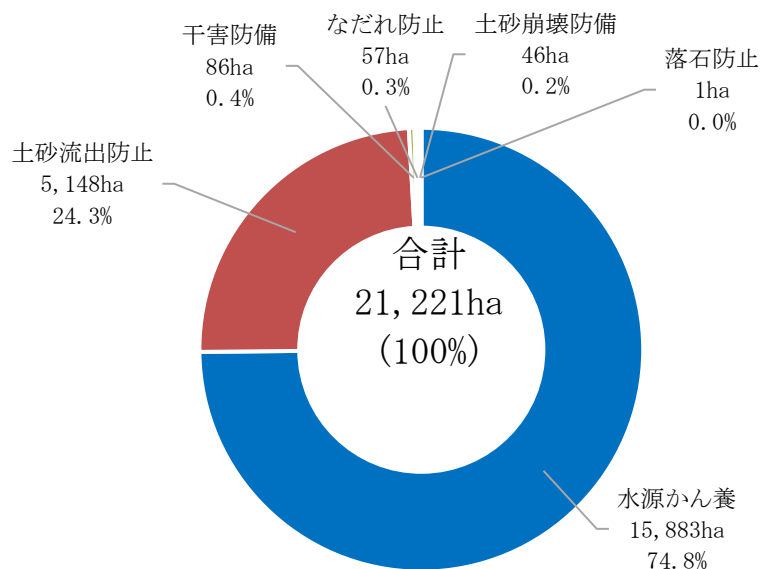
1) 森林の状況

本市の森林面積は令和5年度41,958haであり、本市面積548.51平方キロメートル(54,851ha)の約76.5%を占めています。このうち、民有林が32,316haと森林全体の約77.0%を占めています。

出典：「山形県林業統計（令和5年度）」（山形県）

2) 保安林⁴

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊の防備等のため都道府県知事等により指定される森林であり、本市の保安林面積は令和5年度現在で合計21,221ha（国有林9,378ha、民有林11,843ha）です。保安林の目的別面積の内訳をみると、水源かん養⁵保安林が74.8%と最も多くを占めています。本市では、森林保全の一環として、病虫害駆除事業を実施し、森林資源の保全育成と枯損木による公共施設等への被害防止に取り組んでいます。



【保安林の状況】

出典：「山形県林業統計（令和5年度）」（山形県農林水産部森林ノミクス推進課）

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

3) 森林病虫害の防除

本市の森林病虫害の被害として、主に松くい虫、ナラ枯れ⁶が挙げられます。松くい虫は平成16

⁴ 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

⁵ 洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れる出る水量や時期に関わる機能をいう。

⁶ カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度からほぼ被害がない状態で横ばいとなっています。ナラ枯れは、平成23年度をピークに減少傾向にありましたが、令和元年度増加に転じ、令和3年度からは減少傾向が続いています。本市では、これら森林病虫害について、森林の公益的機能が失われるおそれがあることから、毎木調査、予防樹幹注入、伐倒駆除などの防除を実施しています。

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

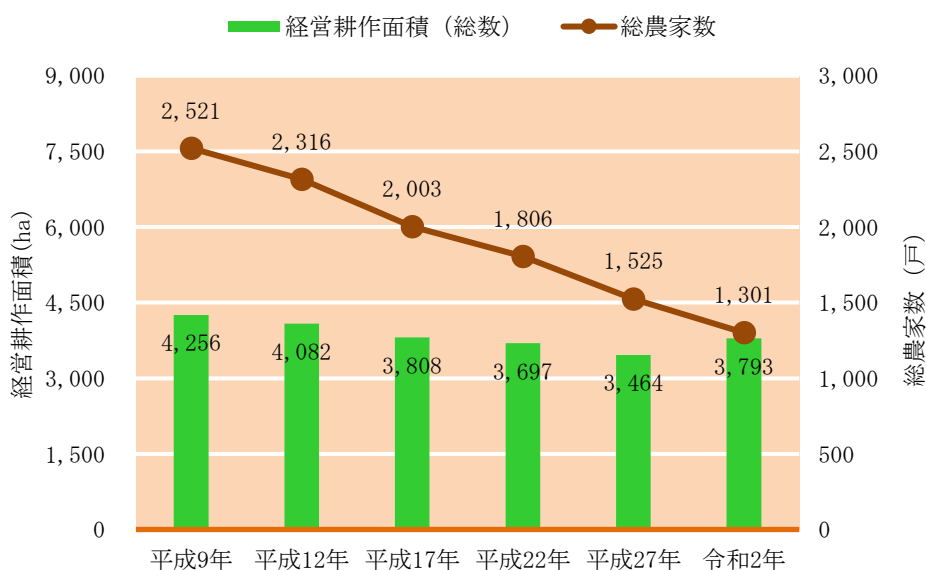
4)地産木材使用住宅等建築の奨励

本市では、木材価格の低迷等により、間伐等の森林整備が進まない状況です。そこで、地元木材利用を促進させ、森林整備の推進、林業の振興を図るため、市内産の木材を使用し、市内で木造住宅等を建築する際に助成を実施しています。

（２）農地保全

1)農地の状況

本市の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にあり、経営耕地面積及び農家数は減少傾向にあります。



出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年10月）」（米沢市企画調整部政策企画課）

※経営耕作面積：令和2年より「農林業センサス」の調査項目に変更があり、数値の定義が異なる。

2)市民農園の開設

本市では、野菜や花卉などの栽培による農作業を通じ、自然にふれあうことを目的に、市民農園を開設しています。令和6年度末はアルカディア市民農園、愛宕市民農園、皆川球場市民農園の3箇所を開設しています。

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

3)鳥獣害防除対策

本市では、中山間部において、野生のサルやイノシシ、ツキノワグマ等による農作物被害が発生しています。また、近年では県内においてニホンジカが目撃件数が増加しており、今後、農林業に深刻な被害を及ぼすことが懸念されています。ツキノワグマにおいては、市街地への出没も問題化しており、市民生活に大きな影響を及ぼしています。そこで、自然と調和した恒久的野生動物対策の確立を目指し、防除・環境整備・捕獲を推進しています。

また、被害を及ぼす鳥獣が多種化しているため、各関係機関との連携のもと、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を設置し、各関係機関の連携のもと、防除・環境整備・捕獲を核とした有害鳥獣対策を講じています。

【鳥獣害の現状】

鳥獣の種類	被害の現状（令和4年度）		
	品 目	面積（a）	金額（千円）
ニホンザル	水稻、野菜、果実	137.3	3,305.5
イノシシ	水稻、野菜	425.7	3,725.9
ニホンジカ	野菜	0.4	8.7
ツキノワグマ	野菜、果実	113.2	1,413.1
ハクビシン	野菜、果実	17.7	380.0
タヌキ	野菜、果実	2.3	52.5
ハシブトカラス	野菜、果実	4.3	7.7
ハシボソカラス			
スズメ	果実	—	—
ヒヨドリ	果実	—	—
アオサギ	水稻	8.0	83.7
カワウ	淡水魚	—	—
カモシカ	野菜、果実	1.0	23.9
ムクドリ	果実	—	—
合計		709.9	9,001

資料：「米沢市鳥獣被害防止計画（令和6年度）」（米沢市産業部森林農村整備課）

（3）緑地保全

1)公園の整備状況

本市では、28箇所（178.1 ha）の都市公園が計画されています。令和6年度末現在、64.7 haが開設されており、開設率は36.3%です。

【都市公園の整備状況】

公園区分	計画箇所数	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
街区公園	19	4.70	4.06	86.4%
近隣公園	2	3.8	3.8	100.0%
地区公園	3	17.3	16.5	95.4%
総合公園	2	28.4	28.4	100.0%
運動公園	1	1.7	—	0.0%
特殊公園	1	122.2	11.9	9.7%
合 計	28	178.1	64.7	36.3%

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

2) 緑地の整備状況

本市では、2箇所（419.5 ha）の緑地が計画されています。令和6年度末現在、47.8 ha が開設されており、開設率は11.4%です。

【緑地の整備状況】

名 称	位 置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
最上川上流河川緑地	通町六丁目ほか	71.5	19.4	27.1%
八幡原緑地	八幡原一丁目ほか	348.0	28.4	8.2%
合 計		419.5	47.8	11.4%

出典：「市政の概要（令和6年）」（米沢市議会事務局）

（4）河川

本市は、最上川の源流部に位置し、市内には、松川（最上川）、堀立川、天王川、小樽川、太田川、羽黒川など、吾妻連峰を水源とする多くの河川が流れています。

最上川は、本市と福島県の県境にある西吾妻山の「火焰滝（ひのほえのたき）」にその源を発し、山形県全域を貫き、酒田市で日本海に注ぐ一級河川です。流路延長が約229 kmと国内有数の河川であり、流域面積は山形県の75%を占めることから、「母なる川」とされています。

（5）保全地域等の指定

1) 自然公園

本市では、南側の西吾妻山をはじめとした山地が磐梯朝日国立公園に指定されています。磐梯朝日国立公園は、山形県、福島県、新潟県の三県にまたがり、陸域では我が国で3番目に大きな国立公園です。

山腹にはミズナラ、ブナ、キタゴヨウ、アオモリトドマツ、コメツガ等の森林が広がります。

また、アズマシャクナゲを始めとする高山植物やヒナザクラ、ワタスゲ、ツルコケモモ、ヒメシヤクナゲ、キンコウカ等の湿生植物を見ることができます。

動物は、大型哺乳類のツキノワグマやニホンカモシカが広く分布し、さらに中小の哺乳類など多

くの野生動物が生息する地域です。

山麓部には白布等の温泉があり、古くから温泉場として利用されています。

2) 保護林⁷

林野庁では、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に、保護林として区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、国有林野の保護を図ります。本市には、吾妻山周辺森林生態系保護地域、拇峰・飯森山生物群集保護林の2つの保護林が指定されています。

① 吾妻山周辺森林生態系保護地域

吾妻山周辺森林生態系保護地域は、本市の南端に位置し、福島県との県境にある矢筈山（1,510 m）、西大巔（1,982 m）、西吾妻山（2,035 m）、烏帽子山（1,892 m）等の山稜からなる吾妻山北面に位置しています。水平的には冷温帯に属し、垂直的には標高1,400～1,500 mまでが山地帯（ブナ帯）、その上部は亜高山帯⁸属します。吾妻連峰一帯のアオモリトドマツを主とする原生的な森林地帯のほかに、山地湿原、雪田草原、瀑布等の変化に富んだ景観があり、本地域を南限、または北限とする植物分布、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域です。

② 拇峰・飯森山生物群集保護林

拇峰・飯森山生物群集保護林は、本市の拇峰周辺のブナ天然林とアオモリトドマツ林の保護を目的に指定されています。当該地域には原生的なブナ天然林のほか、拇峰には、気候的極相⁹として分布限界¹⁰（西端）のアオモリトドマツ林が分布しています。

3) 緑の回廊

緑の回廊とは、保護林を繋ぐことにより、動植物の個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保全を図るために形成された森林のネットワークです。森林生態系を構成する野生生物の多様性を保全するためには、その移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが必要とされています。国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を従来から設定しており、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を

⁷ 原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

⁸ 植物の垂直分布で、中部山岳では標高1500～2500mの地帯をいう。

⁹ その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

¹⁰ 生物の地理的分布は、地形、土壌、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種（ないし属その他の分類単位）や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

図ります。

鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が、山形県内を一巡する形で、秋田、山形、新潟、福島、宮城県境沿いに設定されています。本市では、南側が緑の回廊の一部に設定されています。

4)鳥獣保護区

わが国では、鳥獣の保護、狩猟の適正化、生物多様性の保護を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき野生生物の保護・管理のために鳥獣保護区等が指定されています。本市では、山形県によって吾妻鳥獣保護区、千眼寺裏鳥獣保護区が指定されています。

千眼寺裏鳥獣保護区には、「窪田水辺の楽校」が整備され、野鳥の観察や環境学習・生物観察などさまざまな自然体験の場となっています。

【鳥獣保護区の概要】

名 称	指定区分	指定目的
吾妻鳥獣保護区 (令和4年11月1日～ 令和14年10月31日)	森林鳥獣生息地の保護区	吾妻鳥獣保護区は、本市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035mの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されており、ニホンザル、国の特別天然記念物であるニホンカモシカ、国内希少野生動物であるイヌワシの良好な生息地であり、大型鳥獣及び森林鳥獣の生息に適した地域であるため。
千眼寺裏鳥獣保護区 (令和5年11月1日～ 令和15年10月31日)	集団渡来地の保護区	千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所であるため。

出典：「令和6年度山形県鳥獣保護区等位置図」（山形県webサイト）

「山形県公報第350号（令和4年10月28日告示第826号）」（山形県webサイト）

「山形県公報第450号（令和5年10月27日告示第747号）」（山形県webサイト）

（6）重要な動植物

本市の南側に広がる吾妻連峰は大部分が磐梯朝日国立公園に指定されており、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域であるなど、生物にとって貴重な生育・生息場所です。

本市では、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルなどが生息し、環境省のふるさといきもの里100選に選定された「小野川ホタルの里」で知られているホタル生息地や、吾妻の白猿などの動植物やその生息地が、天然記念物等として重要な動植物に指定されています。

【重要な動植物】

分類	名称	備考
天然記念物	山上のオオクワ	山形県指定文化財
	長町裏のエゾエノキ	
	西明寺のトラノオモミ	
	吾妻の白猿	米沢市指定文化財
	上小菅観音堂のケヤキ	
	李山宮ノ前諏訪神社の大スギ	
	ホタル生息地	
巨木	吾妻のミズナラ	森の巨人たち百選

出典：「文化財一覧」（米沢市 web サイト）、「森の巨人たち百選」（林野庁 web サイト）

(7) 重要な植物群落等

全国各地で植物相の多様性が失われつつある中、地域の代表的・典型的な植生、代替性のない植生、極めて脆弱であり存続が危ぶまれる植生等について、環境省では特定植物群落として選定し保護を進めています。また、「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」において、県内の危急度毎に植物群落・植物個体群立地が選定されています。

本市においては、これら重要な植物群落等が 10 箇所確認されています。

【重要な植物群落等】

区 分	名 称	備 考	地図位置
亜寒帯常緑針葉高木林	吾妻山のオオシラビソ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「吾妻山自然林」と同一	①
湿地植生	吾妻山弥兵衛平、明星湖湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「西吾妻山稜の湿原及び雪田植生」と同一	①
雪田植生	吾妻山人形石雪田植生	特定植物群落	②
湿地植生	西吾妻山の湿原植生	特定植物群落	②
冷温帯夏緑広葉高木林	白布峠のブナ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「白布峠ブナ自然林」と同一	③
湿地植生	吾妻山馬場谷地湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「馬場谷地湿原」と同一	④
冷温帯夏緑広葉高木林	大荒沢自然林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の「大荒沢自然林」と同一	⑤
常緑針葉高木林	梅峰アオモリトドマツ林	特定植物群落	⑤
河岸・湖沼湿地・水生植物	最上川保呂羽堂裏河岸植生	河岸	⑥
植物個体群広域自生域	斜平山植物個体群自生域	地域景観、絶滅危惧個体群	⑦

出典：「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査」（環境省）

「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」（山形県）



5 生活環境

(1) 大気汚染

わが国では大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準を定め、これを環境基準と呼んでいます。

大気については大気汚染物質として光化学オキシダント（ O_x ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（ SO_2 ）及び一酸化炭素（CO）の5項目を、有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4項目を、微小粒状物質として微小粒子状物質（PM2.5）を指定し、それぞれについて環境基準（維持されることが望ましい基準）を定めています。

本市の区域内には、山形県が大気汚染防止法第22条に基づき、一般環境大気測定局（一般局）1局を設置しており、大気汚染の常時監視を実施しています。令和5年度の測定結果は、 SO_2 、 NO_2 、SPM、PM2.5で環境基準を達成しているものの、 O_x は未達成でした。

また、平成24年度に実施した有害大気汚染物質の測定結果は、全ての項目で環境基準を達成していました。

今後も維持されることが望ましい基準の確保に努めていきます。

【大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（ SO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
二酸化窒素（ NO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント（ O_x ）	1時間値が0.06 ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

【有害大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）
（改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号）（改正 平成30年11月19日 環境省告示第100号）

【微小粒子状物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

【大気環境測定結果（令和5年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項 目				
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5
米沢金池	一般局	0.001 ppm	0.012 ppm	0.022 mg/m ³	0.097 ppm	7.2 μg/m ³

出典：「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

【大気環境測定結果（平成24年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項 目			
		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン
米沢金池	一般局	0.00096 mg/m ³	0.00029 mg/m ³	0.00011 mg/m ³	0.0010 mg/m ³

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

【大気環境基準達成状況】

測定地点名	種別	環境基準達成状況									
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	CO	PM2.5	有害大気汚染物質 ^{注1)}			
								ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ ロエチレン	ジクロロ メタン
米沢金池	一般局	○	○	○	×	—	○	○	○	○	○

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

注）有害大気汚染物質の環境基準達成状況は平成24年度の結果を示します。

(2) 騒音

わが国では、用途地域等で区分された地域毎に騒音に係る環境基準を定めています。

【騒音に係る環境基準】

地域の種類			時間の区分	
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	一般地域	55 dB	45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB	55 dB
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、（特別工業地区 ^注 ）を除く）	一般地域	55 dB	45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB	60 dB
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区 ^注	一般地域	60 dB	50 dB
		車線を有する道路に面する地域	65 dB	60 dB

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

「米沢市告示第46号」（平成24年3月30日）

注）都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区に該当（本市の場合、地場産業としての繊維工業その他の工業便の増進を図ることを目的とするものに限る。）

【特例 幹線道路を担う道路に近接する空間における基準値】

昼間	夜間
70 dB	65 dB

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

1)自動車騒音

市内の自動車騒音の状況を把握するために、令和6年度は騒音調査を17区間で実施しました。その結果、全区間において昼間・夜間ともに環境基準を満たしていました。また、自動車騒音の面的評価の結果、本市では環境基準超過戸数は2戸であり、達成率は99.96%でした。

【自動車騒音の道路端騒音調査結果（令和6年度）】

区間 番号	調査区間	測定地点	調査結果		基準レベルとの差 ^{注1)}	
			L _{Aeq}		環境基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	東北中央自動車道	中田町	57	56	-13	-9
2	一般国道13号	万世町片子	69	61	-1	-4
3	一般国道13号	大字花沢	70	63	±0	-2
4	一般国道121号	舘山三丁目	65	57	-5	-8
5	一般国道121号	大字舘山	66	59	-4	-6
6	米沢高畠線	下花沢二丁目	61	54	-9	-11
7	米沢浅川高畠線	信夫町	65	54	-5	-11
8	米沢浅川高畠線	中田町	69	61	-1	-4
9	米沢環状線	春日一丁目	65	55	-5	-10
10	米沢環状線	御廟三丁目	63	52	-7	-13
11	板谷米沢停車場線	通町六丁目	64	56	-6	-9
12	板谷米沢停車場線	相生町	61	51	-9	-14
13	板谷米沢停車場線	大町一丁目	64	56	-6	-9
14	綱木米沢停車場線	舘山三丁目	65	57	-5	-8
15	笹野下矢来線	矢来二丁目	62	52	-8	-13
16	南堀端町大町線	門東町二丁目	57	48	-13	-17
17	市道米沢駅東線	万世町堂森	61	52	-9	-13

資料：「令和6年度自動車騒音常時監視評価結果」（市民環境部環境課）

注1）環境基準、要請限度はともに「幹線交通を担う道路に近接する空間」の値です。

【自動車騒音の面的評価結果（令和6年度）】

区 分	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
	全体% （超過戸数）	近接空間% （超過戸数）	非近接空間% （超過戸数）
米沢市	99.96 (2)	99.9 (2)	100.0 (0)

資料：「令和6年度自動車騒音常時監視評価結果」（米沢市市民環境部環境課）

(3) 悪臭

わが国では、悪臭防止法第4条第1項に基づき、事業場から発生する悪臭について基準を定めており、本市においても同法に基づく地域の指定及び人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した臭気指数による規制基準が設定されています。

南原地区では、堆肥製造事業所や養豚事業所を原因とした悪臭が問題となり、悪臭公害防止協定の締結や行政指導による対策を進めてきました。平成26年に、堆肥製造事業所が事業を廃止したことから、悪臭の発生はなくなりました。養豚事業所では、広範囲な悪臭苦情はなくなりましたが、近隣での悪臭苦情はなくなっていないため、今後も引き続き対応が必要です。

(4) 水質汚濁

わが国では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準として人の健康の保護に関する項目（健康項目¹¹⁾）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目¹²⁾）について環境基準を定めています。

本市においては、山形県が水質汚濁防止法第15条に基づいた水質測定を含め、河川6地点で水質調査を実施しています。

【人の健康の保護に関する環境基準 〔健康項目〕】

物 質	基準値	物 質	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）（改正 令和3年10月7日 環境省告示第62号）

注）基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

¹¹⁾ 人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている27項目の汚染物質をいう。

¹²⁾ 川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO等）の面からみた水質の環境基準が設定されている10の項目をいう。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川） 〔生活環境項目〕】

類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1000 CFU/ 100 mL以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）（改正 令和3年10月7日 環境省告示第62号）

注）生活環境項目については、河川の利用目的により指定された類型区分（AA～Eの6類型）に応じて、基準値が設定されています。

本市内を流れる主要な河川においては、最上川、羽黒川、天王川及び鬼面川がA類型、堀立川がB類型の指定を受けています。

1)健康項目

令和5年度の健康項目については、堀立川（芦付橋）、最上川上流（新田橋）の2地点で1項目、鬼面川（大樽橋）、太田川（山梨沢橋）の2地点で2項目、水窪ダム貯水池、綱木川ダム貯水池の2地点で1項目の測定を実施しており、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

【河川水質測定結果】

（令和5年度公共用水域水質測定結果〔健康項目〕年平均值）

地点名	カドミウム	鉛	砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
堀立川 （芦付橋）	—	—	0.001 mg/L	—
鬼面川 （大樽橋）	<0.0003 mg/L	<0.001 mg/L	—	—
太田川 （山梨沢橋）	0.0014 mg/L	0.0016 mg/L	—	—
最上川上流 （新田橋）	—	—	<0.001 mg/L	—
水窪ダム貯水池	—	—	—	0.085 mg/L
綱木川ダム貯水池	—	—	—	0.055 mg/L

出典：水環境総合情報サイト（環境省）

「—」は、測定結果がないことを示します。

2)生活環境項目

令和5年度の生活環境項目については、6地点で1～5項目の測定が行われています。測定項目のうち、水質の代表的な指標であるBOD（75％値）についてみると、測定を実施している4地点において、A類型の基準値である2.0 mg/Lを下回っており、水質は良好な環境が保たれています。

【河川水質測定結果】
（令和5年度公共用水域水質測定結果[生活環境項目]年平均値）

地点名	類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) 注1)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数注2)
堀立川 (芦付橋)	B	6.8～7.4	0.8 mg/L	5 mg/L	10 mg/L	580 CFU/ 100 mL
鬼面川 (大樽橋)	A	7.5～7.7	—	—	—	—
太田川 (山梨沢橋)	—	7.4～7.7	—	—	—	—
最上川上流 (新田橋)	A	7.0～7.6	0.6 mg/L	3 mg/L	11 mg/L	2000 CFU/ 100 mL
羽黒川 (羽黒川橋)	A	7.1～7.5	0.6 mg/L	2 mg/L	11 mg/L	290 CFU/ 100 mL
天王川 (天王川橋)	A	7.0～7.2	1.0 mg/L	4 mg/L	10 mg/L	120 CFU/ 100 mL

出典：水環境総合情報サイト（環境省）

「—」は、測定結果がないことを示します。

注1）BODの値は年間75％値を表します。

注2）大腸菌数の値は年間90％値を表します。

注3）■の網掛けは環境基準を超過していることを示します。

3)各河川の状況

本市を流れる主要な河川は、廃止鉱山からの排水、生活排水、工業排水の流入により、過去には水質が悪化した経緯があります。

【各河川の状況】

河川名	概 要
堀立川	松川の猿尾堰から取水し、市街地の中西部を南北に貫流した後、市街地の下流部で再び松川に流入しています。堀立川は、市街地の一般家庭から排出される生活排水が大量に流入していたため、山形県が調査した平成4年度から8年度までの5年間、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のBOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/Lを上回り、「県内の汚れた川ワースト10」に入っていました。しかし近年、公共下水道の整備が進み、水質は改善されています。
小樽川 （鬼面川）	最上川水系鬼面川の上流部の河川であり、その上流域では、過去に金、銀、鉛、亜鉛等が採掘されていました。現在は、廃止鉱山の一面に整備した排水処理施設で維持管理しています。
太田川	最上川水系鬼面川に流入する大樽川の支流で、上流域には鉱山跡地があります。鉱山跡地では鉱さい流出防止のため、整形、覆土、植栽等の安定化処理を実施しました。安定化処理後20年以上が経過し、鉱さい流出対策箇所の一部が流水によって削り崩される等の状況が確認されたことから、対策を検討するために平成18年度及び平成19年度に調査を実施しました。
松川 （最上川）	最上川の源流であり、流域住民の日常生活と農林漁業を支えてきましたが、昭和12年の西吾妻鉱山の硫黄採掘開始以降、酸による汚染が始まりました。西吾妻鉱山の閉山後は、坑内水及び鉱さい堆積場から浸出した酸性水は、西吾妻鉱山休廃止鉱山鉱害防止事業により大笠山台地に整備した除毒施設により地下浸透処理をしています。しかしながら、同施設で酸性水を完全に中和することは困難であり、依然として酸性が強い状態にあります。
羽黒川	東吾妻梅森に源を発し、上流部で大小屋川、刈安川が合流し、市街地東部を貫流しています。刈安川上流には、水窪ダムがあり、農業用水、上水道、工業用水を供給する多目的ダムとして重要な役割を担っています。
天王川	万世地区に梓川として源を発し、流域のかんがい用水として田畑を潤し、生活用水としても利用されています。

出典：「米沢市の水環境」

4)下水道整備

令和5年度末の下水道の整備状況をみると、世帯水洗化率は85.7%、人口普及率は65.4%です。

下水道の整備は平成19年度から進めていますが、下水道普及率は全国及び山形県と比較すると、全国（令和5年度：81.4%）、山形県（令和5年度：79.3%）と比較して低くなっています。

出典：「都道府県・政令都市別下水道処理人口普及率（令和5年度末）」（国土交通省）

【下水道普及状況の推移】

年 度	行政 人口 (人)	水洗可能		水洗化実施		世 帯 水洗化率 (%)	人 口 普及率 (%)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)		
平成26年度	84,315	53,333	21,391	45,423	17,863	83.5	63.3
平成27年度	83,175	53,019	21,412	45,339	17,821	83.2	63.7
平成28年度	82,164	52,650	21,567	45,342	18,103	83.9	64.1
平成29年度	81,125	52,061	21,578	45,488	18,395	85.2	64.2
平成30年度	80,314	52,041	21,896	45,925	18,751	85.6	64.8
令和元年度	79,351	51,549	21,997	45,474	18,836	85.6	65.0
令和2年度	78,446	51,093	22,165	45,099	18,993	85.7	65.1
令和3年度	77,654	50,670	22,416	44,723	19,217	85.7	65.3
令和4年度	76,556	50,063	22,563	44,193	19,339	85.7	65.4
令和5年度	75,189	49,191	22,485	43,411	19,260	85.7	65.4

出典：「米沢市の統計2020」（米沢市）

「米沢市の統計2024」（米沢市）

注1）各年度3月末日現在の状況を示します。

注2）世帯水洗化率＝水洗化実施世帯数／水洗化可能世帯数 人口普及率＝水洗化可能人口／行政区域内人口

（5）地下水

わが国では、地下水の水質汚濁について、環境基準を定めています。

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

物 質	基準値	物 質	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）（改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号）

注）基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

山形県では、地下水水質測定計画に基づき、地下水の水質測定を実施しています。平成 28 年度以降、本市の 7 地点で砒素が、1 地点で鉛が環境基準を超過しています。また、令和 5 年度の測定において、テトラクロロエチレンが、3 地点で環境基準を下回っています。

【地下水質の環境基準超過地点】

項目名 (環境基準)	調査 地区	測定結果							
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
砒素 (0.01mg/L以下)	木場町	0.028 mg/L	—	—	—	0.040 mg/L	—	—	—
	信夫町	—	0.43 mg/L	—	—	—	0.44 mg/L	—	—
	成島町	—	—	0.31 mg/L	—	—	—	0.14 mg/L	—
	万世町	—	—	—	0.054 mg/L	—	—	—	0.053 mg/L
	笹野本町	—	0.040 mg/L	—	—	—	0.040 mg/L	—	—
	小野川	—	—	0.048 mg/L	—	—	—	0.017 mg/L	—
	長手	0.021 mg/L	—	—	—	0.020 mg/L	—	—	—
テトラクロロ エチレン (0.01 mg/L以下)	大町	0.027 mg/L	0.038 mg/L	0.024 mg/L	0.022 mg/L	0.015 mg/L	0.014 mg/L	0.023 mg/L	≦0.01 mg/L
	中央	0.028 mg/L	0.027 mg/L	0.020 mg/L	0.015 mg/L	0.014 mg/L	0.022 mg/L	0.016 mg/L	≦0.01 mg/L
	花沢	0.025 mg/L	0.023 mg/L	0.016 mg/L	0.011 mg/L	≦0.01 mg/L	≦0.01 mg/L	≦0.01 mg/L	≦0.01 mg/L
鉛 (0.01 mg/L以下)	築沢	0.014 mg/L	—	—	—	—	—	—	—

出典：「平成 28 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「平成 29 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「平成 30 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「令和元年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「令和 2 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「令和 3 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「令和 4 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「令和 5 年度 山形県の水・大気環境等の状況」（山形県）
「—」は調査を実施しなかった地点であることを示します。

（６）地盤沈下

本市では、消雪目的などによる地下水の揚水量の増加に伴い、昭和 42 年ごろから地盤沈下による被害が発生しています。特に、市街地で地盤沈下が進んでおり、市が実施している水準測定の結果によると、昭和 49 年から令和 5 年までの累積沈下量は、東三丁目で-452 mm です。

無計画な地下水採取による地下水障害を防止するため、昭和 51 年 10 月から、県条例に基づく「米沢地域地下水採取適正化計画」が、本市、南陽市、高畠町、川西町に適用されてきました。また、地下水利用者の自主的な節水・使用合理化等の推進を図ることを目的とする米沢地区地下水利用対策協議会が設立され、地下水源の保全と、地盤沈下をはじめとする地下水障害の防止に努めています。

出典：「令和 5 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省 水・大気環境局）

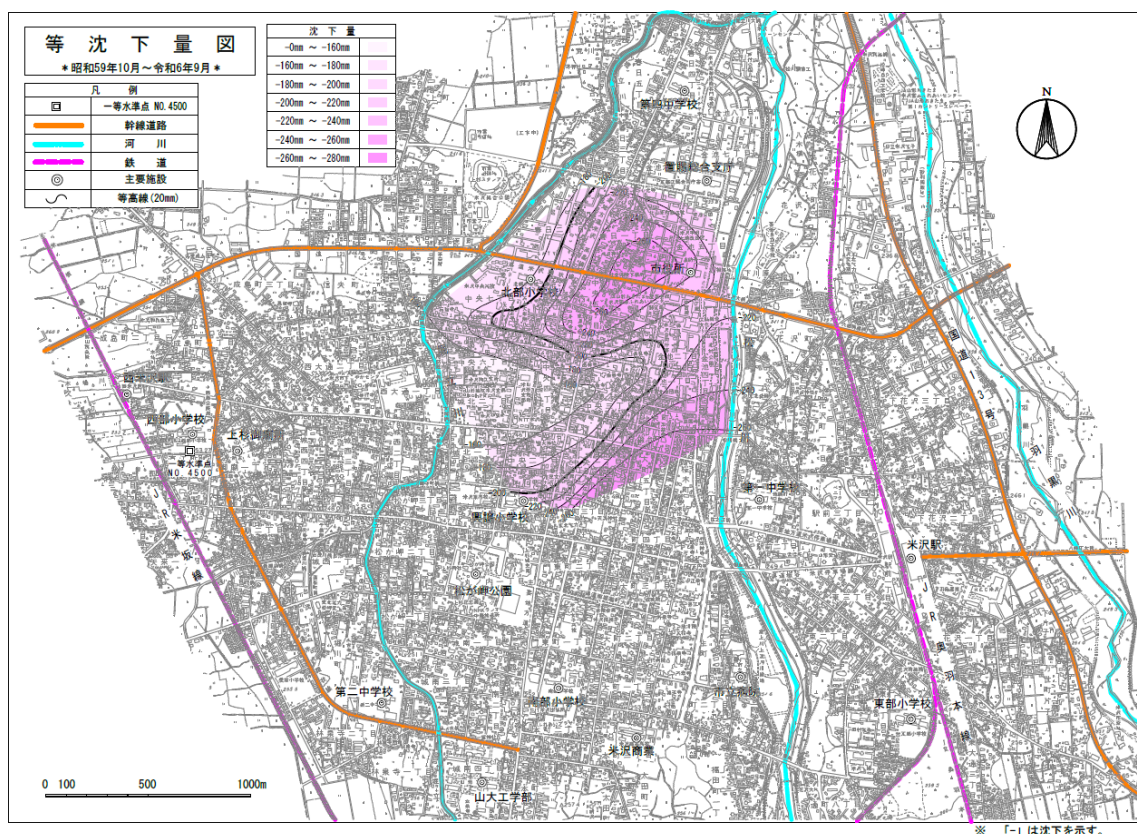


図 2-1 累積等沈下量図 (昭和 59 年 10 月～令和 6 年 9 月)

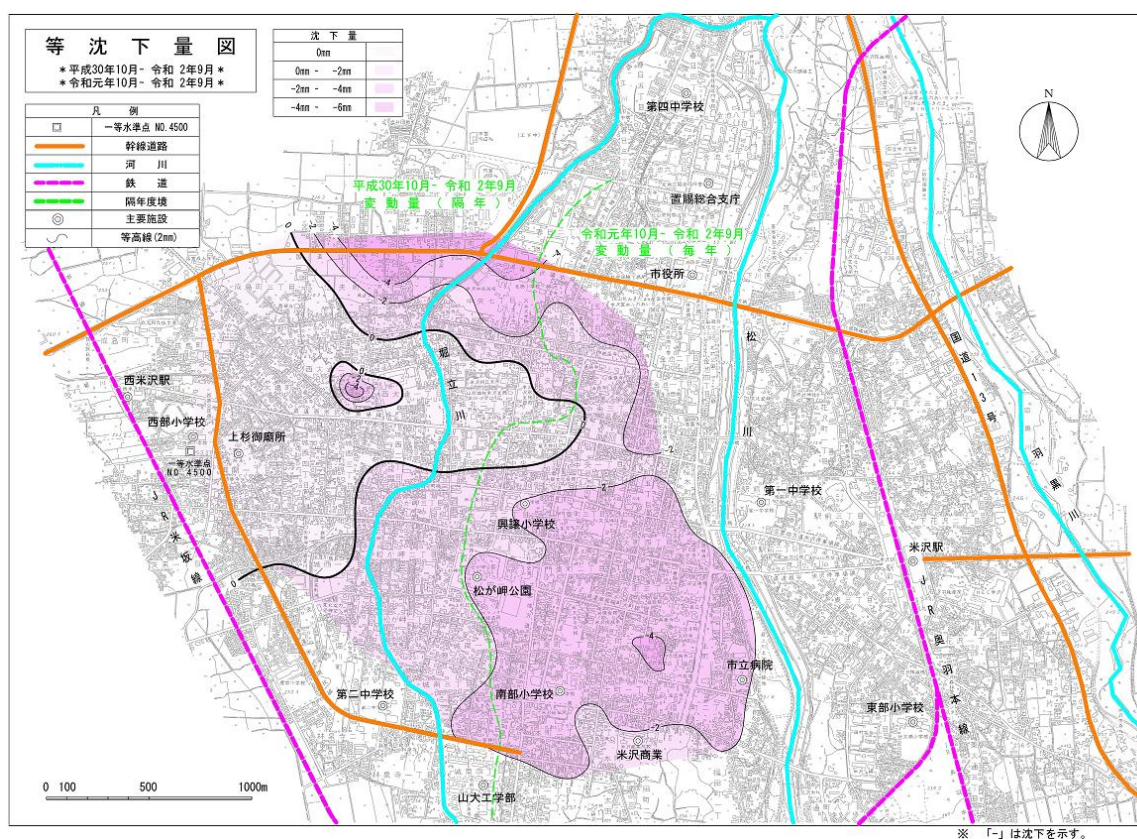


図2-2 年間等沈下量図 (平成30年10月～令和 2年 9月) (中央)
(令和元年 10 月～令和 2年 9月) (西)

(7) ダイオキシン類

わが国では、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

令和5年度は、本市の1地点で山形県が地下水についてダイオキシン類調査を実施しています。その結果、環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類による汚染に係る環境基準】

媒 体	基準値
大気	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年平均値が1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

注）基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。

【ダイオキシン類測定結果】

媒 体	測定場所	測定値
地下水	小野川	0.034 pg-TEQ/g

出典：「令和5年度山形県の大気・水環境等の状況」（山形県）

(8) 放射能濃度・放射線量

国土交通省のモニタリング方針に基づき、水道水の放射性物質検査を実施しています。本市では、大樽川を水源とする舘山浄水場、水窪・綱木川ダムを水源とする置賜広域水道（笹野浄水場）で放射性物質の測定が行われています。令和6年度は、舘山浄水場、笹野浄水場の2浄水場とも放射性セシウムは不検出でした。

出典：水道水の放射性物質検査の結果 「令和6年度（R6.4～R7.3）検査結果」（山形県 web サイト）

(9) 公害等に関する苦情相談の状況

本市では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害等に関する苦情相談を受け付けています。

公害等に関する苦情相談は、以前は悪臭に関するものが大半を占めており、平成 21 年度には 909 件中、746 件（82.1%）が悪臭に関する苦情です。

平成 21 年度以降、悪臭に関する苦情の件数は減少傾向にあり、令和 5 年度は 3 件（苦情全体の 5.0%）です。

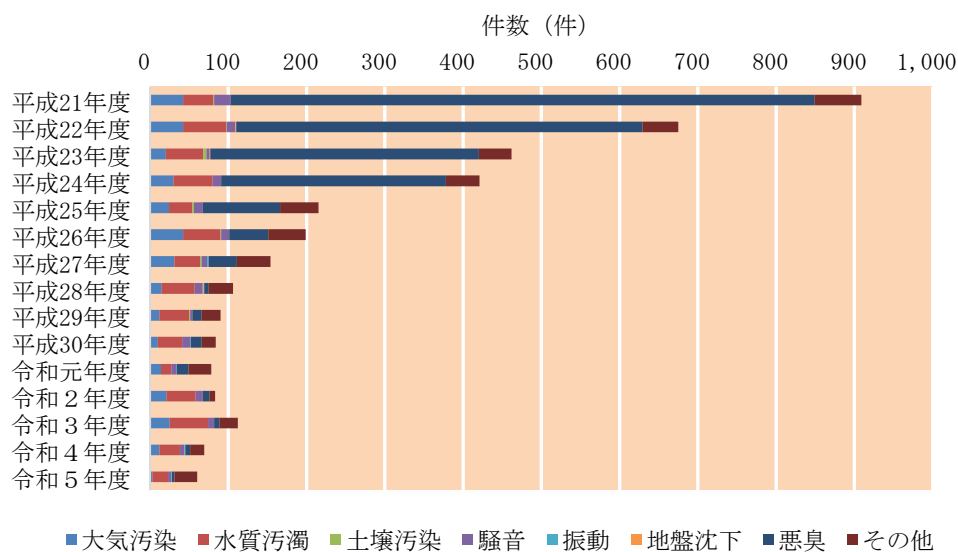
悪臭以外の苦情では、その他（廃棄物の投棄 23 件、野焼き 6 件）が 29 件、水質汚濁が 20 件、騒音が 4 件です。

【公害等に関する苦情相談件数の推移】

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成 21 年度	42	39	1	21	0	0	746	60	909
平成 22 年度	42	55	1	11	0	1	519	46	675
平成 23 年度	20	48	4	4	0	1	343	42	462
平成 24 年度	30	50	0	11	0	0	287	43	421
平成 25 年度	24	30	2	11	0	0	99	49	215
平成 26 年度	42	48	1	10	0	0	50	48	199
平成 27 年度	31	33	2	7	2	0	36	43	154
平成 28 年度	15	42	0	10	1	1	6	31	106
平成 29 年度	12	38	1	3	0	0	12	24	90
平成 30 年度	10	31	0	10	1	0	14	18	84
令和元年度	14	13	0	6	1	0	15	29	78
令和 2 年度	21	37	0	9	0	0	9	7	83
令和 3 年度	25	49	0	8	0	0	7	23	112
令和 4 年度	12	26	0	6	1	0	6	18	69
令和 5 年度	3	20	0	4	1	0	3	29	60

出典：「米沢市の統計 2024」（米沢市）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年 10 月）」（米沢市企画調整部政策企画課）



【公害等に関する苦情相談件数の推移】

出典：「米沢市の統計 2024」（米沢市）

「米沢市基本計画改定 統計、データ等資料（令和元年10月）」（米沢市企画調整部政策企画課）

（１０）有機フッ素化合物（PFAS）

有機フッ素化合物のうち、PFAS（ピーファス、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）は撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の性質があり、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などの様々な用途に使用されてきました。中でも、PFOS（ピーフォス、ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ピーフォア、ペルフルオロオクタン酸）は、分解されにくく、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には河川等に移行しやすく、環境中に蓄積しやすいため、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

本市の水道は大樽川を水源とする舘山浄水場と、水窪ダム及び綱木川ダムの水を水源とする笹野浄水場（山形県の広域水道用水供給事業により、米沢市・南陽市・高畠町・川西町の東南置賜二市二町に水道水を届けている施設）、田沢浄水場、白布高湯簡易水道、板谷簡易水道で作られる水道水でまかなわれています。これらの浄水場の他に、河川、地下水より採水して調査を実施しています。調査の結果は、公共用水域及び地下水における暫定指針値を下回っています。

【各浄水場の PFOS 及び PFOA 調査の結果】

水質検査地点	区分	令和 6 年度
舘山浄水場	浄水	<50 ng/L
田沢浄水場	浄水	<50 ng/L
白布浄水場	浄水	<50 ng/L
板谷浄水場	浄水	<50 ng/L
笹野浄水場	浄水	<50 ng/L

※水質管理目標設定項目における目標値：50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合計値）

出典：「令和 7 年度水質検査計画」、「水道水の PFOS 及び PFOA 検査結果」（米沢市上下水道部水道課）

【各河川、地下水の PFOS 及び PFOA 調査の結果】

水質検査地点		令和 3 年度～令和 5 年度 ^{注)}
河川	最上川（新田橋）	4.3（2.5～6.0） ng/L
	天王川（天王川橋）	4.1（1.8～6.3） ng/L
地下水	万世町堂森	1.7（1.6～1.8） ng/L
	広幡町成島	2.6（2.4～2.8） ng/L

※公共用水域及び地下水における暫定指針値（環境省）：50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合計値）

出典：「山形県の水環境中の有機フッ素化合物の状況について」（山形県環境エネルギー部水大気環境課）

注）河川、地下水の調査結果は、令和 3 年度～令和 5 年度の結果を「平均値（濃度範囲）」として示しています。

6 環境教育・活動

(1) 環境教育

豊かな自然環境や快適な生活環境を守るためには、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ることができ、人と自然にやさしい人間性を養うことが求められています。

山形県では、県内で環境学習施設の見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している企業や NPO などの民間団体を「環境学習支援団体」として認定しています。本市では、NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場、株式会社ニューテックシンセイ、リアクトバイオガス株式会社の3団体が認定されています。

【本市の環境学習支援団体】

団体名	学習のポイント	学習の概要
NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場	工場見学で、様々な環境への取組みを学習	パソコンなどの製品における環境配慮や、工場・オフィスとしての廃棄物の分別、生ごみリサイクル、省エネルギー等の取組状況の見学を通じて、環境に配慮した事業活動のあり方について学習します。
株式会社 ニューテックシンセイ	地元広葉樹の未利用材から作った木製ブロックの加工見学や木製ブロックを使ったワークショップ	・地元の間伐材などの未利用材（無垢材）の角材から木製ブロックになるまでの工程を見ながら、森林資源保全の大切さや未利用材の活用について学ぶことができます。 ・木製ブロックを使ったワークショップ（工作体験）ができます。
リアクトバイオガス株式会社	環境学習施設	バイオガスを利用した温暖化防止と農業振興

出典：「山形県環境学習支援団体活用ハンドブック（令和6年11月改訂版）」（山形県）

また、本市及び周辺には、主要な環境教育関連施設として、よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）、置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター^注、米沢浄水管理センターの3施設があります。

【本市の主要な環境学習施設】

施設名	施設の概要
よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）	山谷昆虫コレクション約 10 万点の保管・展示
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター ^注	ごみ焼却施設の見学、プラスチック製容器包装及びペットボトルの手選別工程の見学
米沢浄水管理センター	下水道終末処理場の施設見学

出典：「県内の主な環境学習・見学施設」（山形県 web サイト）

注）千代田クリーンセンターは、隣接する高畠町に設置されていますが、本市は置賜広域行政事務組合の構成市町であるため、参考として掲載しました。

さらに本市では、平成 28 年から次代を担う小学生及び中学生向けに地球温暖化問題に対する子ども達の理解と関心を深めることを目的として地球温暖化防止講演会を実施しています。

【地球温暖化防止講演会実施状況】

年度	実施校	参加者数(人)
平成 28 年度	興譲小学校、南部小学校、南原小学校、六郷小学校、第一中学校、第二中学校	410
平成 29 年度	東部小学校、北部小学校、関小学校、塩井小学校、第三中学校、第四中学校	471
平成 30 年度	西部小学校、愛宕小学校、三沢東部小学校、窪田小学校、第五中学校、第六中学校	333
令和元年度	万世小学校、上郷小学校、第七中学校	178
令和 2 年度	松川小学校、広幡小学校、関根小学校 三沢西部小学校、第二中学校	239
令和 3 年度	三沢東部小学校、三沢西部小学校、六郷小学校、広幡小学校	44
令和 4 年度	塩井小学校、窪田小学校、上郷小学校 第一中学校、第二中学校	607
令和 5 年度	興譲小学校、東部小学校、松川小学校 第三中学校、第四中学校	545
令和 6 年度	西部小学校、南部小学校、北部小学校 第五中学校、第六中学校	514



小学校での講演会の様子



中学校での講演会の様子

(2) よねざわ環境フェス

米沢市では、令和 4 年 7 月に行ったプラスチックごみゼロ宣言の趣旨について周知するとともに、海洋ゴミをはじめとする環境問題に関する様々な視点・要素を、市民生活に身近なものとして、見て、聞いて、体験し、楽しみながら、「デコ活」につなされるきっかけとするため、令和 5 年度から毎年「環境フェス」を開催しています。環境団体との協力型イベントを行うことで、相互に活動を理解し、連携を深めるプラットフォーム機能を目指します。



環境フェスの「様子」

(3) 環境活動

本市では、市民、事業者、行政との連携により、花と樹木におおわれたまちづくり計画、米沢みちサポーター事業といった環境活動が実施されています。

【主な環境活動】

活動	活動の概要
花と樹木におおわれたまちづくり計画	市全体が「花と樹木におおわれたまち米沢」となることを目指し、30か年を計画期間として「未来に残そう緑の米沢」をテーマにまちなかに花と樹木を積極的に植栽する計画です。花と樹木を活かした協働のまちづくりによって、更に美しい共有の財産として後世に残します。
米沢みちサポーター事業	米沢市が管理している道路の美化を目的に、歩道や植樹帯などに花苗を植栽し、清掃や除草などの維持管理を行います。

出典：花と樹木におおわれたまちづくり計画（米沢市 web サイト）

米沢みちサポーター事業（米沢市 web サイト）

第3期米沢市環境基本計画 活動指標・成果指標

No	成果指標名	計画策定時の 現状値 (平成26年度)	中間見直し時の 現状値 (令和2年度)	現状値 (令和6年度)	計画策定時の 目標値 (令和7年度)	達成状況 (○は達成)
1	地域森林資源の利用材積	10 m ³	93.3 m ³	744.8 m ³	107 m ³	○
2	市域の温室効果ガス削減率（平成25年度比）	—	22.0%減 (平成30年度)	30.7%減 (令和4年度)	46.8%減 (令和12年度)	—
3	市事務事業から排出される温室効果ガス削減率（平成25年度比）	—	7.0%減	14.8%減 (令和5年度)	39.4%減 (令和12年度)	—
4	浄水管理センターにおける消化ガス利用率	60～70%	88.8%	96.8%	100%	未達成
5	浄水管理センターにおける汚泥排出量及び再資源化率	①汚泥排出量 0.20 kg/m ³ ②再資源化率 50.2%	①汚泥排出量 0.12kg/m ³ ②再資源化率 70.4%	①汚泥排出量 0.09kg/m ³ ②再資源化率 80.2%	①汚泥排出量 0.1kg/m ³ ②再資源化率 80.0%	○
6	ごみ総排出量	28,034 t	26,479 t	23,827 t	25,000t	○
7	ごみのリサイクル率	12.5%	12.3%	11.2%	15.2%以上	未達成
8	自主防災組織の組織率	54.2%	69.8%	74.7%	80%以上	未達成
9	総面積に対する有機農業取組面積	20%	35%	70%	30%	○
10	再利用が可能な耕作放棄地の面積	619.57a	647.95a	1,667.97a	589.57a	○
11	森林整備面積	70ha	196ha	268ha	240ha	○
12	地元産材を利用した公共施設数（累計）	5件	13件	20件	16件	○
13	下水道施設（管渠）の面整備率	79.6%	80.6%	81.2%	80.8%	○
14	下水道処理人口普及率	63.3%	65.1%	66.3%	65.3%	○
15	合併処理浄化槽普及率	15.3%	22.6%	26.4%	23.9%	○
16	公害苦情件数	199件	83件	78件	70件以下	未達成
17	ホームページにおける環境情報専用ページのアクセス数	—	16,920件/年	23,888件/年	30,000件/年	未達成
18	市内小中学校における環境教育の実施率	—	100%（市内小中学校で1回実施）	100%（令和7年度で2回実施完了）	100%（市内小中学校で2回実施）	○

環境に関する市民意識調査

(令和7年度)

結果報告書

(一般市民アンケート)

令和7年9月

エヌエス環境株式会社

I. 調査の概要

II. あなた自身について

III. 環境に対する関心について

1. 環境問題に対する関心（現状評価・関心度）
2. 環境に関する情報の取得

IV. あなたの環境行動について

1. 環境に配慮した取組みの実施状況
2. 機器類等の導入状況・予定

V. 地域環境の満足度・重要度について

1. 現状の満足度
2. 今後の取組みの重要度
3. 過年度との比較

VI. 今後の市の取組みについて

VII. 生物多様性について

1. 生物多様性
2. 特定外来生物
3. 今後の取組み

VIII. 再生可能エネルギーについて

IX. 用語の認知度について

1. 米沢市ゼロカーボンシティ宣言
2. 米沢市プラスチックごみゼロ宣言
3. デコ活

I. 調査の概要

1. 調査の目的

第3期米沢市環境基本計画の計画期間が令和7年に終了することから、社会情勢の変化を踏まえ、現計画内容の全面的見直しを図り、より実効性のある計画を策定するため、市民の環境に対する意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の環境施策に反映させていくことを目的として実施した。

2. 調査対象及び抽出方法

住民基本台帳登録市民から無作為抽出した市民 1,100 名。

3. 調査内容及び調査方法

環境に関する意識等について（別紙調査票による）、郵送により発送・回収

4. 調査期間

令和7年7月1日～令和7年7月31日

5. 回収結果

対象	標本数	有効回収数	有効回収率 (%)
無作為抽出の住民基本台帳 登録市民	1,100	322	29.3%

Ⅱ. あなた自身について

Ⅰ. 回答者の属性

① 性別

性別の全体構成は「男性」が45.3%、「女性」が54.7%であった。

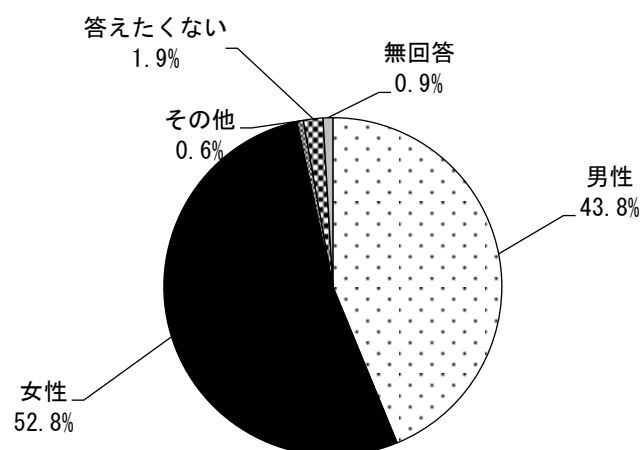


図 1 男女比（その他、答えたくない、無回答含む）

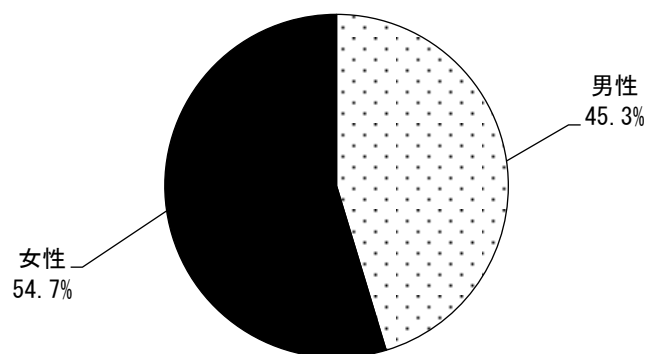


図 2 男女比（その他、答えたくない、無回答除く）

② 年代

年代は、50歳代以上が56%以上を占めていた。60歳代が最も多く23.6%、次いで50歳代が18.9%であった。

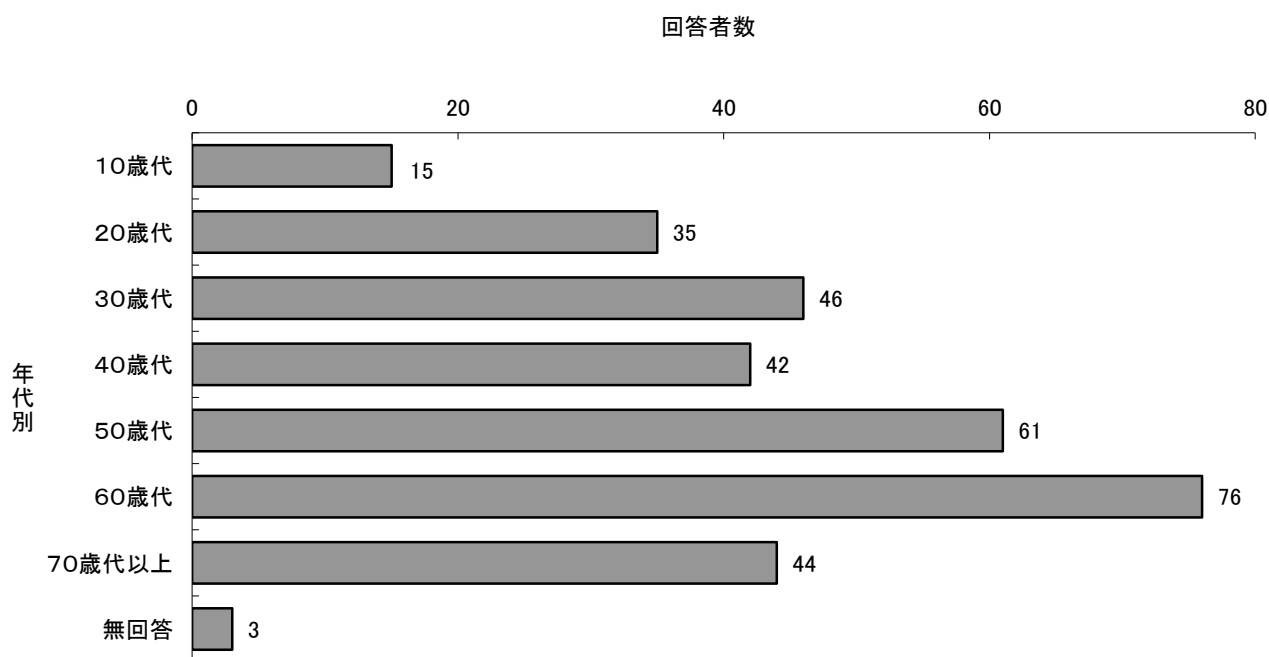


図3 年代別回答者数

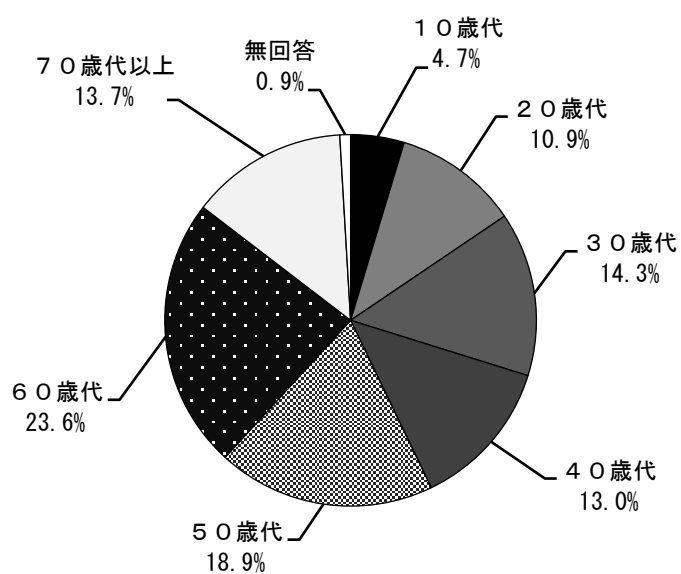


図4 年代割合

② 居住地区（18地区）

居住地区は、西部地区が15.5%と最も多くを占めていた。

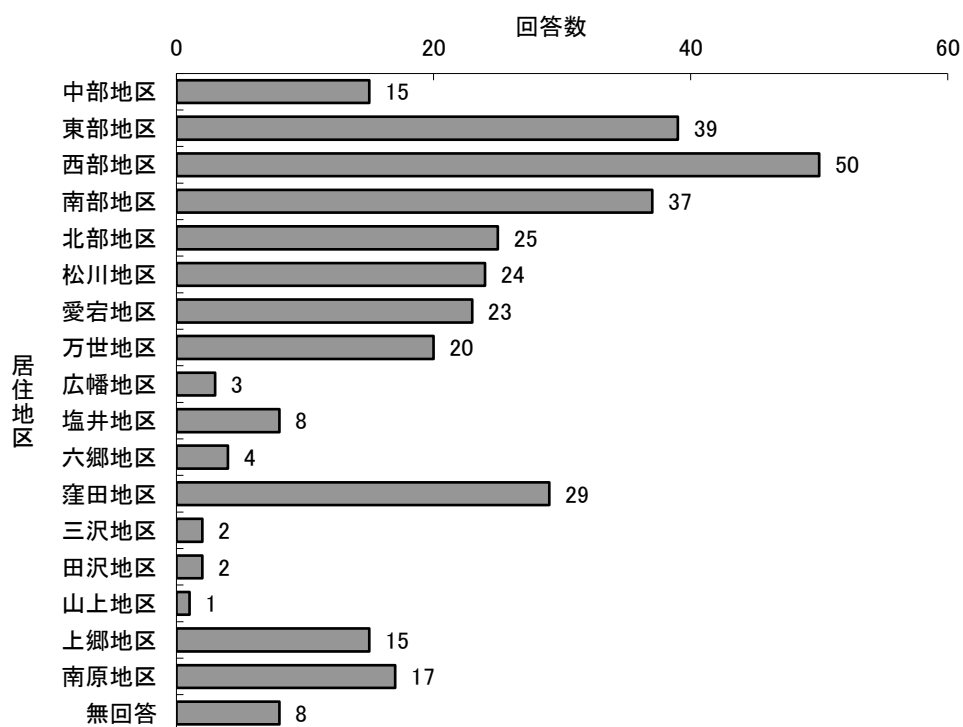


図5 居住地区別回答者

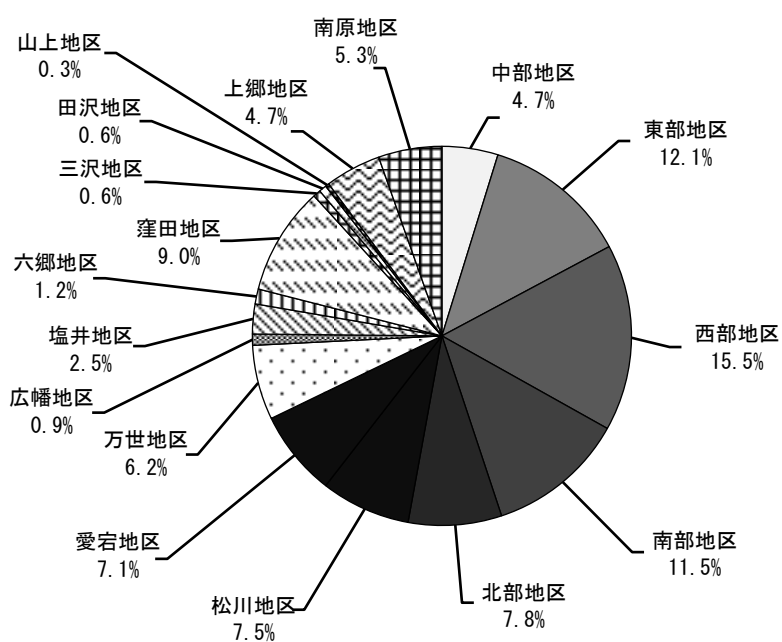


図6 回答者居住地区割合

③ 住宅

住宅は「一戸建て(持ち家)」が 82.6%と最も多く、次いで「マンション・アパート(賃貸)」が 13.0%、「一戸建て(賃貸)」が 3.4%であった。

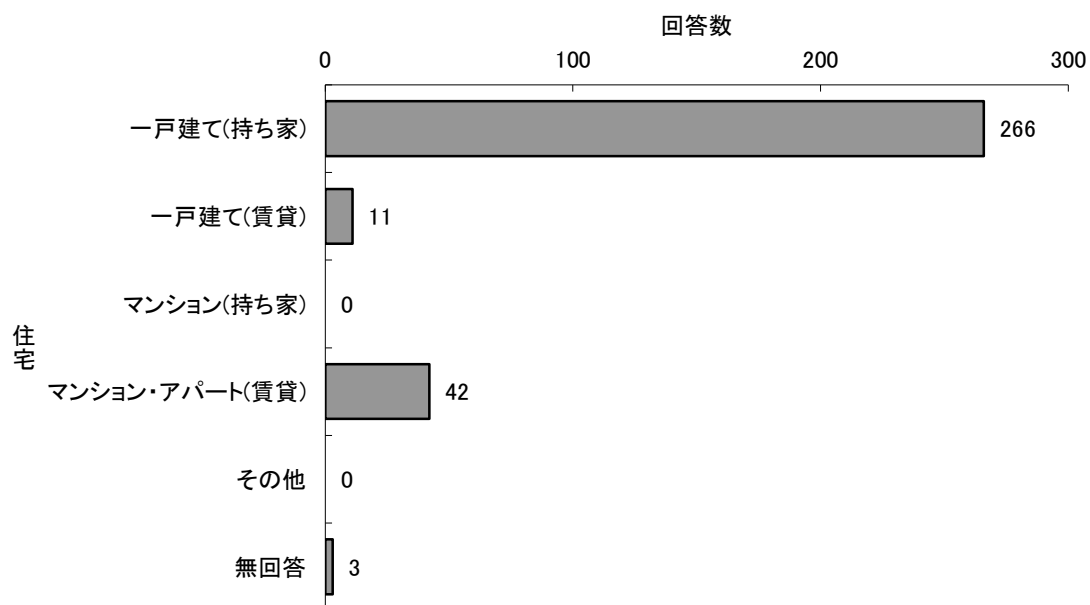


図 7 住宅別回答者数

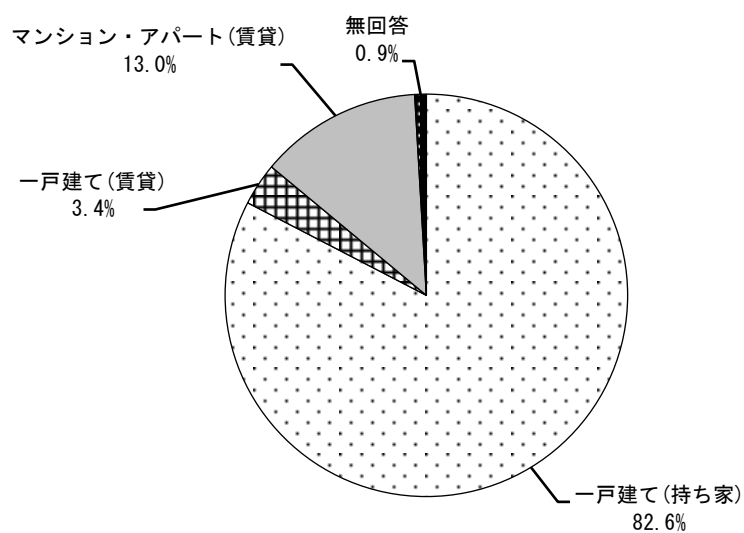


図 8 住宅割合

④ 同居人数

同居人数は「2人」が28.0%と最も多く、次いで「3人」が24.2%、「4人」が20.2%であった。

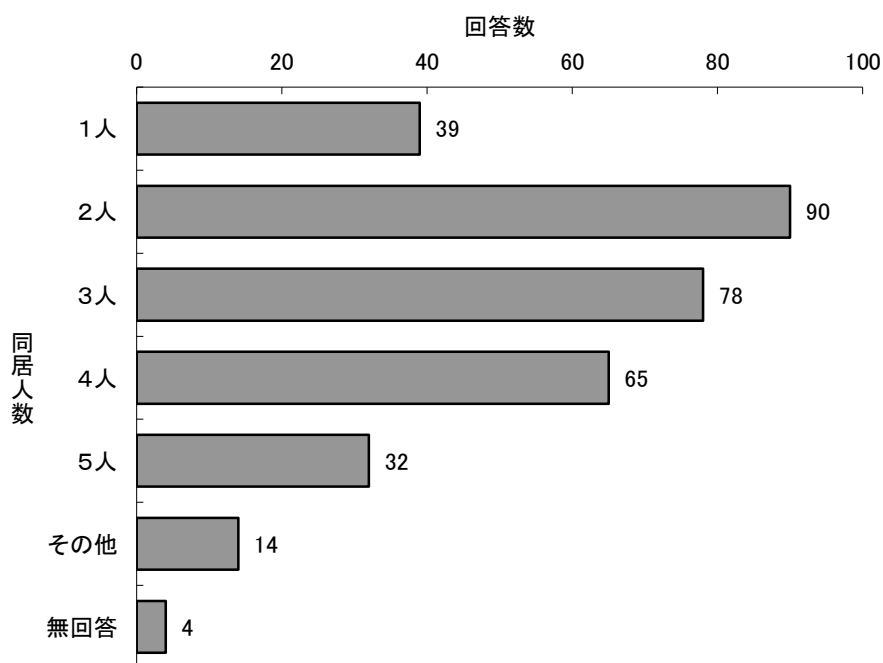


図9 同居人数別回答者数

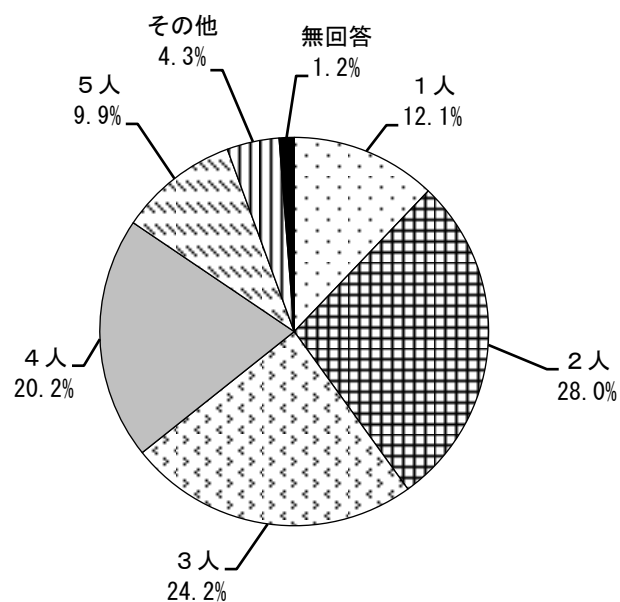


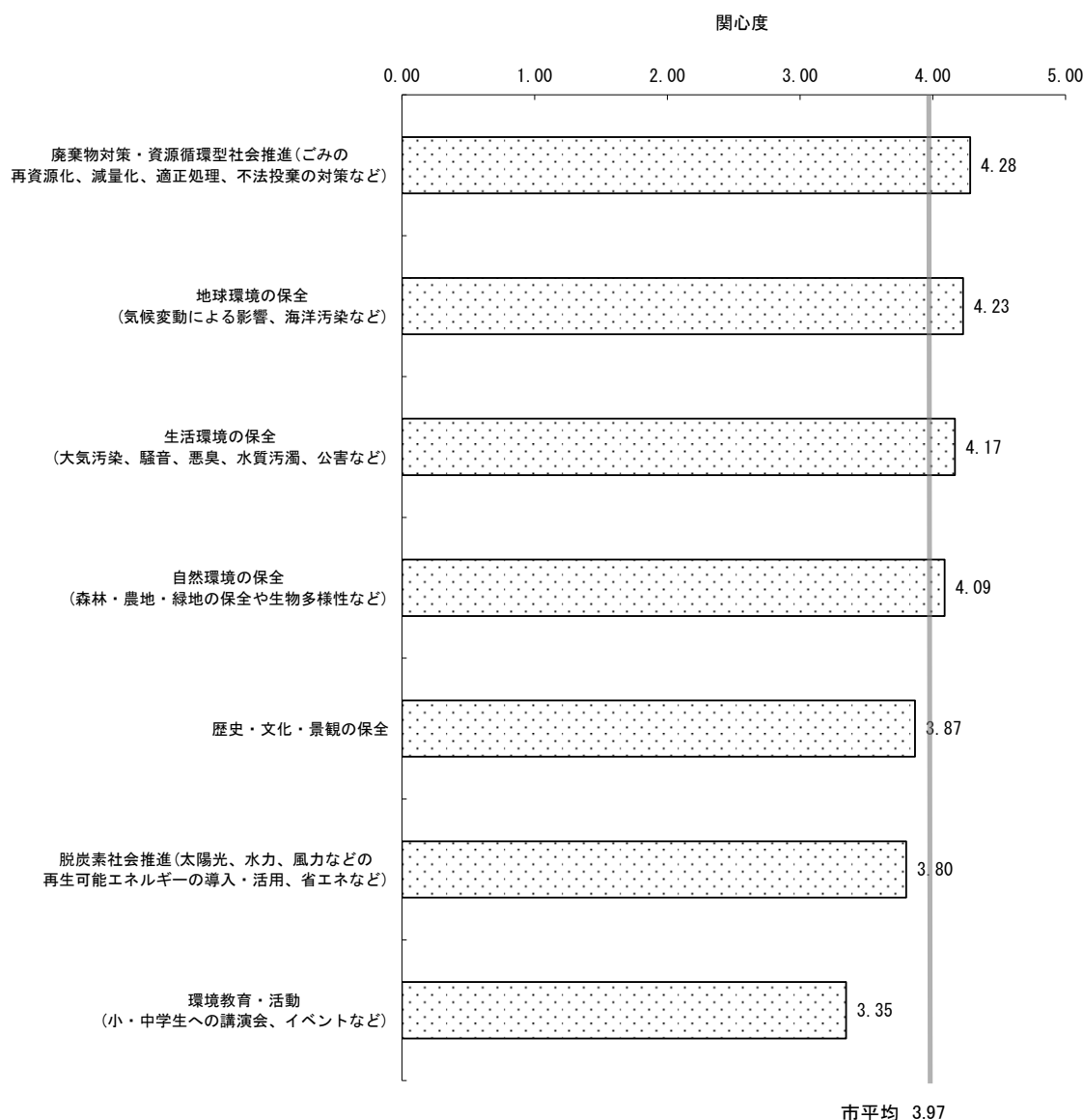
図10 同居人数別割合

Ⅲ. 環境に対する関心について

Ⅰ 環境問題に対する関心（現状評価・関心度）

環境問題に対する関心度は、平均で 3.97 であった。このうち、「廃棄物対策・資源循環型社会推進（ごみの再資源化、減量化、適正処理、不法投棄の対策など）」が最も高く 4.28、次いで「地球環境の保全（気候変動による影響、海洋汚染など）」が 4.23、「生活環境の保全（大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁、公害など）」が 4.17 であった。

「歴史・文化・景観の保全」、「脱炭素社会推進（太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入・活用、省エネなど）」、「環境教育・活動（小・中学生への講演会、イベントなど）」は平均を下回っていた。



※関心度は「関心ある」を 5、「少しある」を 4、「あまりない」を 2、「ない」を 1 とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 11 現状評価

2 環境に関する情報の取得

環境に関する情報の取得方法は「テレビ・ラジオ・新聞」の回答が最も多く 74.5%、「広報よねざわ」が 44.7%、「SNS」が 33.2%と続いていた。一方、「環境関連イベント・講演会等」が 4.7%と最も低く環境に関する情報の取得方法として活用されていない状況がうかがえた。

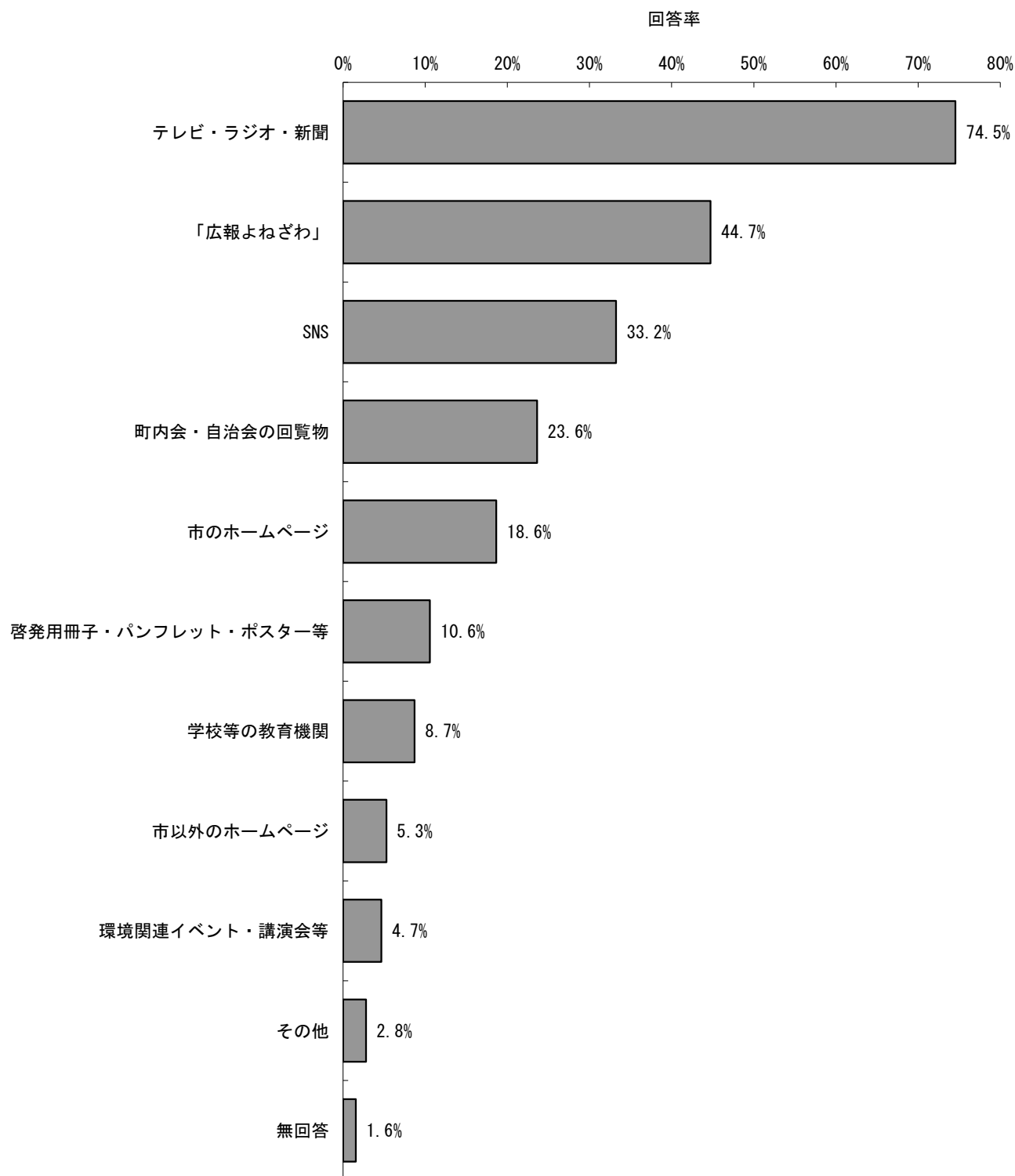
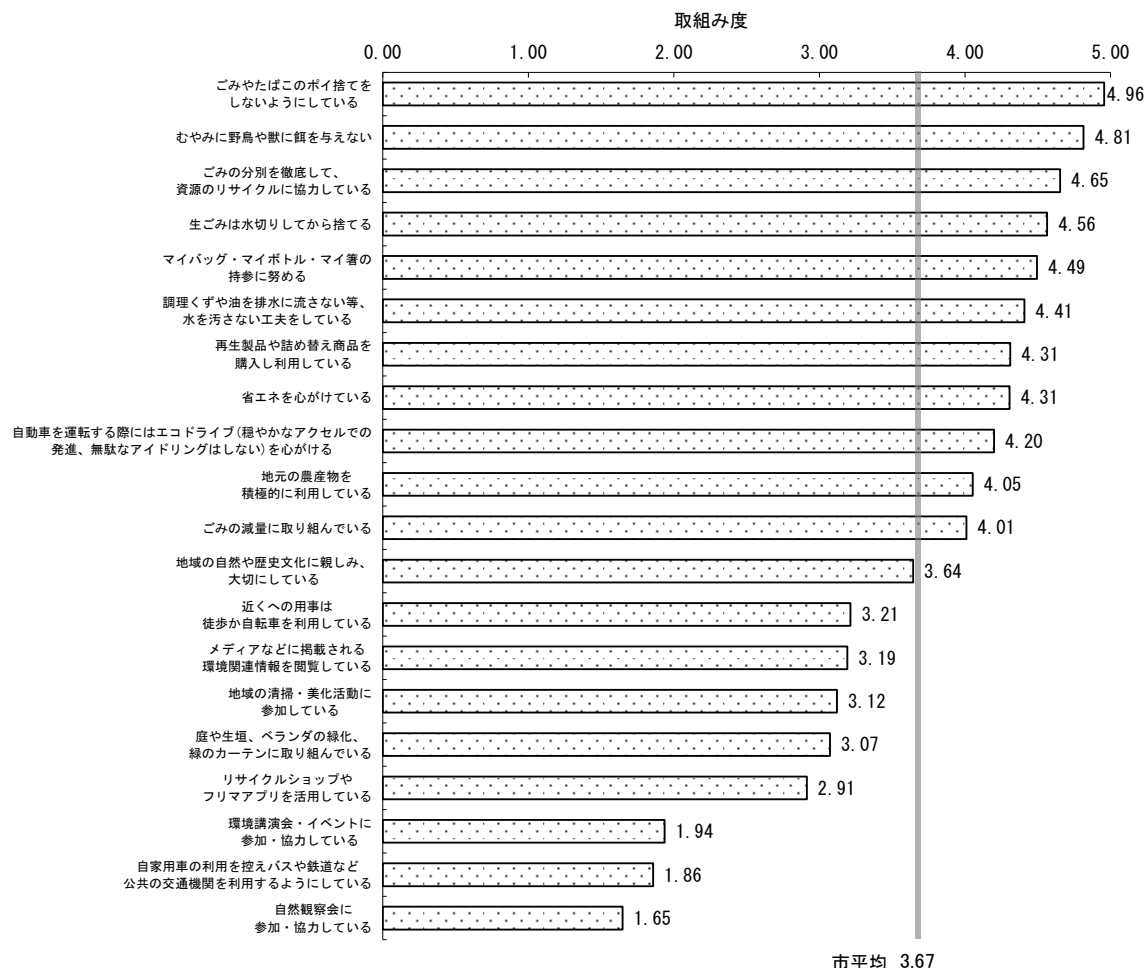


図 12 「環境に関する情報」内訳

IV. あなたの環境行動について

1 環境に配慮した取組みの実施状況

日常行っている環境に配慮した取組みの状況は、取組み度の平均が 3.67 であり比較的取組みが実施されている状況がうかがえた。このうち「ごみやたばこのポイ捨てをしないようにしている」が最も高く 4.96、次いで「むやみに野鳥や獣に餌を与えない」が 4.81、「ごみの分別を徹底して、資源のリサイクルに協力している」が 4.65 と続いており、心がけにより実践できる取組みについては多くの市民に取り組まれている状況がうかがえた。一方、「環境講演会・イベントに参加・協力している」が 1.94、「自家用車の利用を控えバスや鉄道など公共の交通機関を利用するようにしている」が 1.86、「自然観察会に参加・協力している」が 1.65 であった。これらの取組みについては、関心の低さのほか、「自家用車の利用を控えバスや鉄道など公共の交通機関を利用するようにしている」は利用の機会が少ない、整備が不十分、「環境講演会・イベントに参加・協力している」や「自然観察会に参加・協力している」については、参加の機会が少ないといった状況も取り組まれない要因となっている可能性がある。



※取組み度は「いつも実施している」を5、「時々実施している」を4、「実施していない、今後は実施したい」を2、「実施していない、今後も難しい」を1とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 13 「環境に配慮した取組み」現状評価

2 機器類等の導入状況・予定

① 導入状況

家庭における機器類等の導入状況についてみると、「LED 照明」が最も多く導入されており 69.6%、次いで「省エネ型のアエアコン」が 55.3%、「住宅の断熱化（二重サッシ、遮蔽フィルムなど）」が 48.1%、「省エネ型の冷蔵庫」が 45.3%と、比較的成本がかからない家電や住宅の断熱改修は多く導入されている状況がうかがえた。一方、コストがかかる設備導入に関しては導入が進んでいない傾向があり、特に「地中熱ヒートポンプ」の回答は 0.3%と最も低くなっていた。

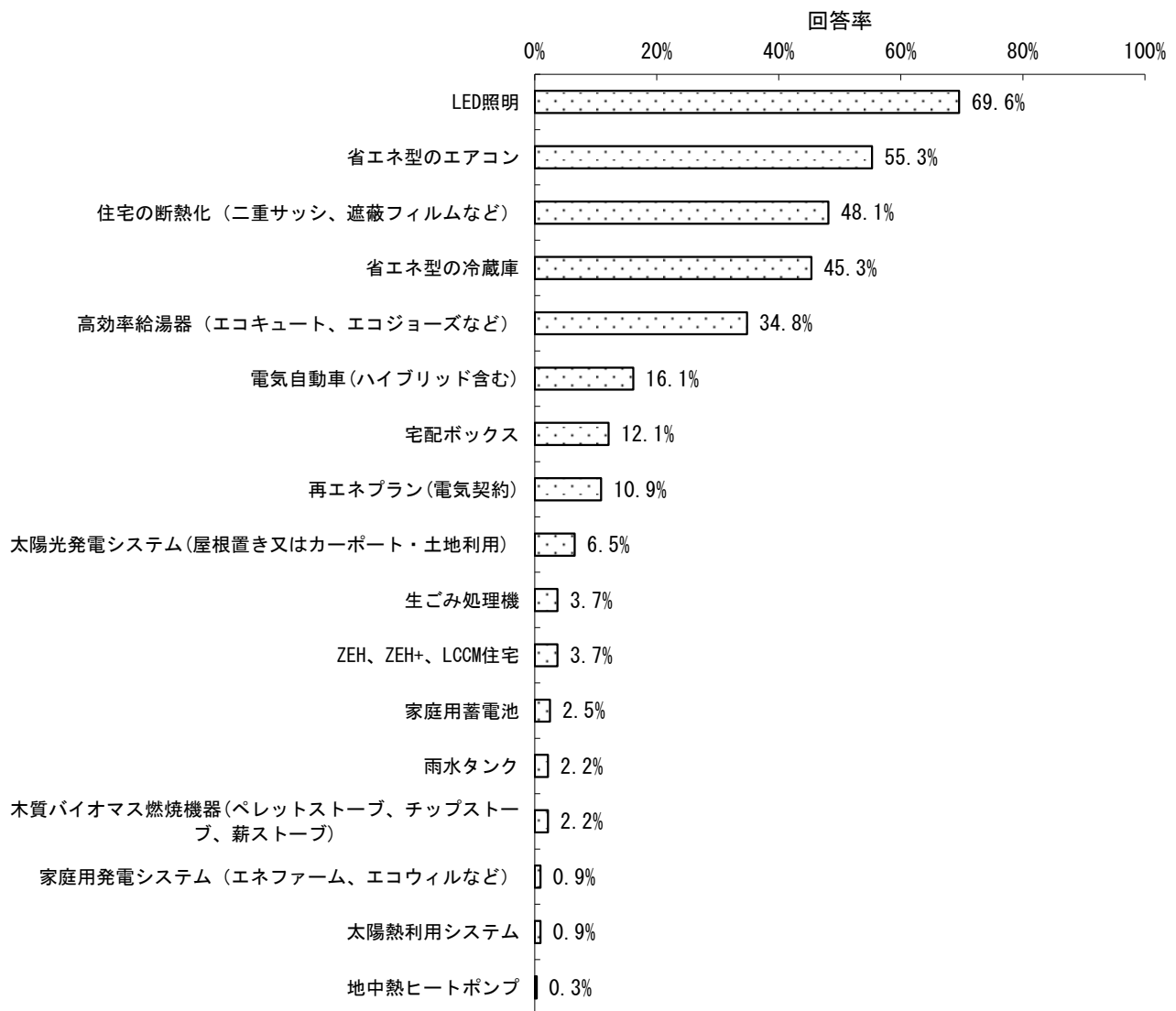


図 14 機器類等の導入割合

① 導入予定

機器類の導入予定についてみると、「導入する予定がある」、「助成があれば導入したい」の合計の割合が最も多かったのは「宅配ボックス」であり、「省エネ型の冷蔵庫」、「LED 照明」が続いていた。一方、「今後も導入しない」の回答が多かったのは、「木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブ)」であり、「雨水タンク」、「太陽光発電システム（屋根置き又はカーポート・土地利用）」と続いていた。導入状況と同様、コストがかかる設備は導入が検討されない状況がうかがえた。

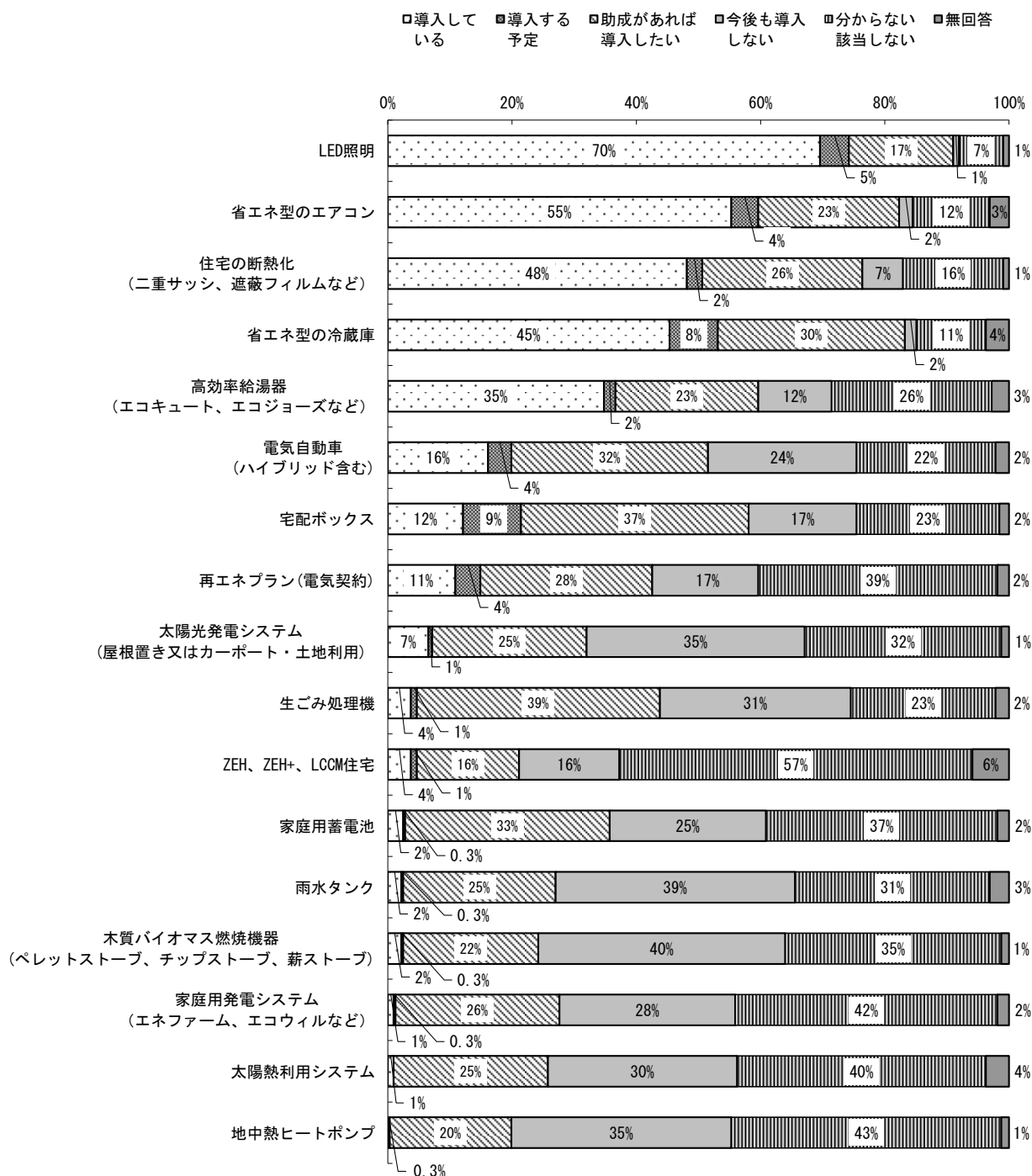
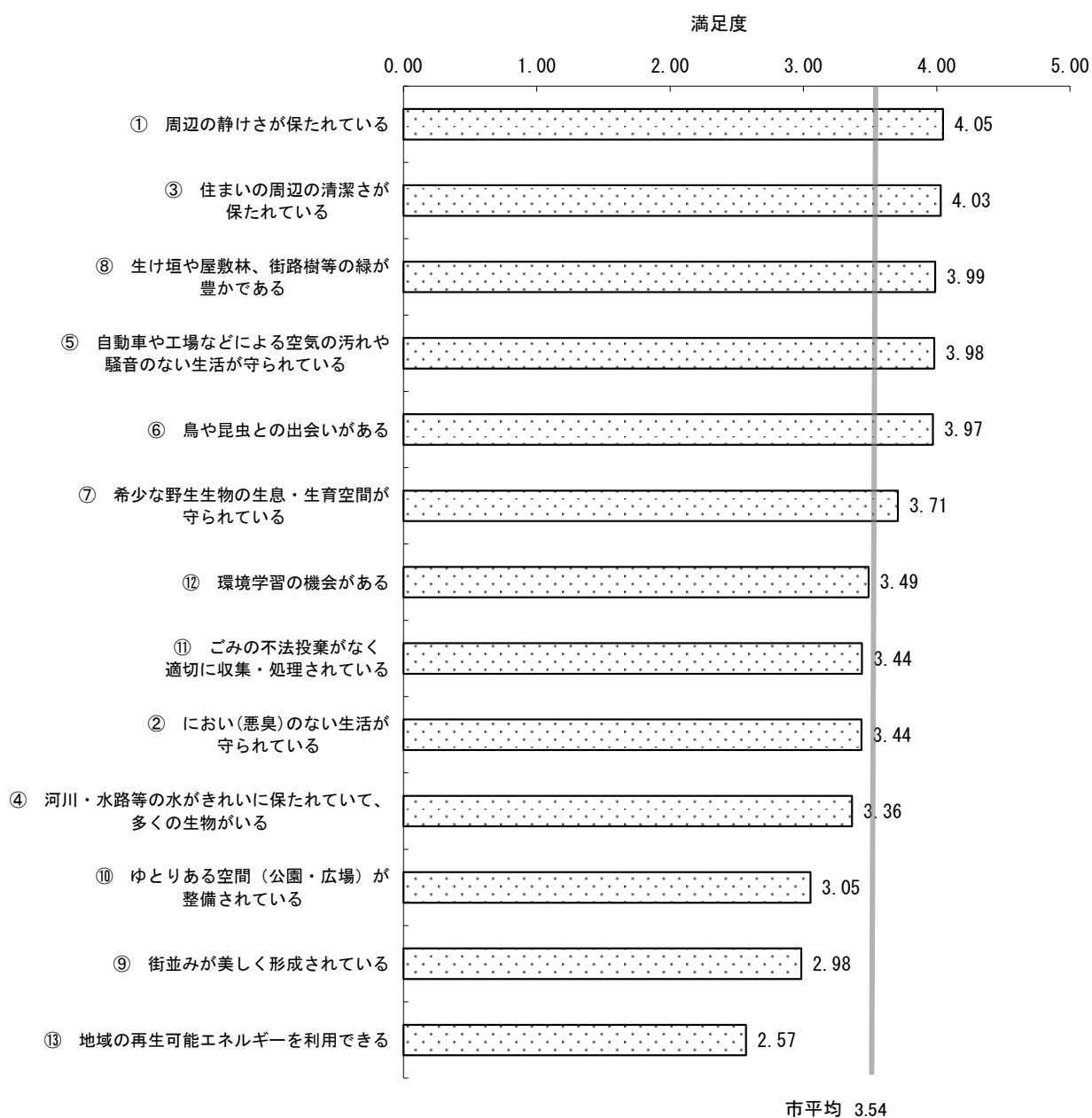


図 15 「機器類等の導入」内訳

V. 地域環境の満足度・重要度について

I 現状の満足度

地域環境の満足度については、平均が 3.54 であった。このうち、最も満足度が高かったのが「①周辺の静けさが保たれている」で 4.05、次いで「③住まいの周辺の清潔さが保たれている」が 4.03、「⑧生け垣や屋敷林、街路樹等の緑が豊かである」が 3.99、「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」が 3.98、「⑥鳥や昆虫との出会いがある」が 3.97 と続いていた。一方、「⑬地域の再生可能エネルギーを利用できる」の満足度が最も低く 2.57 であり、脱炭素社会の実現に向けたエネルギーの地産地消に課題があることがうかがえた。

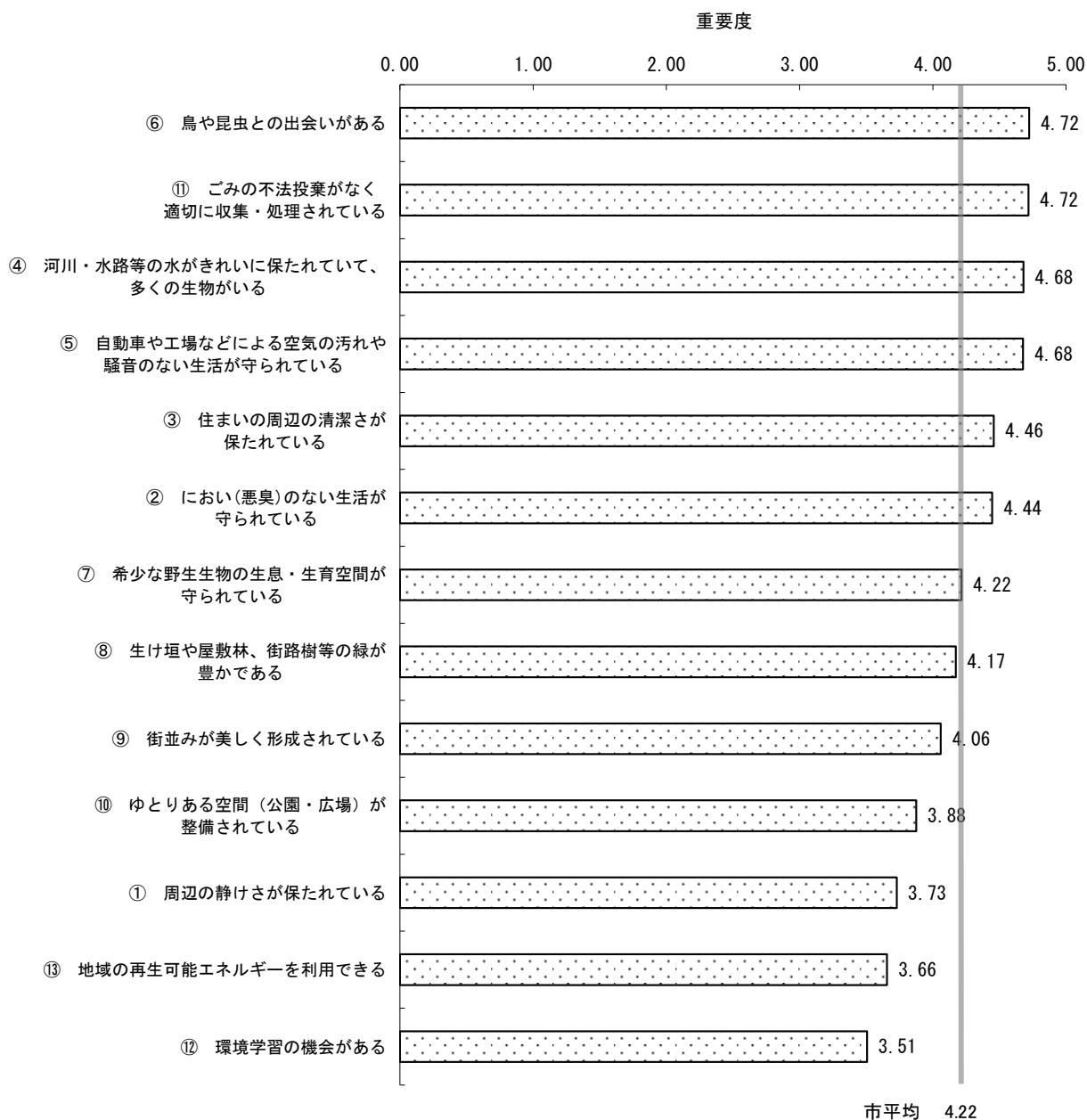


※満足度は「満足」を5、「どちらでもない」を3、「不満」を1とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 16 現状の満足度

2 今後の取組みの重要度

今後の取組みの重要度については、平均が 4.22 といずれの取組みも重要と考えられていることがうかがえた。このうち、重要度が最も高かったのは「⑥鳥や昆虫との出会いがある」で 4.72、次いで「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」が 4.72、「④河川・水路等の水がきれいに保たれていて、多くの生物がいる」、「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」が 4.68 と続いていた。一方、最も重要度が低かったのは「⑫環境学習の機会がある」で 3.51 であった。



※重要度は「とても重要」を5、「どちらかというと重要」を4、「どちらかというと重要でない」を2、「重要でない」を1とし合計を回答者数で除し平均を求めたもの

図 17 今後の取組みの重要度

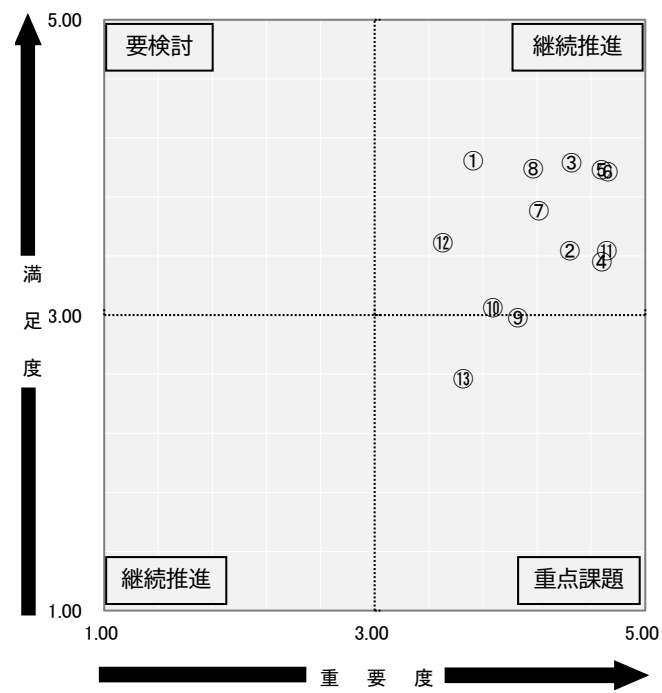


図 18 「地域の環境」 散布図

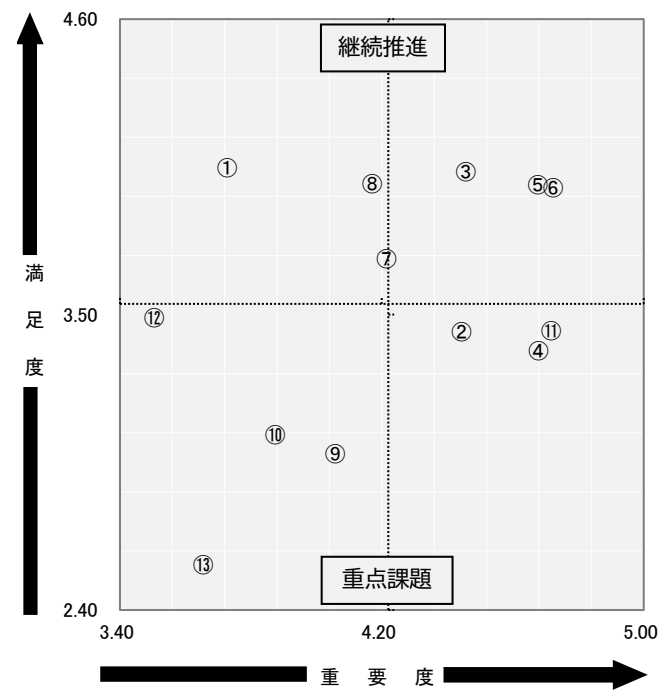


図 19 「地域の環境」 散布図拡大部分

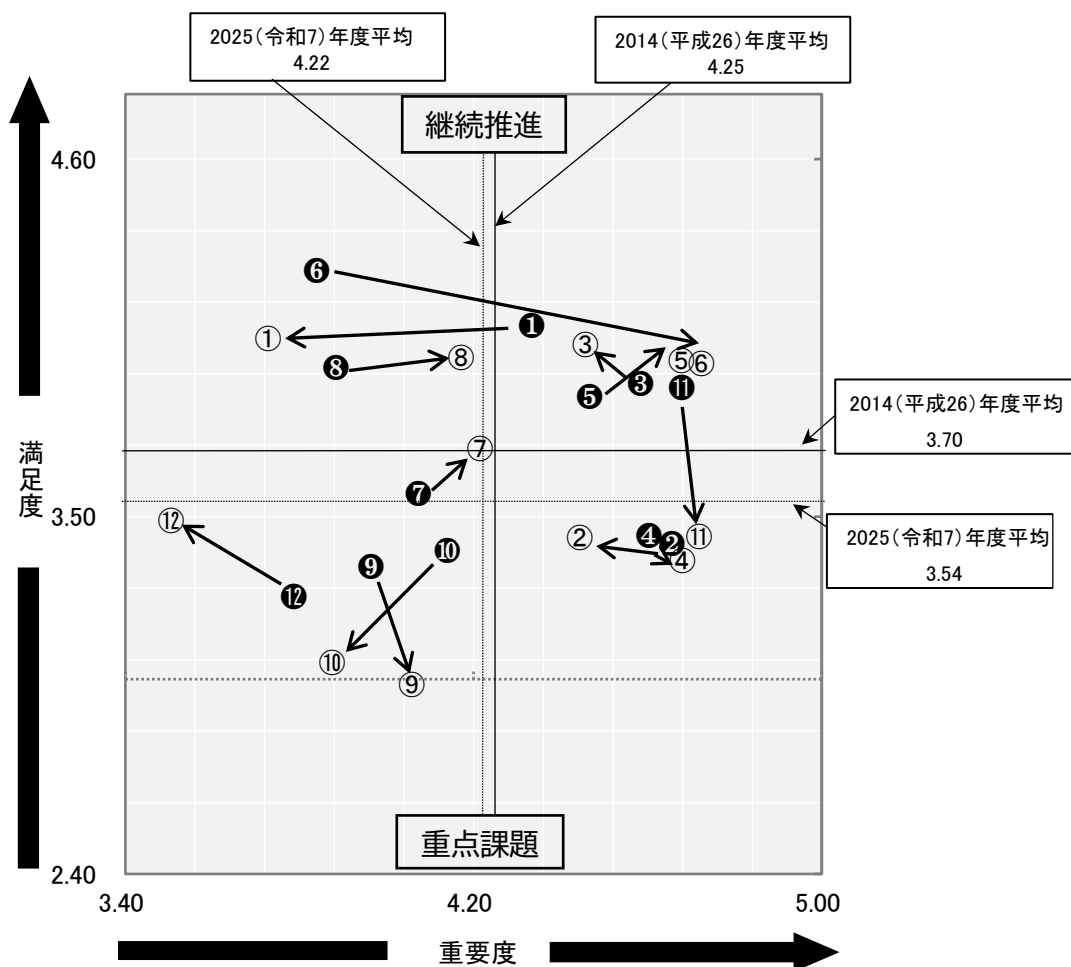
3 過年度との比較

過年度である 2014（平成 26）年度と今共通する 12 の内容を比較したところ、今年度、満足度、重要度ともに高くなった内容は「⑤自動車や工場などによる空気の汚れや騒音のない生活が守られている」、「⑦希少な野生生物の生息・生育空間が守られている」であり、より継続推進が求められていることがうかがえた。「⑨街並みが美しく形成されている」、「⑪ごみの不法投棄がなく適切に収集・処理されている」の満足度は低下しており、これらも継続推進が必要とかがえた。

「⑥鳥や昆虫との出会いがある」については満足度が低くなっている一方で、重要度は高くなっており、重点課題と考えられる。

なお、「①周辺の静けさが保たれている」、「②におい(悪臭)のない生活が守られている」、「③住まいの周辺の清潔さが保たれている」、「⑩ゆとりある空間（公園・広場）が整備されている」、「⑫環境学習の機会がある」については重要度が低くなっており、優先度は低くなったと考えられる。

なお、満足度、重要度それぞれの平均度合いは、過年度と今年度ともにほぼ同じだった。



※1 ①～⑫ 2014（平成 26）年度調査、①～⑫ 2025（令和 7）年度調査

※2 「⑬ 地域の再生可能エネルギーを利用できる」は、2014（平成 26）年度調査時にはないため除外している。

図 20 「地域の環境」過年度との比較分散図

VI. 今後の市の取組みについて

市が重点的に取り組むべき施策・対策については、「ポイ捨て・不法投棄対策（パトロールの推進、普及啓発など）」の回答が最も多く 71.7%、次いで「農地の保全・活用（農業の担い手・人材育成への支援、耕作放棄地解消のための補助など）」が 63.7%、「ごみの減量・再利用・再資源化・適正処理の推進」が 62.7%と続いていた。一方、「環境教育・環境学習の推進（イベント、講演会、講座の開催など）」は最も回答率が低く 29.8%であり、必要性が伝わっていない可能性がうかがえた。

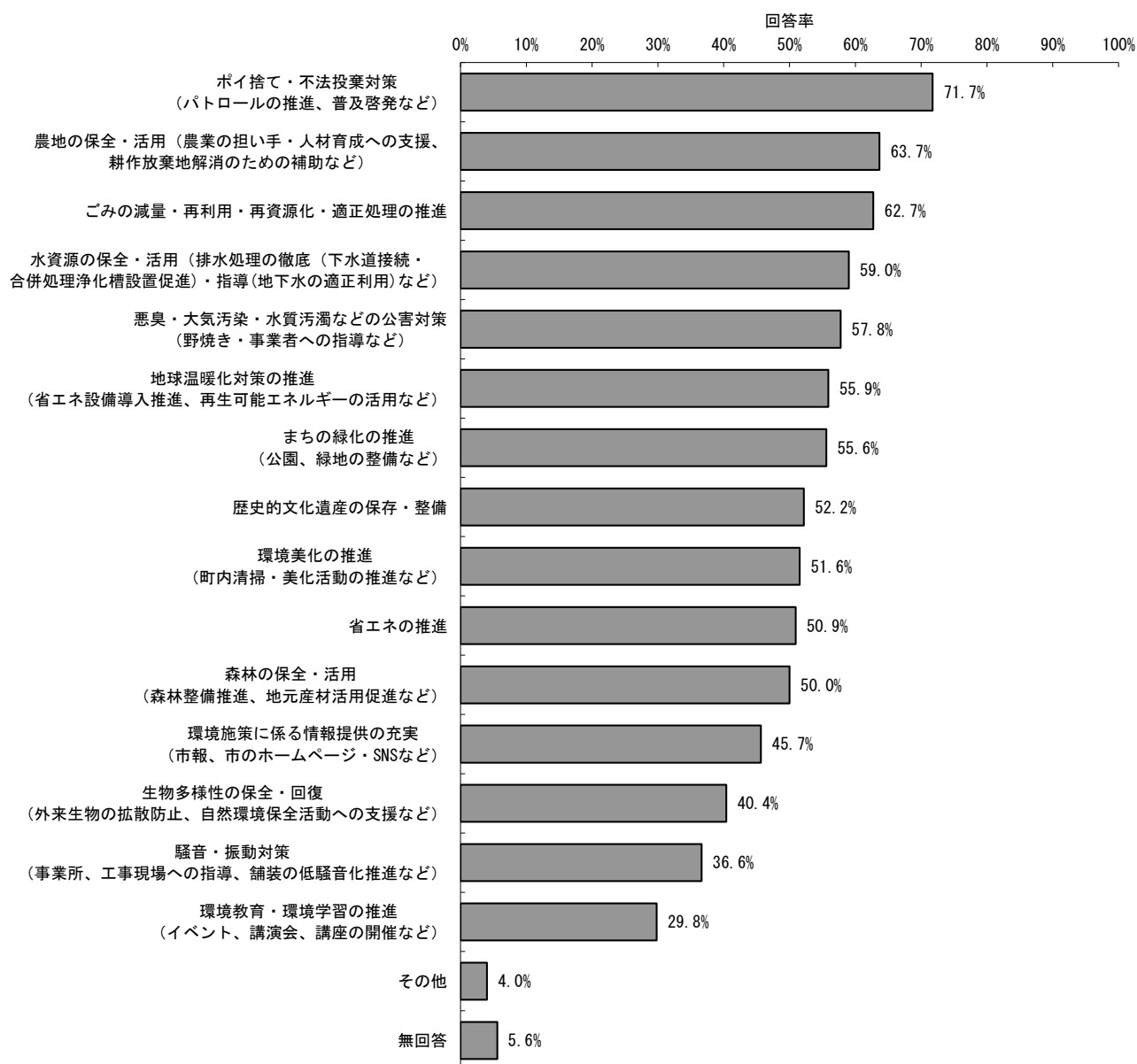


図 21 「取り組むべき対策」回答数と内訳

VII. 生物多様性について

1 生物多様性

生物多様性という言葉については、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせて 68.9%と、約 7 割が耳にしたことがある状況であったが、内容まで「知っている」割合は 21.1%と低くなっていた。

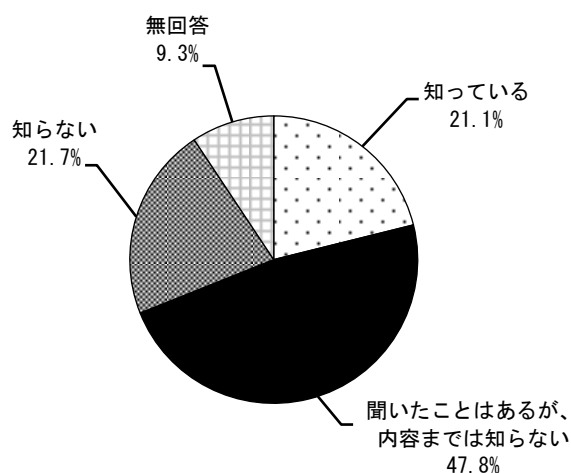


図 22 「生物多様性」の認知度

2 特定外来生物

特定外来生物のうち、「アライグマ」の認知度が最も高く、「知っている」という回答が 9 割以上であった。次いで「ヒアリ」が 8 割程度、「ミシシippアカミミガメ」が 5 割程度と続いていた。

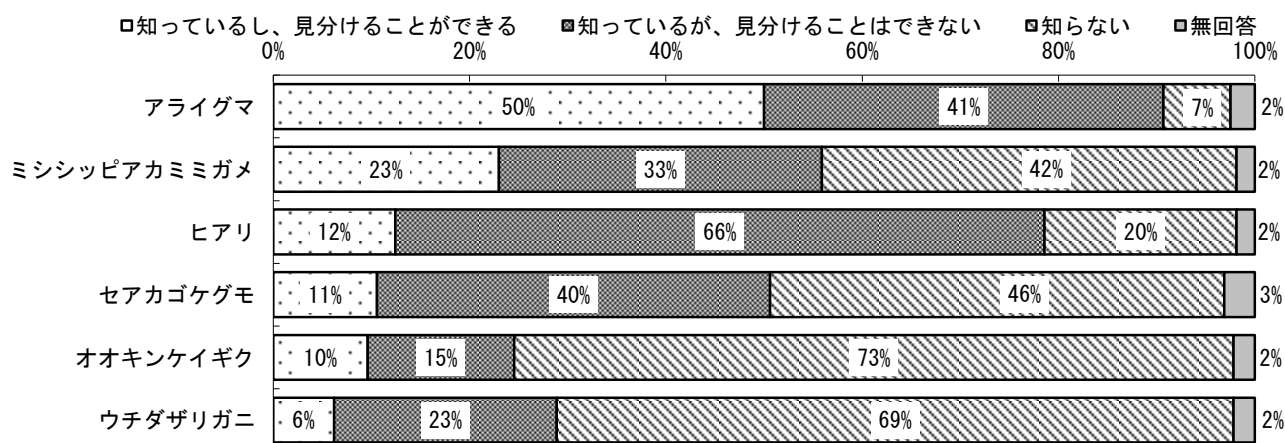


図 23 特定外来生物の認知度

3 今後の取組み

今後検討すべき生物多様性に関する施策については、「外来生物対策」の回答が最も多く 57.5%、次いで「希少野生生物の生息・生育環境の保全」が 46.6%、「ペットの適正飼育の啓発」が 45.3%と続いていた。一方、「自然観察会などのイベントの開催」は 13.7%と最も少なくなっていた。生物多様性に関する施策については、自然観察会などのイベント開催よりも、具体的な取組みの推進が求められていることがうかがえた。

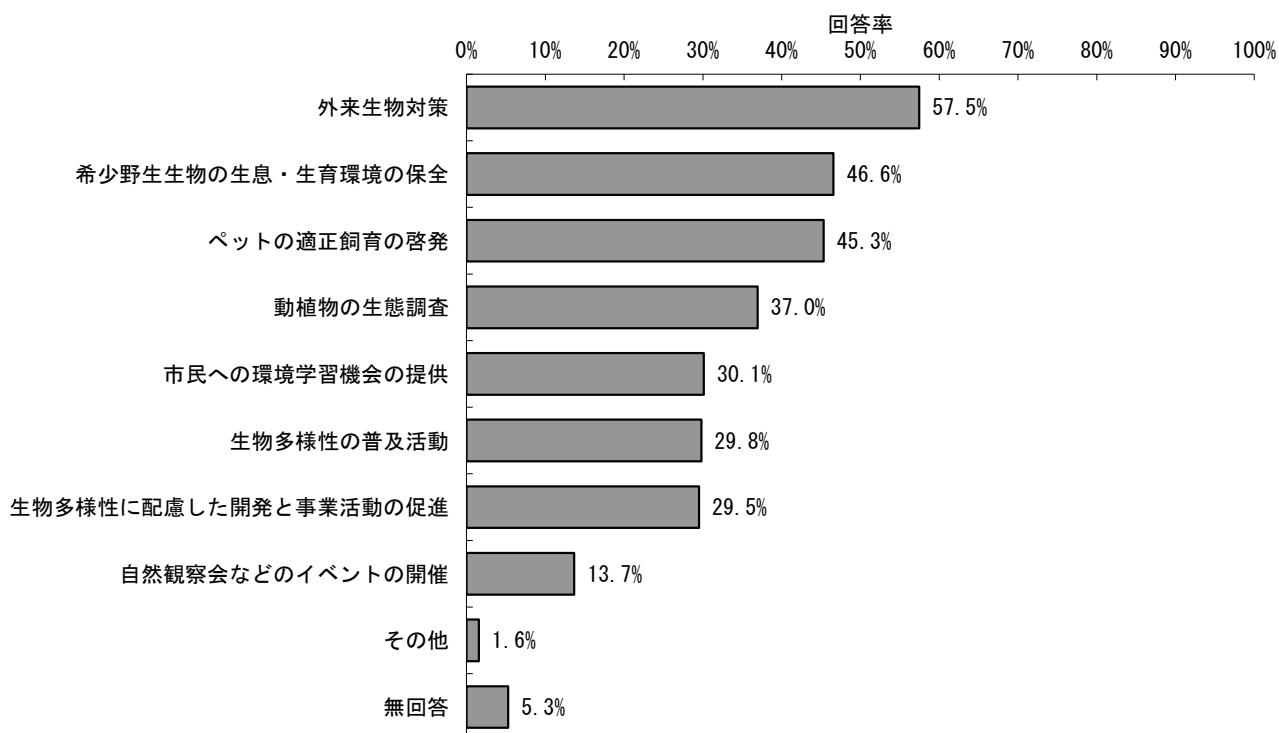


図 24 今後検討すべき生物多様性に関する施策

VIII. 再生可能エネルギーについて

再生エネルギー導入についてどう思うかについては、「地球温暖化防止に繋がる」が最も多く63.7%、次いで「光熱費を削減できる」が54.7%、「天候や季節といった環境的要因に左右される」が51.2%と続いていた。「地域資源を有効活用できる」、「エネルギー代金の流出を減らせる」、「地域経済活性化できる」の回答が少なく、これら再生可能エネルギーの長所に関する情報発信の強化が重要とかがえた。

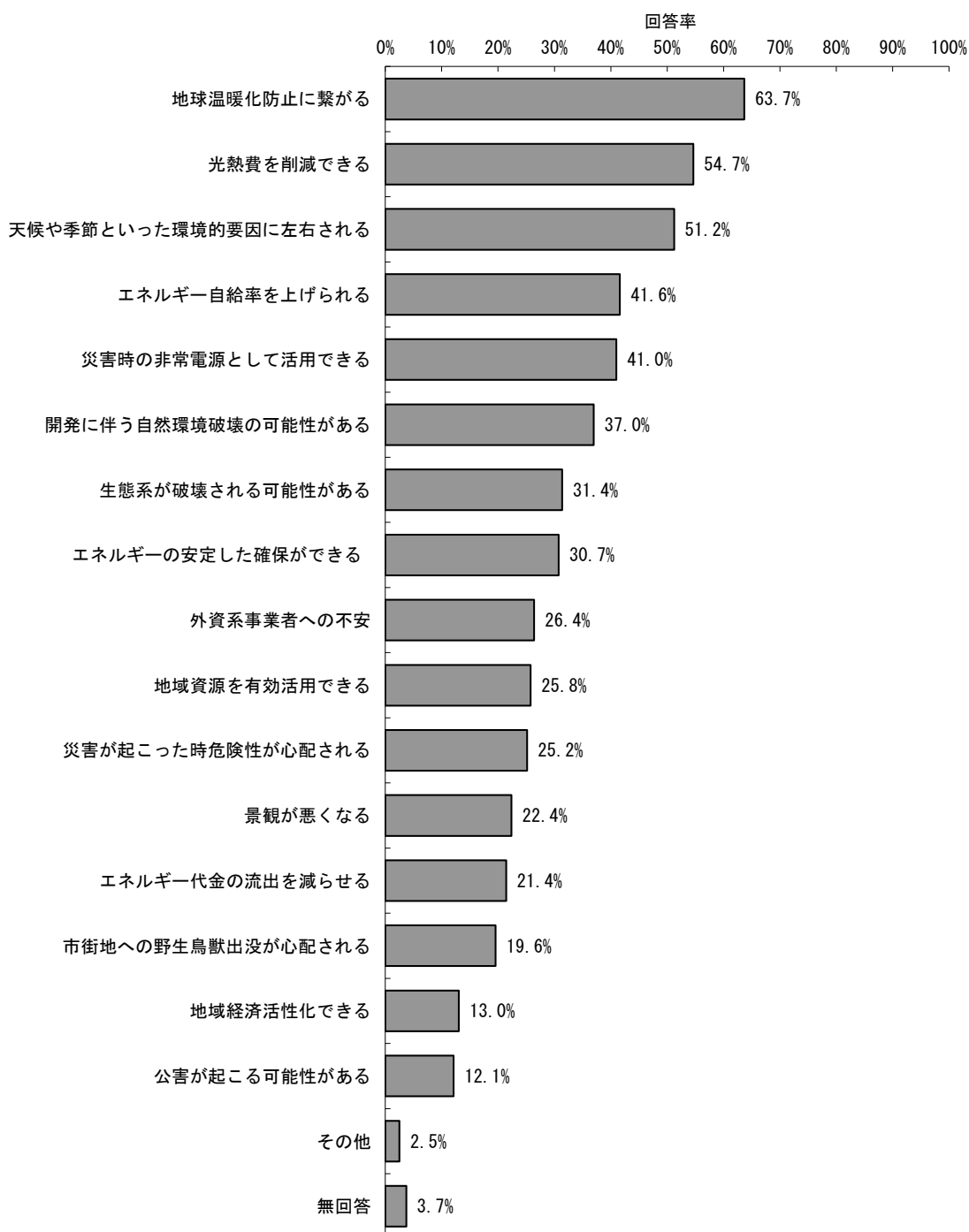


図 25 再生エネルギー導入についてどう思うか

IX. 用語の認知度について

1 米沢市ゼロカーボンシティ宣言

「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」について、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の回答率が 51.8%と、約 5 割が耳にしたことがある状況であった。一方、内容まで「知っている」は 12.4%であり、内容の周知に課題がうかがえた。

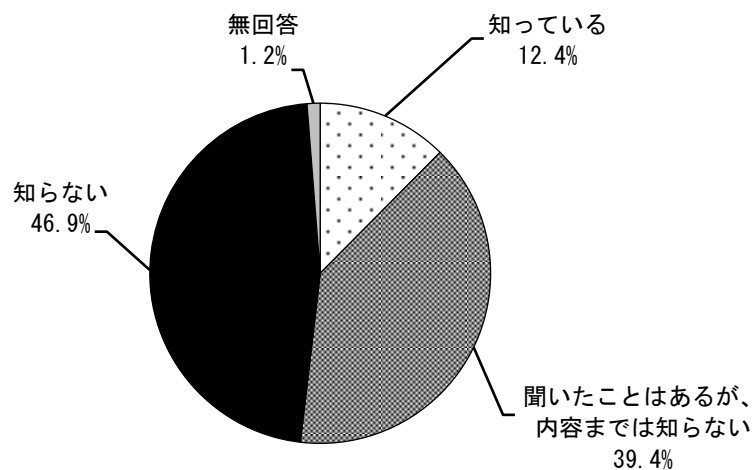


図 26 「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」認知度

2 米沢市プラスチックごみゼロ宣言

「米沢市プラスチックごみゼロ宣言」について、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の回答率が 55.2%と約 5 割が耳にしたことがある状況であった。一方、「知っている」の回答率は 18.9%であり、内容の周知に課題がうかがえた。

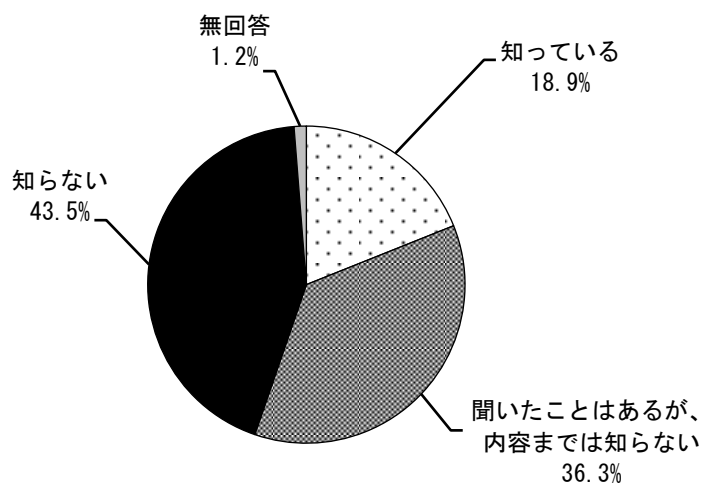


図 27 「米沢市プラスチックごみゼロ宣言」認知度

3 デコ活

「デコ活」については、「知らない」の回答率が79.8%と認知度が低い状況であった。

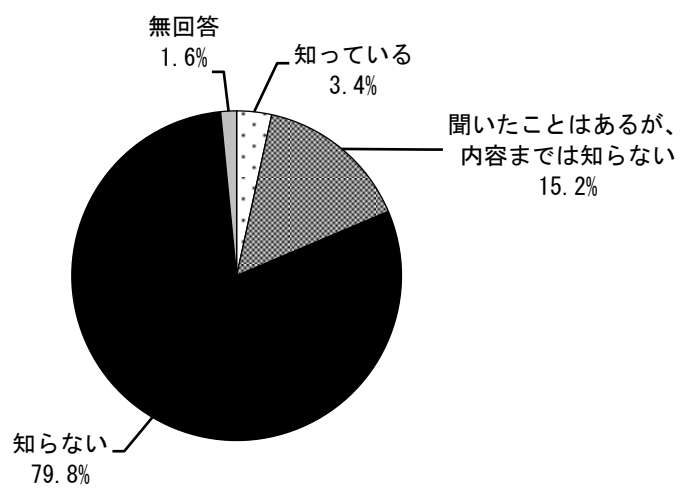


図 28 「デコ活」認知度

用語解説

【あ行】

- ・ 亜高山帯

植物の垂直分布で、中部山岳では標高 1500～2500m の地帯をいう。

- ・ ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含み、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

- ・ 温室効果ガス

地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称をいう。

【か行】

- ・ カーボンニュートラル＝実質排出量ゼロ

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

- ・ 気候的極相

その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

- ・ 健康項目

人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている 27 項目の汚染物質をいう。

【さ行】

- ・ 実質排出量ゼロ＝カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

- ・ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収などにより適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会をいう。

- ・ 水源かん養

洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能をいう。

- ・ 生活環境項目

川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS 等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO 等）の面からみた水質の環境基準が設定されている 10 の項目をいう。

- ・ゼロカーボンシティ宣言

2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。）を目指し、実現に向けて取り組みを進めることを宣言したもの。

【た行】

- ・第 4 次山形県環境計画

山形県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。同条例に掲げる「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向が示されているもの。

- ・出前講座

市民の要請に応じて市の職員等を講師として派遣して行う、行政に関する専門知識を生かした講座をいう。

- ・特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

【な行】

- ・ナラ枯れ

カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

- ・ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していく状態から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを趣旨とする。

【は行】

- ・バイオマス

「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

- ・分布限界

生物の地理的分布は、地形、土壌、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種（ないし属その他の分類単位）や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

- ・保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

- ・保護林

原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

【や行】

・用途地域

計画的な市街地を形成するために、用途に応じて13地域に分けられたエリアをいう。

【数字】

・3R

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）及びリサイクル（recycle 再利用、再資源化）の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取組をいう。

【A～Z】

・PFAS（有機フッ素化合物）

PFAS（通称ピーファス）とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指す。分類の仕方によって数が異なるが1万種類以上の物質があるとされている。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されており、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。

・SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っているもの。

・SDGs未来都市

内閣府においてSDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定された地方公共団体をいう。

平成9年3月31日

条例第8号

改正 平成12年3月29日条例第22号

平成23年9月30日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する理念並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにし、もって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(環境の保全等に関する理念)

第2条 環境の保全等に関する理念は、次のとおりとする。

(1) 未来・共生

市民、事業者及び市は、自然に抱かれた健全で豊かな環境のもたらす恵みが現在及び将来にわたって継続的に享受されるべきであることを認識すること。

(2) 協働・参加

市民、事業者及び市は、大気、水、緑その他の環境資源が有限であるとの認識の下に協働して環境の保全等に努めること。

(3) 地球的視野・循環

市民、事業者及び市は、地球的視野に立った適正な配慮の下、環境が循環を基調としていることを認識すること。

(4) 科学性・総合性

市民、事業者及び市は、環境の変化に的確に対応できるよう科学的かつ総合的な視点に立つこと。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らの日常生活において環境を損なうことのないよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動の環境に及ぼす影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第2条に定める理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(施策の基本方針)

第6条 市は、前条に規定する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の自然環境を保全し、及び多様な生態系を保護すること。

(2) 緑の創造、環境の美化の促進、廃棄物の資源化その他市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的かつ文化的な遺産の保存及び活用による潤

いと安らぎのある都市空間を創造すること。

(4) 環境の保全等に関する市民の意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するための学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、米沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、米沢市環境審議会条例（平成6年条例第13号）に基づく審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第9条 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(環境調査)

第10条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、環境に関する情報の収集及び整備を行うものとする。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全等についての理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲を増進するため、関係機関及び関係団体と協力し、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者又は民間の団体が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全等に係る広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と相互に協力して推進するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、環境基本計画に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

米沢市環境審議会条例

平成6年6月27日

条例第13号

改正 平成9年3月31日条例第10号

平成17年6月30日条例第17号

平成19年3月30日条例第8号

平成25年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、米沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(1) 米沢市環境基本条例（平成9年条例第8号）第7条第1項に規定する環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係行政機関及び団体の役職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、審議会が前条の規定により答申したときをもって解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、特定事項の調査及び研究をする必要のあるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成7年4月30日までとする。

(米沢市公害対策審議会条例の廃止)

- 3 米沢市公害対策審議会条例(昭和56年条例第7号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日条例第10号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第23号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第4期米沢市環境基本計画策定の経緯

令和6年

7月12日 第1回米沢市環境審議会開催

市長から米沢市環境審議会会長に第4期米沢市環境基本計画の委員を諮問
ゾーニングマップ、脱炭素先行地域事業、審議会スケジュールについて説明

9月30日 第2回環境審議会開催

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、ゾーニングマップ、脱炭素先行地域事業について審議

11月18日 第3回環境審議会開催

ゾーニングマップ(委託業者説明)、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
答申、脱炭素先行地域事業について説明

令和7年

5月22日 第4回環境審議会開催

市長から米沢市環境審議会会長に第4期米沢市環境基本計画の委員を諮問
環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(策定及び審議会スケジュール等)、脱炭素先行地域事業について説明

9月25日 第5回環境審議会開催

第4期米沢市環境基本計画の中間見直し(素案)について審議

11月14日 第6回環境審議会開催

第4期米沢市環境基本計画の中間見直し(素案)について審議

令和8年

1月5日 ~ 1月26日 パブリック・コメント実施

第4期米沢市環境基本計画(案)

米沢市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)(案)

3月25日 第7回環境審議会開催

第4期米沢市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)について
答申、脱炭素先行地域事業について説明

米沢市環境審議会 委員名簿

氏 名	所 属・職 名
よしだ つかさ 吉田 司	国立大学法人山形大学工学部教授
なかがわ めぐみ 中川 恵	山形県公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学准教授
しらかべ ようこ 白壁 洋子	森林ボランティア団体「森の仲間たち」代表 山形県環境アドバイザー
たか の ひろのぶ 高野 浩宣	米沢商工会議所 総務企画部マネージャー
よこやま たまよ 横山 球代	米沢商工会議所女性会 会長
さとう いくこ 佐藤 郁子	生活クラブやまがた生活協同組合理事長
さいとう れいこ 齋藤 麗子	米沢市衛生組合連合会 副会長
わがつま こういち 我妻 弘一	東南置賜建築業協会 副会長
ふかせ じゅんこ 深瀬 順子	米沢市消費生活研究会 副会長
しおこし のりお 塩越 憲夫	環境省環境カウンセラー
ふくしま まさみち 福島 正道	環境省環境カウンセラー
さとう あき 佐藤 亜紀	公募委員
よしはら こ 吉原 ゆみ子	公募委員

以上順不同、敬称略

第4期米沢市環境基本計画

発行日

令和8年3月

編集・発行

米沢市市民環境部環境課

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

TEL0238(22)5111
